

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康づくり県民運動事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	1	健康づくりの推進

1 事業のねらい・目的

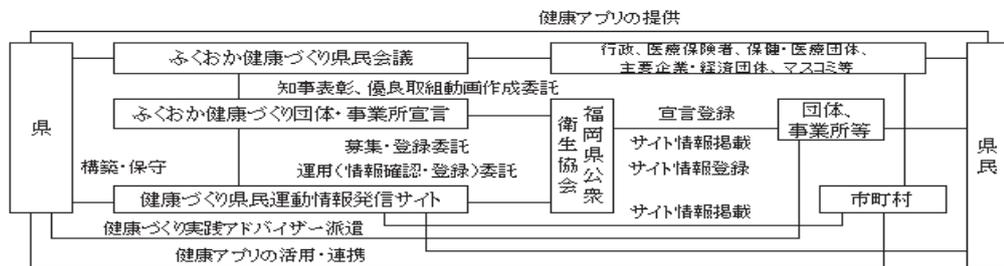
○ 県民一人ひとりが健康づくりを自分の問題として捉え、健(検)診の受診や食生活の改善、運動習慣の定着といった具体的な健康づくりに取り組むよう、健康づくり県民運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。

2 事業概要

1 健康づくり県民運動基盤事業
 (1) 「ふくおか健康づくり県民会議」による健康づくり県民運動の推進
 (2) 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の募集と登録
 (3) ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの運用
 (4) ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトを活用した健康づくりに取り組むきっかけづくりの提供
 (5) アプリを活用した健康ポイント事業の実施

2 健康づくり県民運動推進事業
 (1) 健(検)診受診率の向上に関する取組み
 ① 健康づくり実践アドバイザー派遣事業
 ② 健康測定機器を活用した健(検)診の受診勧奨の実施
 (2) 食生活の改善に関する取組み
 「チャレンジ! レシピコンクール」の開催
 (3) 運動習慣の定着に関する取組み
 ① 県民の運動習慣の定着に向けたスロージョギングの普及
 ② 県民の運動習慣の定着に向けた地域における取組みの促進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録団体・事業所数	目標	5,000	2,000	1,000	1,000	1,000
	実績	4,382				
特定健診実施率	目標	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	実績	47.2%(H28)				
特定保健指導実施率	目標	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上
	実績	19.3%(H28)				
「健康づくり実践アドバイザー」派遣件数(事業所数)	目標		150	150	150	150
	実績					

【指標の考え方】

- 健康づくり団体・事業所宣言の登録目標は、H30、R1年度に既存の健康づくりに関する取組み(がん検診推進事業登録事業所、食の健康サポート店等)を行っている事業所の登録を進めていくため、H30年度は5,000件、R1年度は2,000件とし、次年度以降は年間1,000件の増加を目標とする。
- 特定健診・保健指導実施率は、県健康増進計画(第2次)に合わせて設定する。
- 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業所数は見直し以前の実績に基づき、目標を150事業所に設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 特定健診実施率については、県の人口の約半分を占める両政令市の受診率が低いことが大きく影響している。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 「県民運動」としての健康づくりの取組み推進と情報発信により、県民、企業・事業所の健康づくりの意識が浸透し、従業員の健康づくりの取組みなどの「健康経営」や、県民の健康づくりのためのサービス提供を行う企業・事業所が増加するとともに、健（検）診受診者の増加や、自主的健康づくりに取り組む者の増加など、県民の健康づくりに関する行動変容につながり、結果として医療費等社会保障負担の軽減が図られる。
	【事業の効率性】 様々な分野の関係団体が一体となって自主的な健康づくりを県民運動として展開することで、県民にいろいろな角度から健康づくりの働きかけを行うことができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	25,812	76,912	130,888	時間	1,631	5,400	5,400
（うち一般財源）	25,812	38,747	67,639	人件費（千円）	6,701	22,184	22,184

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ ） <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸のためには、引き続き上記事業を実施し、県民一人ひとりに健康づくりの取組みを働きかけていく必要がある。 事業所が健康づくり団体・事業所宣言に登録することで、従業員やその家族に対する健康づくりの取組みを促す。 従業員50人未満の中小事業所は、産業医の設置義務がないことから、大規模事業所と比較して健康づくりに取り組む事業所が少なく、労働者の健康状態の悪化を招くケースが多いと考えられる。また、特定健診実施率も低いいため、健康づくり実践アドバイザー派遣により、県が労働者の健康づくりを支援する必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり県民会議の構成団体や「健康づくり県民運動に関する連携協定」を締結している生命保険会社と連携し、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトのチラシの配布などについて協力をしてもらい、情報発信サイトをより多くの人に周知するとともに、「ひさやま元氣予報」等の新たなツールや健康づくりに関する様々な情報が掲載されていることも併せて周知していく。 健康アプリの活用にあたり、市町村と連携して、アプリ利用者に健康教室やイベント等への参加によるポイント付与や健康づくり情報を発信することで、県民が健康づくりに積極的に取り組むよう周知を図る。 中小事業所への健康づくり実践アドバイザー派遣事業については、今後も引き続き保険者や商工関係団体等の様々な関係機関と連携を図り、事業の周知に協力してもらうとともに、あらゆる機会を捉えて事業の周知を実施していく。 食生活の改善に関する取組みとしては、新たに「ふくおかヘルシーメニュー（レシピコンクールの上位入賞作品）」を活用した住民向けの料理教室を開催するとともに、県庁地下食堂におけるヘルシーメニューの提供や食堂内に健康づくり啓発コーナーを設置する。（+2,216千円） スロージョギングの普及にあたり、県営公園を活用したスロージョギング大会を開催し、地域・職域への定着及び取組みの継続性を高める。（+1,323千円） スロージョギング・ウォーキング・ケアトランポリンのさらなる普及のため、市町村が体験会や教室を開催する際の助成を充実する。（+59,110千円）

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	歯科口腔保健強化推進事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H26
-----	--------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	歯科口腔保健の推進

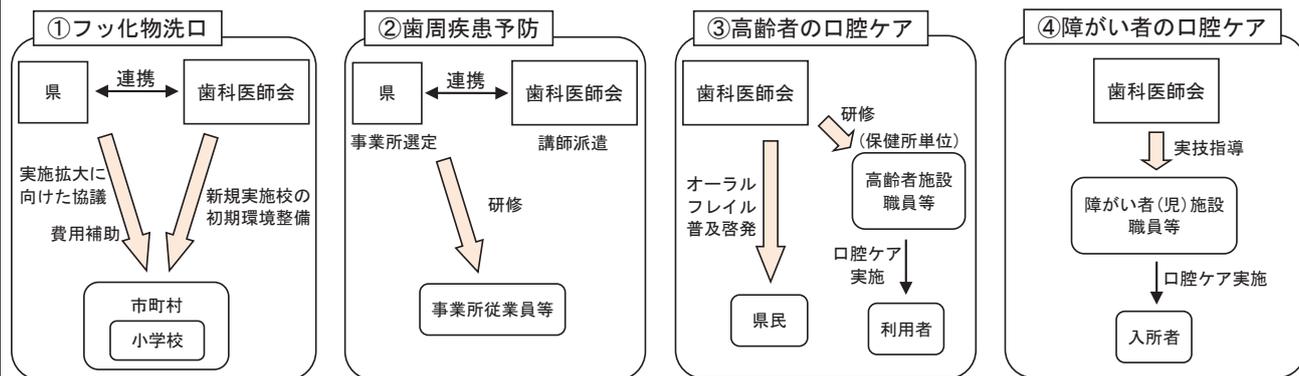
1 事業のねらい・目的

平成26年3月「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定した。本条例に基づき、科学的根拠に基づくむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢者や心身障がい者(児)の口腔衛生の向上を推進するため、取組みを一層強化していく。

2 事業概要

- ①学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業
フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行う。
- ②歯周疾患予防推進事業
事業所の従業員等に対し、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連に関する講話及びブラッシング指導を行う研修会を開催する。
- ③高齢者に関する口腔ケア事業
高齢者施設の職員等に対し、高齢者の口腔ケアの重要性についての講話及び専門的口腔ケアの手法を学ぶ研修会を開催する。また、オーラルフレイル(軽微な口腔機能の低下)の普及啓発のため、講話や歯科健診、嚥下機能評価等のイベントを開催する。
- ④障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業
障がい者(児)入所施設において、入所者の特性に応じた口腔ケアの方法を実技指導する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
12歳児一人平均むし歯本数の減少	目標	H30までに 1.0本	→	1.0本	R5までに 0.8本	→	→
	実績	1.1本	1.0本	1.0本			
成人の定期歯科健診受診率の向上	目標	H30までに 60%	→	60%	R5までに 65%	→	→
	実績	57.8%	-	-			

【指標の考え方】

12歳児一人平均むし歯本数：H30年度に「福岡県歯科口腔保健推進計画(第2次)」(以下、「歯科計画」という。)を策定し、本県及び全国平均の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。既存の調査項目で全国的に実施されているため、比較しやすい。

成人の定期歯科健診受診率：H30年度に「歯科計画」を策定し、本県の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。歯周疾患予防のためには定期的な歯科健診が必要なことから、5年毎に実施する県民健康づくり調査の調査項目を利用している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

12歳児一人平均むし歯本数はH30年度において目標を達成しているものの、その数は全国平均(0.74本)よりも多く、更なる取組みが必要である。成人の定期歯科健診受診率については、数値の公表が5年毎となっているが、着実に普及啓発は進んでいると考えている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康は、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすものである。学校関係者や保護者、事業所の健康管理担当者等、歯科保健に従事する者を対象に、歯科口腔保健に関する正しい知識を普及し、学齢期の科学的根拠に基づくむし歯予防の取組みや成人期の歯周病予防に向けた歯科健診等の実施の促進を図ることは、県民の健康維持・増進に有効な方策である。 ・高齢者施設における効果的な口腔ケアの手法の確立・普及を図るとともに、広く県民に対してオーラルフレイルに関する普及啓発を図ることは、誤嚥性肺炎やフレイルの予防など高齢者の健康維持に繋がるものである。 ・障がい者(児)施設の従事者等に対し、口腔ケアの専門的な実技指導を行い、入所者の口腔衛生の向上を図ることは、治療に専門的な知識・技術を必要とする障がい者(児)の歯科疾患を予防し、健康の維持・増進に有効な方策である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童期、成人期、高齢期それぞれの世代に応じた取組みを行うことによって、効果的に歯科保健を推進することが出来る。 ・歯科医師会など関係団体との連携や事業の一部委託等により、当該団体の専門性を生かした効率的な事業実施が出来る。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,997	17,375	33,144	時間	4,048	4,048	4,048
(うち一般財源)	4,069	12,805	19,991	人件費(千円)	16,630	16,630	16,630

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>(学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口の実施校数の増加を図るため、引き続き市町村への支援が必要。 <p>(歯周疾患予防推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会実施事業所において従業員の意識変化や行動変容等の効果が見られたことから、取組みを継続し研修会受講事業所を増やすことで、普及啓発を進める必要がある。 <p>(高齢者に関する口腔ケア事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度より研修会対象の高齢者施設が増加したことから、取組みを継続し研修会受講施設を増やすことで、普及啓発を進める必要がある。 ・オーラルフレイルに係る普及啓発について、R1年度の福岡市内に続きR2年度は北九州市内でイベントを実施予定。 ・地域におけるオーラルフレイル対策の定着のため、個々人の状態に合わせたきめ細かな対策を行う必要がある。 <p>(障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間で105か所の入所施設に対する支援を行っていく予定。
<p>【見直し内容】</p> <p>(学童期むし歯予防推進事業 7,639千円増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口の実施について、既実施校の所在する市町村に加え、周辺地域等の実施校の存在しない市町村に対して個別協議により働きかけを行う。 (増加経費は実施校の増加によるもの) <p>(高齢者に関する口腔ケア事業 8,521千円増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーラルフレイル対策について、高齢者を対象とした出張講座や歯科専門職及び市町村職員等に対する研修会を開催する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	精神障がい者地域生活支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H23
-----	----------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	1	こころの健康の推進

1 事業のねらい・目的

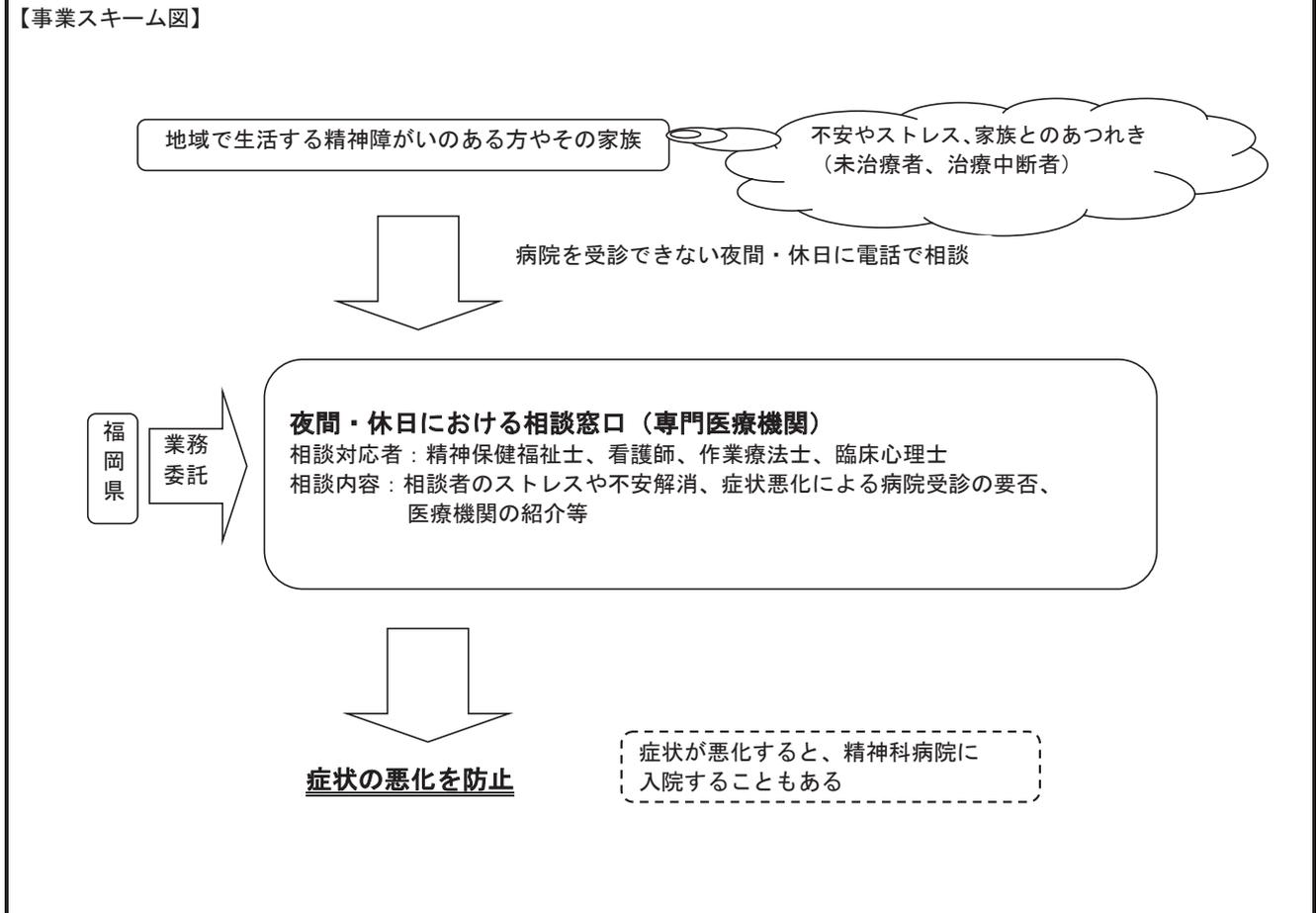
「夜間・休日における相談窓口」を設置し、精神障がいのある方の夜間・休日における不安感の増大等に対処することで、症状の悪化を未然に防止し、精神障がいのある方の地域での生活継続に寄与する。

2 事業概要

「夜間・休日における相談窓口」

精神障がいのある方の夜間・休日における不安の軽減を図るために精神保健福祉士等による電話相談窓口を設置・運営する。

- 対象者 日常生活においてストレスや不安等を解消できずに、悩みを抱えている精神障がいのある方及びその家族
- 窓口時間 夜間 17時～翌日 8時
休日 8時～ 17時
- 主な相談内容 相談者のストレスや不安解消、症状の悪化による病院受診の要否、医療機関の紹介等



3 事業目標等			H27	H28	H29	H30	R1	R2
成果指標								
休日・夜間における相談件数	目標		5,300	6,200	12,700	14,300	14,700	14,900
	実績		11,452	14,674	14,724	14,975	8,343	

※R1の実績は4月～9月までの6か月分

【指標の考え方】
 休日・夜間における相談件数を設定する。
 平成29、30年度は目標を達成したため、目標値の見直しを行った。
 令和2年度目標値は、近年最も件数が多い平成30年度実績ベースの14,900件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 30年度は目標を達成した。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間14,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等が図られる相談窓口として機能している。 ・「夜間・休日における相談窓口」の設置後は、精神疾患の急変患者等、速やかに医療を必要とする者に対応するための窓口である「精神科救急医療情報センター」に寄せられていた相談件数が減少し、機能分担が図られた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院に委託することにより、精神保健福祉士等からの助言を得られるので、幅広い相談に効率的に対応できている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,291	14,030	14,077	時間	576	576	576
（うち一般財源）	12,291	14,030	14,077	人件費（千円）	2,367	2,367	2,367

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 休日・夜間に相談できる電話相談窓口をさらに周知する必要がある。
【見直し内容】 これまでの精神障がいのある方やその家族への周知、精神障がいのある方と接する機会が多い関係機関（障害サービス事業所、医療機関、市町村等）に対する周知に加えて、関係機関から様々な機会に相談窓口の周知を行うよう依頼し、精神障がいのある方やその家族への周知を図り、ひいては相談件数の増加を図る。

事業名	ひきこもり対策推進事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H22
-----	-------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	2	自殺防止対策・アルコール健康障がい対策の推進

1 事業のねらい・目的
「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり者及びその家族の支援を行い、早期の社会復帰を促す。

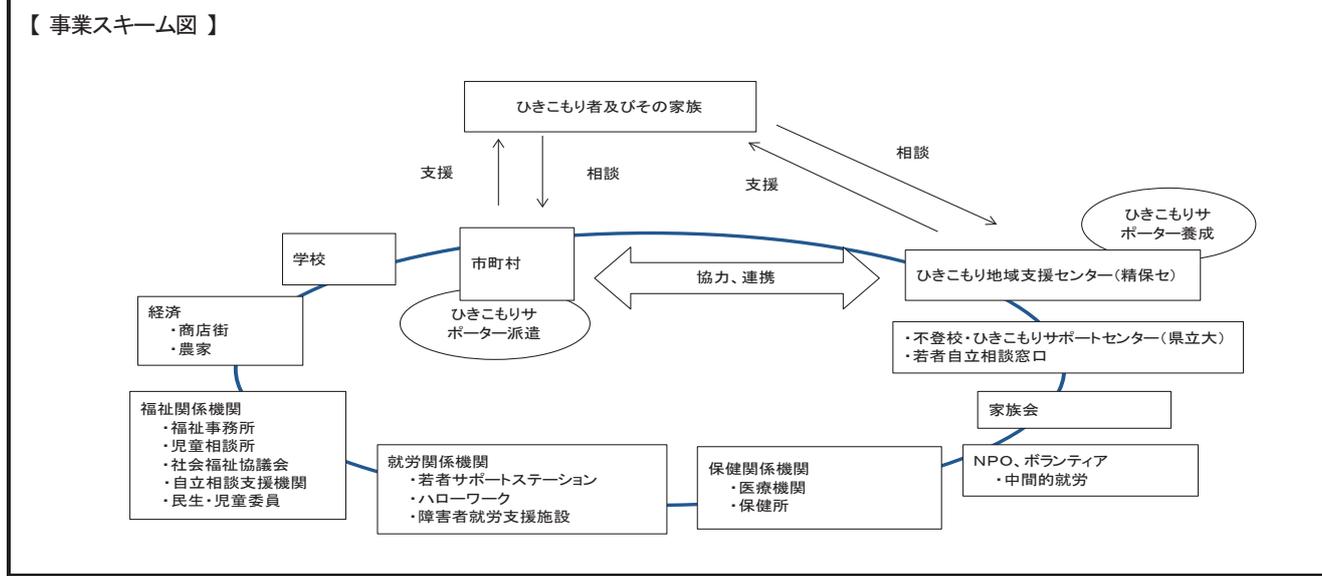
2 事業概要

- ひきこもり相談・訪問支援事業
 - ひきこもり者及びその家族を対象とした電話相談・来所相談・訪問支援を実施。
- 人材育成事業
 - ひきこもり家族教室の開催
ひきこもり者の家族に対し、ひきこもりに対する正しい知識を普及し、家族の不安・孤立感の軽減を図るとともに、ひきこもり者への効果的な関与ができるように支援する。
 - ひきこもり支援関係者研修会の開催
保健福祉(環境)事務所、市町村職員等ひきこもり支援関係者のスキルアップを図るための研修を開催。
 - 事例検討会の開催
ひきこもり者への支援を行っている保健福祉(環境)事務所等職員が、様々な事例への対応を学び、支援のスキルアップを図る。
- 関係機関連携強化事業
 - ひきこもり対策連絡調整会議の開催(医療・福祉・教育・労働等支援関係機関の連携を強化し支援体制の充実を図る)
 - ひきこもり地域支援センター実務者連絡会の開催(県及び政令市の地域支援センター実務者が協議し支援能力向上を図る)
 - 保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議の開催(保健福祉(環境)事務所実務者が協議し支援能力向上を図る)
 - ひきこもり支援者等ネットワーク会議の開催(地域支援センター、保健福祉(環境)事務所、NPO、親の会、社会福祉協議会等幅広い支援者等によるグループワークを実施し支援能力向上を図る)
 - 福岡県若者自立相談窓口と連携して若年層ひきこもりを早期に発見し、適切な支援を実施する
- ひきこもり者及び家族支援事業
 - 家族サロンの開催(家族同士の語らいを通じて、家族の癒しや情報交換の場とし、家族の対応能力を高める。)
- 情報発信事業
 - ひきこもり相談事業のマニュアル作成
 - ひきこもり支援等関係団体ガイドブックの作成
 - ホームページの作成

<事業実績>

		H26	H27	H28	H29	H30
家族教室	回数	8回	8回	8回	8回	7回
	延参加人数	74人	53人	63人	142人	99人
家族サロン	回数	12回	12回	12回	12回	12回
	延参加人数	39人	52人	38人	41人	29人

		H26	H27	H28	H29	H30
ひきこもり支援関係者研修会	回数	1回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	50人	115人	66人	98人	102人
ひきこもり対策連絡調整会議	回数	2回	2回	1回	1回	1回
	延参加人数	39人	36人	24人	18人	22人
ひきこもり地域支援センター実務者連絡会	回数	2回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	26人	12人	11人	14人	14人
保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議	回数	3回	3回	3回	3回	3回
	延参加人数	29人	29人	25人	24人	28人
ひきこもり支援者等ネットワーク会議	回数	1回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	35人	58人	62人	60人	56人



3 事業目標等

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ひきこもり者等来所相談・訪問支援件数（実人数）	目標		96	106	115	125	135	144
	実数	83	96	117	130	94※		
	うち来所	73	81	107	110	84※		
	うち訪問	10	15	10	20	10※		

※R1年度については9月末時点

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結び付いた者の数	目標	—	15	16	17	19	21	22
	実数	14	16	16	36			

【指標の考え方】

- ひきこもり者を社会参加に結びつけるための自立支援を行っていくことが主な目的であり、対象となるひきこもり者はひきこもり地域支援センターに来所した相談者や訪問を行った者であることから、来所相談・訪問支援件数を成果指標とする
 - ・来所相談・訪問支援件数の目標値は5年かけて現状の1.5倍の人数に対応していくものとする。平成28年度の目標値は平成25年から平成27年までの3ヶ年平均値である96人とし、平成29年度の目標値はこの1.1倍の人数である106人とし、平成30年度の目標値は96人の1.2倍である115人とする。同様に令和元年度を1.3倍、令和2年度を1.4倍、令和3年度を1.5倍とする。
 - 来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びついた者の人数
 - ・来所相談・訪問支援を行った者のうち、社会参加（一般就労、福祉的就労、専門学校・予備校等通学、職業訓練、ハローワーク等で求職活動）に結びついた者の人数も、成果指標に設定。
- ※目標については、平成26、27年度の来所相談・訪問支援実施実人数のうち社会参加に結びついた者の比率2か年の平均値である15%を用いて算出する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

来所相談・訪問支援件数及び来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びつく者について目標を達成できている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ひきこもり者及び家族の直接的な支援につながっている。
- ・家族教室、家族サロンの実施により、ひきこもり者及び家族の居場所や社会復帰のきっかけを提供している。
- ・支援関係者への研修等により、支援者のスキルアップが図られるとともに、支援センターの周知につながっている。
- ・各種会議開催により、関係機関との連携体制が一定構築されている。

【事業の効率性】

- ・支援関係者への研修実相談マニュアルにより、支援関係者をスキルアップさせ、事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	6,506	8,244	27,941	時間	1,058	1,225	1,225
（うち一般財源）	2,787	4,113	13,957	人件費（千円）	4,347	5,033	5,033

6 見直しの内容

継続
 拡充
 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
 一部改善
 縮小
 終了（完了）
 再構築（他の事業に組み替え）
 廃止

【上記の理由】

- ・平成27年及び平成30年に国が実施した調査結果から、県内のひきこもり者は約4万人と推計される。このような状況を踏まえ、国は、ひきこもり地域支援センターでのひきこもり支援に加えて、市が設置する自立相談支援機関をはじめ、ひきこもりの方及びその家族にとって身近な市町村の相談窓口を充実させることとし、ひきこもり地域支援センターに対し、市の自立相談支援機関へ助言や相談対応等の強力なバックアップを求めている。また、市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化とひきこもりの状態にある方やその家族に寄り添った相談支援について求めている。このため、ひきこもり地域支援センターにおいては、市町村等のひきこもり対策に対する支援の強化を図る必要があるとともに、よりきめ細かなひきこもり支援を行う。

【見直し内容】

- ・相談支援体制の拡充（+15,278千円）
ひきこもり地域支援センターに加え、新たに筑豊地区、筑後地区の2か所にサテライトを設置することにより、身近なところで電話や来所による相談対応、訪問支援を受けられる体制を整備する。併せて市町村の相談支援へのサポートを実施する。
- ・訪問支援体制の強化（+935千円）
ひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催し、名簿に登録したサポーターの市町村の訪問支援等での活用を促す。
- ・連携体制の強化（+466千円）
ひきこもり地域支援センター（本所及びサテライト）が中心となって、保健所圏域ごとにひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を開催し、地域のネットワークを構築することによって、切れ目のない支援につなげる。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アルコール依存症支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	2	自殺防止対策・アルコール健康障がい対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ アルコール依存症者及びその疑いのある者の減少により、県民の健康増進を図る。
 ○ アルコール健康障がいに関する知識の普及、アルコール依存症の予防のための飲酒行動改善の取組み、アルコール依存症の早期発見と相談、医療へのつながりを促進する。

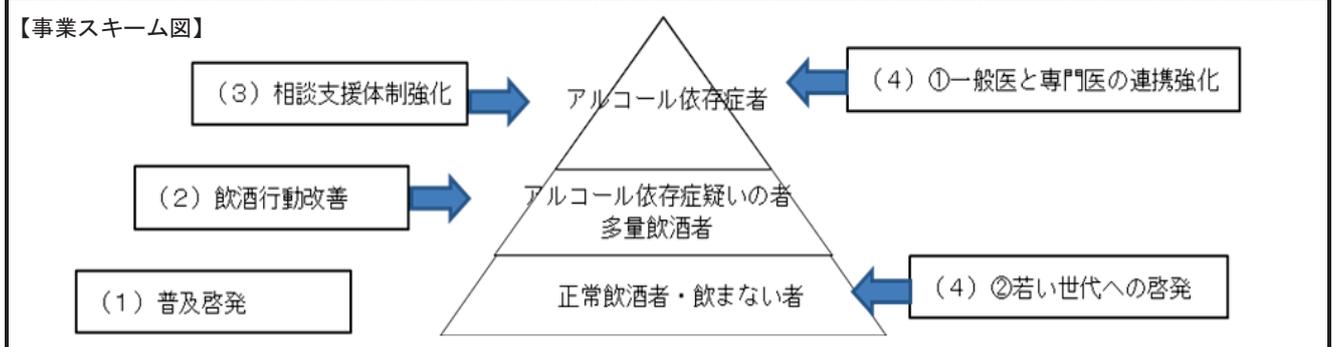
2 事業概要

(1) アルコール依存症講習会の開催
 ○ 事業主を対象に、職場におけるアルコール問題について啓発し、飲酒習慣の自己チェックによるアルコール依存症従業員からの早期発見や、対応方法などを習得する講習会を開催する。
 ○ アルコール依存症者を持つ家族を対象に、アルコール依存症者に対する適切な対応方法を習得する講習会を開催する。

(2) 人材育成
 ○ 市町村、事業所等の保健指導を行う者にアルコール健康障がいや減酒支援に関する研修を実施する。

(3) 相談支援体制の強化
 ○ 自助グループの会員（特に相談対応を行う者）を対象にした研修会を開催し、自助グループの相談体制の強化を図る。

(4) アルコール健康障がいに関する早期発見・早期治療促進事業
 ① 一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行い、アルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。
 ② 若い世代（大学生等）に、アルコール健康障がいや適正飲酒に関する情報を普及するため、平成28年度に作成したガイドブックを随時改定のうえ配布し、大学の保健管理担当者への研修を開催する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談者のうち専門医療機関への受診につながった人数	目標	19	19	19	19	19	19
	実績	15	17	17			
一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数（累計）	目標	300	600	900	1,200	1,500	1,800
	実績	306	662	1,207			

【指標の考え方】

○ アルコール依存症に関する知識を普及させることにより、アルコール依存症の疑いがある者やその家族が保健所等に相談することに繋がり、相談者の中で治療の必要があると判断した人を専門医療機関に結びつけることで早期発見・早期治療へ繋がるため「相談者のうち専門医療機関への受診につながった人数」を成果指標とする（相談件数の10%相当の19人とする）。国の報告書によると、アルコール依存症に該当する者（AUDIT20点以上の者）の多くが何らかの医療機関を受診しているが、専門の医療機関を受診している者は約2割にすぎないとされている。そのような者を専門医に繋げていくために、福岡県内の内科医師等（約3千人）に対して、計画的な研修を行う。3,000（人）÷10（年）＝300

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 相談者のうち専門医療機関につながった人数が昨年度と同数であるが、目標を下回っているのは、家族からの相談が多く、患者本人を専門医療機関への受診へつなぐことに時間を要しているためと考えられる。
 一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数については、目標を達成し、計画的に研修が実施されている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ○ 飲酒習慣の自己チェックの普及を図り、アルコール問題に早期に気づくことができる。 ○ 家族や事業主など周囲の者のアルコール依存症者への対応力を向上させることで、医療機関への受診、治療につなげることに寄与している。 ○ 飲酒行動に問題がある者を対象に、飲酒に関する正しい知識と飲酒のコントロール手法を習得する研修を行い、アルコール依存症に進行する者を減少させる。 ○ 一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行うことにより、一般医療機関を受診していないが専門の医療機関を受診していないアルコール依存症の疑いがある者のアルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。 ○ H28年度に作成した若い世代向けの適正飲酒ガイドブックを大学に配布し、大学生及びその健康管理を担当する職員に対する研修を開催することで、若い世代のアルコール依存症等、アルコール健康障がいの発生を予防することができる。
	【事業の効率性】 ○ 断酒会の会員を対象としてアルコールに関する研修会を行い、断酒会の機能を強化し、アルコール依存症者の治療（断酒）の継続を支援する。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	4,913	5,999	5,924	時間	2,116	2,116	2,116
（うち一般財源）	2,757	4,097	4,059	人件費（千円）	8,693	8,693	8,693

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ○ 多くのアルコール依存症患者がいると推計されているが、必ずしも専門医療機関に繋がっている訳ではないため、引続きアルコール関連問題の普及啓発を行う必要がある。 ○ 普及啓発をより効率的に実施できるように、飲酒行動に問題がある者、依存症の疑いがある者に相談機関を周知し、専門医療機関につなげる。 ○ 飲酒に関する正しい知識や適正飲酒を普及し、飲酒行動の改善を図ることを目的に、事業所等における減酒支援の取組みを促す。 ○ 一般医への受診をしている者は多いが専門医への受診は少ないため、アルコール健康障がいについて一般医と専門医との連携を充実し、アルコール依存症の疑いがある患者を必要な専門医療につなげていく。
【見直し内容】 ○ アルコール健康障がいの啓発において相談機関の一層の周知を図る。 ○ 平成29年6月に策定した「福岡県アルコール健康障がい対策推進計画」に基づき、上記事業をはじめとした施策を関係機関と連携し、推進していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	飲酒運転撲滅条例適正飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H30
-----	---	--	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

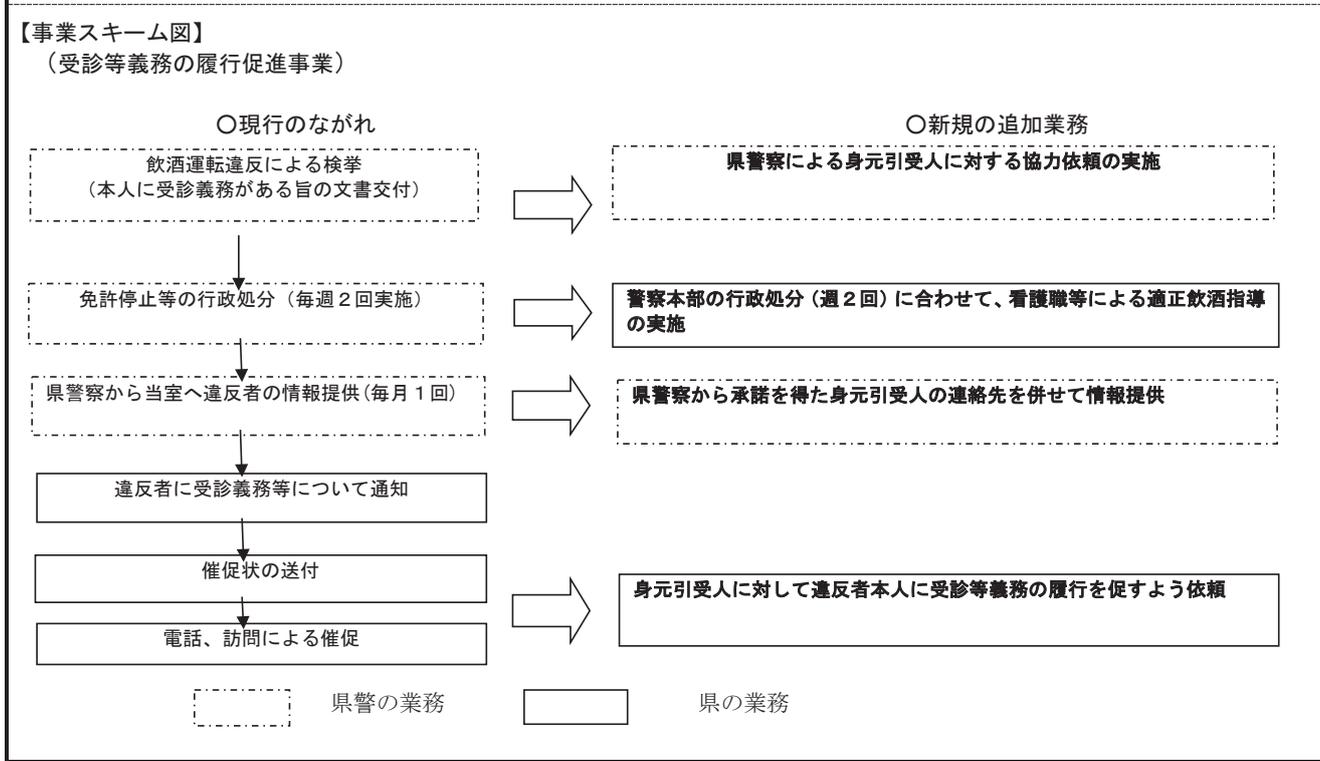
飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつけることにより、再犯を防止すること。

2 事業概要

○ 飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業

- ・ 県警本部での週2回の行政処分に合わせて、県警による意見聴取の上、処分が決定した1回目の飲酒運転違反者を行政棟に当室職員が誘導し、その場で看護職等による適正飲酒指導を実施する。
- ・ 飲酒運転違反者が検挙された際、身元引き受けに来た身元引受人に対し、警察官から受診等義務の履行を促すよう協力依頼を行うとともに、身元引受人から承諾を得たうえで、当室に情報提供をする。

違反者が受診等義務を履行しない場合には、本人だけでなく情報提供を受けた身元引受人に対して、本人へ受診等を促す旨の依頼文送付等を行い、身元引受人から本人へ受診等を促す。



3 事業目標等

成果指標			H28	H29	H30	R1	R2	R3
飲酒運転違反者への 受診通知・指導	受診報告義務履行率 (累計)	1回目 違反者	目標 実績	44.7%	50.2%	100%		

【指標の考え方】

・ 飲酒運転違反者の中には不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつける。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 1回目の飲酒運転違反者の受診報告義務履行率は目標を下回っている。

・ 飲酒運転違反者に対する義務通知の際に条例について周知を図っているが、中には規範意識の低い違反者がみられ、その者に対する催促 (文書、電話等) について十分に実施できていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・受診報告義務履行率（累計）が高まっている。 ・聴聞に来た飲酒運転違反者の約9割が適正飲酒指導を受けており、飲酒に関する正しい知識の習得を始めとするアルコールの問題について情報提供できている。 ・アルコール依存症が疑われる者に対する医療機関の受診勧奨を行い早期発見・早期治療を図る。
	【事業の効率性】 ・平成30年度における1回目違反者の対象者数は1,193名であるが、そのうち297名を聴聞実施の際に、適正飲酒指導に繋がっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,240	3,364	6,042	時間	4,125	4,125	4,125
（うち一般財源）	3,240	3,364	6,042	人件費（千円）	16,946	16,946	16,946

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 ・不適切な飲酒の影響によるアルコール健康障がい、本人の健康問題であるだけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性を高めるため、飲酒運転違反者に対し、引続き啓発を実施する必要がある。 ・飲酒運転事故発生件数が平成31年3月末で47件（前年同月+14件）に及んでおり、全国ワースト2位という状況である。また、飲酒運転違反者の中にはアルコール依存が疑われる者や飲酒行動に問題がある者が相当数存在する。そのため、アルコール依存症に関する診察などの受診機会の充実を図るとともに、必要に応じ県警察と連携しながら、受診義務等の周知強化に取り組む必要がある。	
【見直し内容】 ・飲酒運転違反者が県警で聴聞を受けた際に、確実に飲酒指導を受けられるよう、聴聞当日に県（本庁）で実施している飲酒指導を受講するよう誘導することで、受診報告義務履行率を高める。 ・在宅率が高い夜間や休日にも架電できるよう民間業者に委託し、飲酒運転違反後、新たに未履行となった違反者に毎月送付する勧告書（約40件）が届くタイミングに合わせて、早期段階で直接、電話による受診勧奨を行う。 ・1回で本人につながらない場合は、時間や曜日を変えて再度電話する。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	----------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子供を生み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	2	小児医療の充実

1 事業のねらい・目的

家族の休養等のため、医療機関において患児を一時的に預かり、小児慢性特定疾病児童等とその家族が安心して地域で療養生活を送ることができるよう支援する。

2 事業概要

小児慢性特定疾病児童等を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う医療機関に対して、県は受け入れに係る費用の一部を負担する。

(対象者)

小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、以下の1)又は2)に該当する者

- 1) 人工呼吸器等装着の認定を受けている
- 2) 重症患者認定を受け、次の①、②、③のいずれかの状態にある者
 - ① 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - ② 気管切開を行っている
 - ③ 常時頻回の喀痰吸引を実施している

(利用日数)

患児一人当たり、年間14日間

(費用負担)

患児一人につき、一日当たり24,000円(令和元年10月1日以降24,445円)を受入医療機関に支払う

【事業スキーム図】

- ・ 患児の保護者は、予め、保健所等に登録の申請を行い、県が承認する。(①、②、③)
- ・ 保護者は、一時的に入院を希望する場合、原則、直接かかりつけ(※)の受入医療機関に相談する。(④)
- ・ かかりつけの受入医療機関は、一時入院受入後に県に実績報告、請求を行う。(⑤)
- ・ 県は、一時入院の実施を確認し、かかりつけの受入医療機関に費用を支払う。(⑥)

(※) かかりつけの受入医療機関が対応できない場合、保護者からの依頼により、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が調整を行う。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
受入医療機関数	目標	8	12	16	20	23	26
	実績	10	14				
一時入院延人数	目標	37	37	37	37	37	37
	実績	2	16				

【指標の考え方】

- 人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時入院の受入が可能な医療機関を、事業開始から5年間で、二次医療圏に2か所ずつ整備する。
- 一時入院は、対象者(107人)の3分の1が利用することを目標とする。(※1)
- (※1) 小児慢性特定疾病児童等へのアンケート調査にて、3人に1人がレスパイトを希望。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 事業開始時に、受入医療機関として協力が得られたところは10箇所だったが、対象者の多い福岡・北九州地区で受入医療機関を拡大することができた。
- できる限り在宅介護を継続したいと考える保護者は多く、きょうだい児の学校行事への出席や患児家族の病気等、緊急・やむを得ない事情が発生した際に事業を利用する傾向があるため、登録者は増えているが利用の拡大につながっていない。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関に費用を助成することで、一時入院の受入れの円滑化が図れている。 医療的ケアを必要とする患児の介護者が必要な時に休息等が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れている。
	【事業の効率性】 <p>保護者の申請窓口は保健福祉（環境）事務所とすることで、利用者の負担軽減を図っている。 また、申請者がすぐに本事業を利用できるよう、審査結果の回答は申請窓口を介さず、当課から直接通知している。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	1,776	12,548	7,688	時間	330	330	330
（うち一般財源）	888	6,274	3,844	人件費（千円）	1,356	1,356	1,356

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 <p>医療的ケアを必要とする患児の介護者は、患児につきっきりで介護しており、心身の疲労が非常に大きい。在宅療養する医療的ケア児は年々増加する中、介護者支援は小児在宅医療の推進に不可欠であり、本事業はその一助となる。</p>	
【見直し内容】 <p>対象者への周知徹底とともに、在宅医療従事者等の関係者に周知拡大を図る。 小児慢性特定疾病医療受給者については、引き続き、医療費助成の申請窓口や訪問等の個別支援の中で事業を周知するとともに、医療的ケア児支援者向け研修や各保健所で設置する難病対策地域協議会等を通じて、在宅医療従事者にも周知を図る。</p>	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん対策推進事業 (福岡県がん診療連携拠点病院の機能強化、 県指定がん診療拠点病院の整備)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
-----	---	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的	
がん診療連携拠点病院等を整備、機能強化することにより、がん医療水準の向上、均てん化を図り、死亡率の通減をめざす。	
2 事業概要	
<p>1 がん診療連携拠点病院等の機能強化</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院等機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> がん診療専門医療従事者等の育成 (医師、診療放射線技師、看護師等を対象とした研修会の実施) がん診療医療従事指導者の育成 (緩和ケア、がん化学療法医療チーム養成指導者等研修への派遣) がん相談支援事業 (相談支援センター) がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業 院内がん登録促進事業 <p>2 福岡県指定がん診療拠点病院の整備</p> <p>(1) 福岡県指定がん診療拠点病院の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度ながん診療提供体制を向上させるため、福岡県知事が指定する病院制度を創設 指定要件：国指定の拠点病院と同様 院内がん登録の実施、地域がん医療従事者への研修実施 <p>(2) がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くのがん診療に携わる医師が受講しやすい緩和ケア研修会の体制整備 受講者の希望に合わせて日時、場所を選択し、必要な単位を取得する「単位型研修会」を実施 <p>3 福岡県がん登録事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院及び県指定病院が行う院内がん登録を実施し、登録データを県拠点病院 (九州大学病院) において分析・評価を行う。 がん診療に携わる医師等に対して、がん登録の精度向上のための研修会を実施する。 	
【事業スキーム図】	
<p>福岡県のがん診療連携体制の整備</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 質の高いがん診療の提供 がん診療従事者の教育、人材育成(研修の実施) 緩和ケアの推進(緩和ケア研修整備事業) 相談支援事業、情報提供 がん登録促進事業 	

3 事業目標等																				
成果指標		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率	目標	-	98.8	96.8	94.8	92.8	90.7	88.7	86.7	84.7	82.6	80.6	78.6	78.6以下	-	-	-	-	-	72.3
	実績	100.8	97.2	94.3	93.5	89.0	87.6	88.9	86.0	84.6	83.9	82.7	80.5	80.3	-	/	/	/	/	/

H30以降の目標は、第3期福岡県がん対策推進計画 (H30年度～R5年度) で10%減少としている (基準年：H29 (80.3))。

成果指標			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
緩和ケアの推進	医師に対する研修会総修了者数	目標	-	-	-	-	-	6,000	※2	
		実績	1,330	2,270	2,405	2,950	4,073	5,140	5,717	
がん相談支援体制の整備	指導者研修会総修了者数	目標	-	-	-	-	-	17以上	※2	
		実績	9	12	12	18	19	22	22	
	相談件数合計 (2か月間) ※1	目標	-	-	-	-	-	-	5,000以上	※2
		実績	3,565	3,436	3,869	3,964	4,377	4,312	-	

※1：がん診療連携拠点病院等現況報告書の6月～7月実績
 ※2：H30以降の目標は、今後開催する福岡県がん対策推進協議会において決定予定。

【指標の考え方】

- ・第3期福岡県がん対策推進計画（平成30年3月策定）では、「がんによる死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）を6年間で10%減少」を目指すこととしている。
- ・また、同計画における課題等を踏まえて作成する「がん対策アクションプラン」において、「緩和ケアの実施」「がん相談支援センターの設置」に関する個別目標をそれぞれ定めることとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・がん検診受診勧奨の効果により、人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率は、近年は年々低下傾向となっている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん相談支援センターの設置・相談体制の充実、並びに専門的な緩和ケアを行う体制を充実させることにより、がん患者への情報提供や支援の充実が可能となり、安心してがんの治療が受けられる診療体制の整備につながる。 ・国指定がん拠点病院だけでなく、医療の提供が不足する地域に、国指定の拠点病院と同様の県指定がん診療拠点病院を設置することにより、福岡県のがん医療の均てん化、高度ながん診療提供体制の整備を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定がん拠点病院等と福岡県指定がん診療拠点病院が、がん医療に関する情報共有や連携をとることで、地域におけるがん医療従事者の人材育成や専門的ながん診療機能の充実を効率的に図ることができ、地域全体におけるがん医療水準の向上が拡がる効果が期待できる。

5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	55,297	56,270	55,945	時間	1,776	1,776	1,776
	（うち一般財源）	27,649	28,136	27,973	人件費（千円）	7,296	7,296	7,296

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、平成30年度にがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下、「新指針」という）を新たに発出した。この指針に定められている指定要件を充足している医療機関を拠点病院又は地域がん診療病院等に指定し、整備することで標準的な治療の提供、緩和ケアの実施、がん相談支援センターの設置により医療の均てん化を図ることとしている。 ・県民が安心してがん医療が受けられることができるよう、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.4.1より、新たに戸畑共立病院をがん診療連携拠点病院に指定。 ・国の調査によると、がん相談支援センターの利用率は7.7%となっており、相談を必要とするがん患者ががん相談支援センターを十分に利用していないとの指摘がある。県民に対する講演会の場において、がん相談支援センターの周知や県庁ロビー展での周知に取り組む。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	肝炎対策事業 (肝炎ウイルス無料検査)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課		事業 開始年度	H22
総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる	
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進	

1 事業のねらい・目的

肝炎ウイルス検診機会の拡大と検診後のフォロー体制を確立し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を促進する。

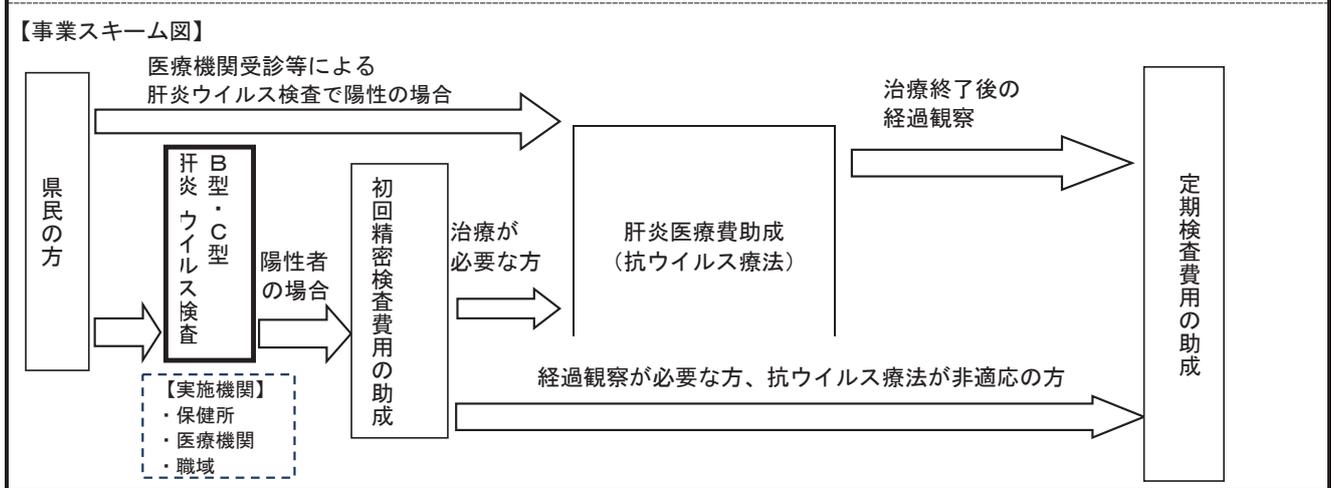
2 事業概要

肝炎ウイルスに感染しているリスクが高いと考えられる以下の対象者に対し、保健所、医療機関において肝炎ウイルス無料検査を実施する。

【肝炎ウイルス無料検査の対象者】

○ 福岡県在住の20歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。かつ、以下の①～⑥項目のいずれかに該当する者(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市の市民は除く)

- ① 1992年(平成4年)以前に輸血を受けたことがある
- ② 長期に血液透析を受けている
- ③ 非加熱凝固因子製剤や1994年(平成6年)以前にフィブリゲン製剤(フィブリ糊としての使用を含む)の投与を受けたことがある
- ④ 臓器移植を受けたことがある
- ⑤ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
- ⑥ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
肝炎ウイルス 検診受診者数	目標 (人)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	実績 (人)	1,914	2,086	1,808	1,861	2,327	2,248	2,271	3,824	2,634		

【指標の考え方】

- ・ これまで職場検診、市町村検診を受検していない者のうち、肝炎ウイルスに感染している恐れが極めて高いと考えられる者を約22,000人と推定。これを平成22年度からの5年間で除した数(4,400人/年)を当面の検査目標数と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 当該検査の受検にあたっては、職場検診、市町村検診でのウイルス検査が優先され、またハイリスク者に限定されること
- ・ また、ウイルス感染者は、自覚がない、きっかけがない等の理由で検診の機会を逃していると考えられ、目標を下回っている。
- ・ B型、C型ともに肝炎ウイルスには、新たに感染することが極めて少ないことを考えると、現在の感染者を早期発見することが重要である。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・肝がんの原因の大半は、肝炎ウイルスの感染によると言われており、肝炎ウイルスを早期に発見することで、その後の肝硬変や肝がんへの移行を防止できる。（肝がん死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）平成22年度10.6→平成29年度6.4）
	【事業の効率性】 ・無料検査の実施、陽性者に対する電話や文書での精密検査受診勧奨、精密検査費用への助成、治療が必要な場合の医療費への助成といった受検から治療まで一貫した支援により、早期発見、早期治療につなげている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H29	H30	R1
歳出	24,957	26,080	30,593	時間	410	410	410
（うち一般財源）	10,929	11,563	13,038	人件費（千円）	1,685	1,685	1,685

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>肝がん死亡率は減少しているものの、いまだ全国平均（平成28年度5.1）に比べ本県は高い水準にある。肝炎ウイルス陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけることは、肝硬変や肝がんを防ぐことにつながる。県民誰もが健康で暮らすことができるよう、引き続き、無料検査を継続して実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・日本肝炎デー（7月28日）でのテレビ・ラジオによる広報、市町村や医療機関と連携した普及啓発、医療機関等に配置している肝炎医療コーディネーターからの受検勧奨等にあたって、より県民に分かりやすく情報が伝わるよう工夫して取り組む。</p> <p>※「肝炎医療コーディネーター」 肝炎への理解の浸透、肝炎ウイルス検査の受検促進、陽性者に対する専門医療機関への受診勧奨、医療費助成制度の周知、患者等からの相談支援を行う。 （主な職種）看護師、臨床検査技師、薬剤師等 （主な配置場所）医療機関、保健所、市町村等</p>

事業名	がん検診受診率向上対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ・全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため、県民、患者会や企業、政令市と連携し、受診促進の啓発活動を行っていくことが必要。
- ・企業等での出前講座を実施し、がん検診受診促進の取組みを行う。

2 事業概要

(1) がん検診推進事業

- ①「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所における受診率は、県全体の受診率に比べて高いことから、当該事業への登録を増やし、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体の受診率向上を図るもの。
(内容) … 「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への支援
 - ・電子メールを活用した情報提供
 - ・がん検診啓発資料の無償提供
- ②「がん対策基本法」の策定や「福岡県がん対策推進計画」の改訂を好機と捉え、県民、事業所、市町村、県が一丸となってがん検診の受診率向上に取り組む機運の醸成を図るため、「働く世代をがんから守るがん検診受診促進大会」を開催。
(内容) … 登録事業所による優良事例発表
 - ・市町村による検診受診促進のための優良事例発表
 - ・著名人によるトークショー
 - ・がんに関する基調講演

(2) 企業と連携したがん予防啓発事業

- がん予防の取組みを行う企業等と県が「福岡県がん対策推進企業等連携協定」を締結し、検診の受診促進を図る。
(協定企業等)
百貨店、銀行、放送局、新聞社、ホテル、保険会社等
(協定企業等への支援)
- ・がん検診等に関する情報提供
 - ・研修への講師の派遣
 - ・協定企業等におけるがん対策を推進するリーダー養成研修会の開催
 - ・県のHPや広報誌への協定企業等の名称や取組み等の掲載
 - ・協定企業等の商品や広告に協定企業である旨の表示を認める

(3) がん検診啓発事業

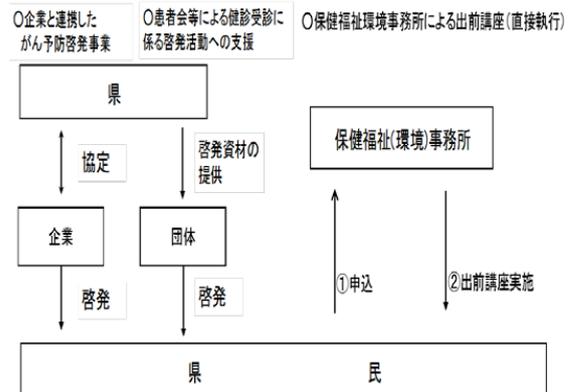
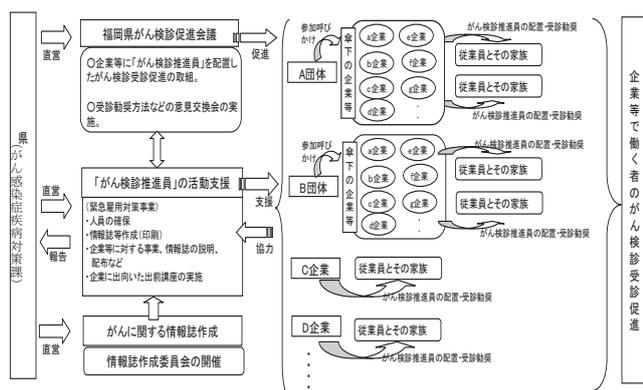
- 患者会等による検診受診に係る啓発活動への支援
(内容) … リフレットなどの啓発資料を県が作成し、患者会等に提供
- ・保健福祉環境事務所による出前講座の実施(各8回)
 - ・県・市町村職員合同会議(研修会)の実施(年1回)

(4) がん検診受診率向上事業

- 外部講師による中学校における講演会の実施
(内容) … 命の尊さ、家族等への思いやりを伝え、学んでもらうため、「がん」を題材として講演する外部講師を県下の中学校へ派遣する。
- ・県下の市町村の全中学校205校(政令市除く)で実施(約40校/年×5か年)
 - ・外部講師に対する研修の実施(年2回)
 - ・生徒が講演で感じた想いをメッセージカードに記入し、親等大切な人へ伝え、がん検診の受診を勧奨

【事業スキーム図】

福岡県がん検診推進事業(がん検診受診率向上対策)概要図



3 事業目標等

成果指標			H25	H28	H29	H30	R1	R5（目標）
各がん検診の受診率	胃	目標		—	50.0%	—	—	50.0%
		実績	36.4%	38.2%	—	—		
	肺	目標		—	50.0%	—	—	50.0%
		実績	36.2%	40.9%	—	—		
	大腸	目標		—	50.0%	—	—	50.0%
		実績	32.1%	36.4%	—	—		
	子宮	目標		—	50.0%	—	—	50.0%
		実績	40.0%	37.9%	—	—		
	乳	目標		—	50.0%	—	—	50.0%
		実績	39.4%	40.9%	—	—		

※国民生活基礎調査による3年ごとの受診率（次回はR1年調査）

【指標の考え方】

29年度に策定した「福岡県がん対策推進計画（H30年～R5年度）」において「各がん検診の受診率50%以上」を目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

がん種別にごがん検診受診率をみると、胃、肺、大腸、乳がんのごがん検診受診率は上昇している。平成28年度の調査では、平成25年度比べて子宮頸がん検診の受診率が低下しているが、これは、無料クーポン配布数の減少による影響であると考えられる。検診に行かない理由としては、「時間がないから」、「健康に自信があり必要性を感じないから」、「いつでも病院に行けるから」などの順になっている。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

がん検診に積極的な県内の事業所を募集・登録し、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体のがん検診受診率の向上を図ることができる。

【事業の効率性】

営業活動での顧客訪問など、県民と接することの多い生命保険会社等と連携協定を締結することで、福岡県のがん検診に関する情報を掲載したチラシ等を効率よく県民に配布することができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,616	13,292	12,426	時間	977	977	977
（うち一般財源）	6,808	6,646	6,214	人件費（千円）	4,014	4,014	4,014

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

国民生活基礎調査の結果より、福岡県のがん検診受診率は依然として全国的に比べ低いことが明らかになっている。がん検診受診率の低い「働く世代」へ働きかけることは、がん検診受診率の向上に寄与すると考えられる。

年齢階級別受診率（福岡県）

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
胃がん	—	—	4.6%	5.4%	8.3%	11.8%	12.5%	4.3%
大腸がん	3.2%	3.0%	3.4%	4.3%	6.9%	10.9%	13.6%	5.1%
肺がん	2.6%	2.4%	2.7%	3.4%	5.7%	9.8%	11.9%	3.6%

平成29年度地域保健・健康増進事業報告

【見直し内容】

「ふくおか健康づくり県民運動」と一体となった取組みや、がん対策推進企業連携協定企業と連携し広く啓発などに取り組み、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への参加登録事業所数の更なる拡大を図るとともに、労働者とその家族のがん検診受診率の向上を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者就労相談支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

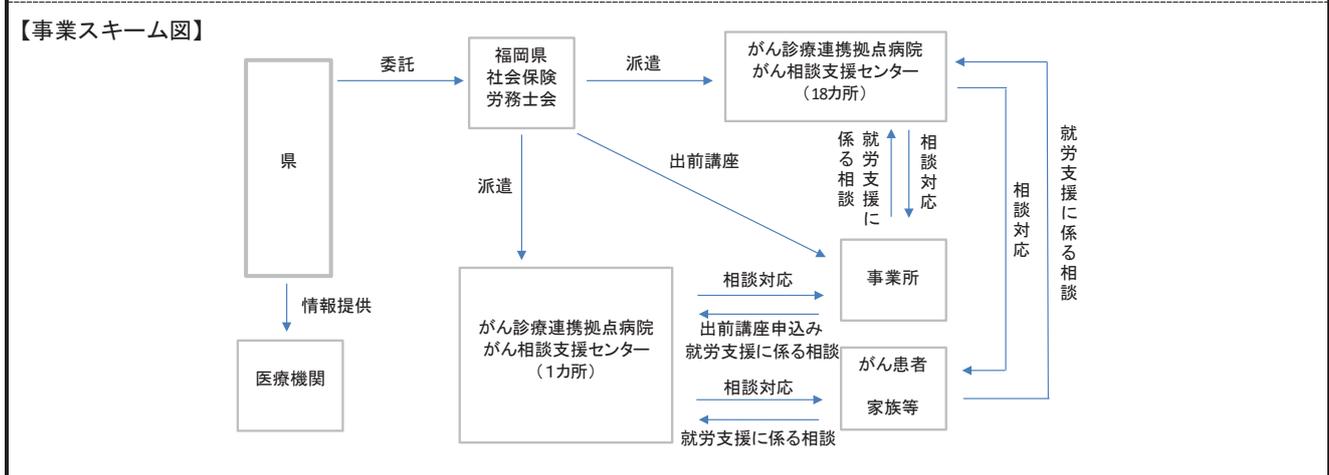
1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
 ○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

県内の「がん相談支援センター」のうち1か所に社会保険労務士（以下、「社労士」という）を「就労支援アドバイザー」として派遣し、がん患者、その家族からの就労相談に対する支援等を強化する。

① 就労支援アドバイザーが、県内のがん相談支援センターに出張し、就労相談に対応。新規の就職あっせんの場合は、ハローワークへ紹介する。
 ② 事業所を対象に、「仕事と治療の両立」のための出前講座を実施。
 ③ 就労相談の際に社労士に円滑につなげるための「就労相談マニュアル」を作成し、がん相談支援センターの相談員が活用。
 ④ 医療機関やがん患者に対し、がん治療と仕事の両立に関する情報提供や相談窓口を周知。（ポスター、ちらし作成・配布）



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数	目標	750件	750件	750件	750件	750件
	実績					

【指標の考え方】

- ・当該事業は、県内のがん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院等）の1カ所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応。また、他の18カ所の拠点病院等においても定期的に社労士を派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、「拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数」を設定する。
- ・令和2年度以降、平成30年実績値（751件）を維持することを目標とする。

成果指標		H29	H30	R1
社会保険労務士による相談件数	目標	270件	350件	350件
	実績	319件	824件	

【指標の考え方】

- ・当該事業は、県内の拠点病院等の1カ所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応する。また、他の18カ所には依頼に応じて派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、相談件数を設定する。
- ・19カ所のがん相談支援センターの相談件数が年間（H27年）23,703件あり、就労に関する相談は全体の約1.5%程度であることから、 $23,703 \times 1.5\% = 356件 \approx 350件$ を目標とする。
 なお、事業初年度のH29年度は事業実施期間が9ヶ月分であったため、 $350件 \times 9/12$ で換算している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・県の広報媒体や市町村の広報誌等を活用した周知により、目標を達成することができた。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 社会保険労務士が社会保障制度（傷病手当金や障がい基礎年金）を説明し、事業所の就業規則を確認した上で、勤務・休暇制度について助言をすることにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 就労に関する相談支援体制を充実することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,215	7,183	6,952	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	3,608	3,592	3,476	人件費（千円）	2,007	2,007	2,007

6 見直しの内容			
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止) </p>			
<p>【上記の理由】 第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。</p>			
<p>【見直し内容】 がん診療連携拠点病院の広報媒体（院内テレビや院内放送）の活用や出張相談会の開催、がん診療連携拠点病院の医療従事者に対する就労支援の院内研修を実施し、事業の周知を図る。 また、就労支援アドバイザーが常駐している九州がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等に対しても就労支援アドバイザーを定期的に派遣し、患者・家族が相談しやすい体制の強化を図る。</p>			

事業名	がんの治療と仕事の両立支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業開始年度	H30
-----	-----------------	-------	-----------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
 ○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

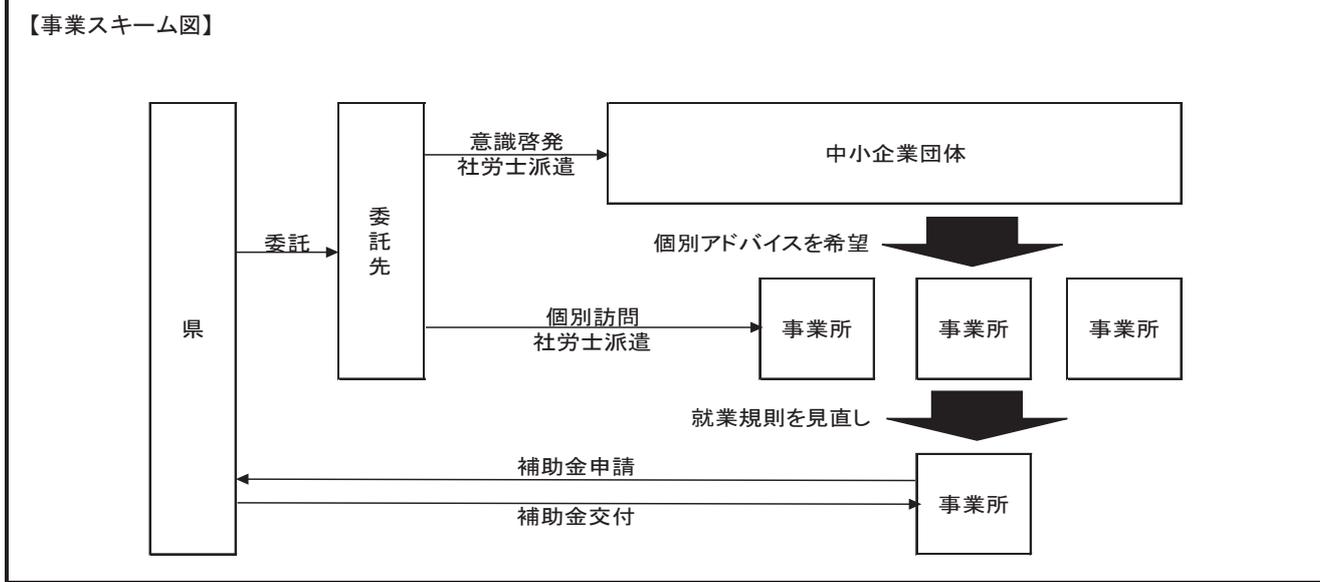
治療と仕事の両立支援員(社会保険労務士)による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就業規則見直しにかかる支援を行う。

(1) がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識啓発の促進

① がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識改革の促進
 支援員を働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が集まる場に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対し、就業規則を見直したモデル事例や両立支援の意義を説明。説明後に、個別アドバイスが必要か否かを把握。

② 個別アドバイザー派遣
 ①で個別アドバイスを受けたいと回答した事業所に対し、当該事業所の就業規則を見て、具体的な見直し(深夜勤務、時差出勤、半休制度等の導入等)の方針についてアドバイスを実施。また、両立支援に伴う就業規則の見直し等に要する経費補助の詳細を説明。

(2) がんの治療・介護と仕事の両立を可能とする就労環境の整備支援
 がんの治療や介護と仕事の両立を支援するため、有給の病気休暇や短時間勤務制度、時間単位の休暇制度等を導入する事業所に対し、就業規則の見直し等に係る経費を助成。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
個別事業所へのアドバイザー派遣数	目標	200件	200件	200件
	実績	171件		
就業規則の見直し	目標	100件	50件	50件
	実績	8件		

【指標の考え方】

- ・ 中小企業団体の定例会等に出向いた説明会で、事業主の意識の向上を図り、病気休暇制度のないがん登録事業所(※)(約1,300社)の半数程度の事業所数(650社≒200社/年×3年)を目安にアドバイザーを派遣する。
- ・ アドバイザーを派遣した事業所の1/4程度が、就業規則の見直しを行うことを目指す。

(※)従業員やその家族に対して、がん検診の受診促進に取り組む事業所

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ H30年度は、県広報媒体等を活用し広報を行ったが、事業開始初年度のため、周知が進まず、目標を達成することができなかった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 治療と仕事の両立支援員（社会保険労務士）が事業主や人事労務担当者の意識改革を行い、事業所の就業規則を見直すことにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
	【事業の効率性】 がん患者が働きやすい環境を整備することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,601	11,997	11,490	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	4,201	8,499	8,245	人件費（千円）	2,007	2,007	2,007

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	
【上記の理由】 第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。	
【見直し内容】 「福岡県介護応援宣言企業」に対して、メールマガジンを送付、研修会での説明等により周知。その他、県が主催する事業主や人事労務担当者が集まる研修会等でチラシを配布することにより、利用件数の増加を図っている。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	難病患者地域支援ネットワーク事業 (在宅難病患者レスパイト入院事業)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
-----	---------------------------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	3	難病患者等の支援	施策	1	難病患者等への支援の充実

1 事業のねらい・目的

人工呼吸器を使用する難病患者を在宅介護する家族が一時休息（レスパイト）することにより、患者の在宅療養の継続を支援する。

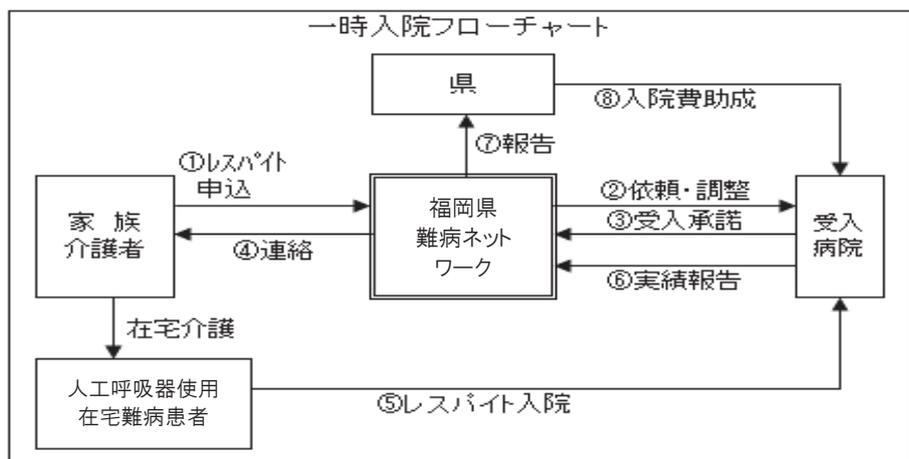
2 事業概要

平成24年9月から、人工呼吸器を使用する難病患者を在宅で介護する家族が一時休息（レスパイト）するための入院受入事業を実施し、受入病院の看護職員一時的配置増等に必要な費用を助成する。

なお、当事業における入院調整は、福岡県難病ネットワークが行う。

- ・ 1人当たり利用限度： 14日×2回／年
- ・ 補助単価： 19,000円／日（令和元年10月1日以降19,270円／日）

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
受入医療機関数	目標	39	52	65	65	65	65
	実績	47	53	57	57		
レスパイト入院延人数	目標	128	128	128	128	128	128
	実績	46	51	38	41		

【指標の考え方】
人工呼吸器を使用する在宅難病患者のレスパイト入院を受入れ可能な医療機関を、事業開始後5年間で県内各医療圏に5か所整備する。また、レスパイト入院延人数は対象者（64人）年2回の利用を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
受入医療機関については、福岡県難病ネットワークの活動により平成28年度までは順調に目標達成できた。開拓できる医療機関には一定の働きかけを行ってきたため、新たな開拓のためには、繰り返し協力を求めていく必要があり、時間を要する。
レスパイト入院延人数については、対象者が限られている中で新たな利用者が少なく、実績が伸びていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に費用を助成することで、レスパイト入院の受け入れの円滑化が図れている。 家族介護者が必要なときに休息が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れている。
	【事業の効率性】
	医療機関や患者等とのつながりが多い福岡県難病ネットワークとの連携で事業を実施していることで、受け入れ病院の確保や事業の周知等が効率的に実施できている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H29	H30	R1
歳出	9,386	9,877	9,348	時間	90	90	90
（うち一般財源）	4,693	4,939	4,674	人件費（千円）	370	370	370

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>在宅で人工呼吸器を使用する患者の家族は、通常の介護だけではなく、人工呼吸器の管理、排痰作業のための昼夜介護を要するため、在宅療養の継続には一時休息（レスパイト）が不可欠である。</p> <p>人工呼吸器使用者を医療機関が受け入れるには、人工呼吸器の予備電源、専用のナースコール、人員配置の増等が必要となるため、受け入れ促進のためには体制整備に係る助成が必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>レスパイト入院の受け入れは医療機関側への負担が生じるが、福岡県難病ネットワークが実施する医療機関に対する啓発や医療従事者への研修を活用して、事業を周知し、医療機関の拡大を図ることで、患者の利便性の向上を目指す。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	新型インフルエンザ対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H21
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

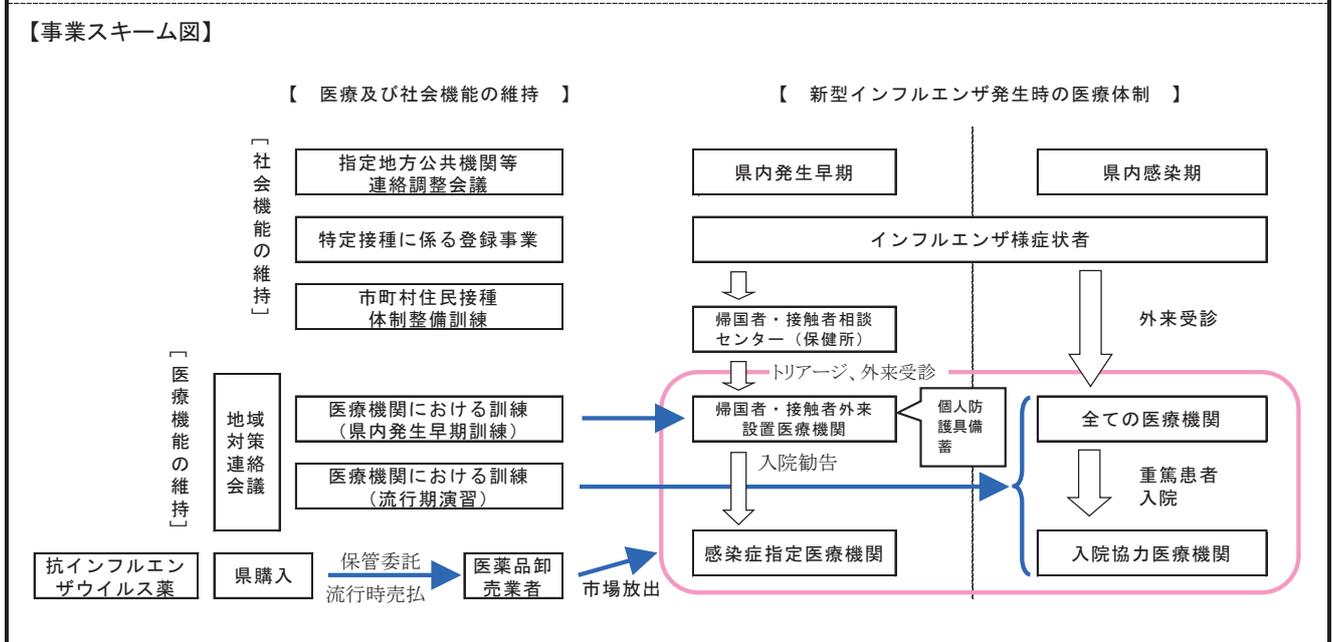
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的
 新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないと考えられるため、世界的流行を呈する状態(パンデミック)となり、甚大な健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。そのため、政府行動計画を踏まえ、県行動計画を策定し、新型インフルエンザの県内発生早期の段階では感染拡大を可能な限り遅らせ、また県内感染期には、健康被害を最小限にとどめ、医療及び社会機能を破たんにはいたらないような対策をとる。

2 事業概要

【事業内容】

- 指定地方公共機関等の連絡調整会議
 指定(地方)公共機関や市町村、消防等との発生時の連絡調整や新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項等にかかる連絡調整会議の開催
- 新型インフルエンザ等対策実地訓練
 発生早期の帰国者・接触者専用外来の設置・運営や特措法で新たに市町村が実施することとなった住民接種など、新型インフルエンザ等発生に備えた訓練の実施
- 備蓄抗インフルエンザウイルス薬の購入、保管及び管理
 抗インフルエンザウイルス薬の購入及び医薬品卸売業者への委託・保管
 (新型インフルエンザ発生時には、医薬品卸売業者を通じて、市場に放出することで良質かつ適切な医療の提供及び感染拡大の防止を図る。)
- 個人防護具の備蓄に係る補助
 帰国者・接触者外来が行う個人防護具の備蓄に対する補助
- 地域対策連絡会議
 13医療圏に設置し、市町村、医療機関、警察、消防など地域の関係機関と、医療圏内の医療協力体制の確立、警察、消防との連携強化を協議



3 事業目標等

成果目標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
指定地方公共機関延べ数 (医療関係団体・医療機関)	目標数	17	18	18	18	18	20
	達成数	6	13	17	17	18	20
	達成率	35%	72%	94%	94%	100%	100%

※平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成25年度より指定地方公共機関の指定を行ってきた。平成26年度からは、医療関係団体の他に、国の指定基準を参考にして医療機関の指定を行うこととした。

成果指標		H23	H25	H28	H29	H30	R1	R2
タミフルカプセル	国の目標	942,100	845,200	242,800		204,000	189,400	
	購入数量	154,300						35,100
	廃棄数量			193,690	224,310		174,700	154,300
	県備蓄量	901,300	901,300	707,610	483,300	483,300	308,600	189,400
	県備蓄率	96%	107%	291%	199%	237%	163%	100%
タミフルドライシロップ	国の目標			130,400		98,200	91,200	
	購入数量			22,100	108,300			0
	廃棄数量			22,100	130,400	130,400	130,400	130,400
	県備蓄量			17%	100%	133%	143%	143%
	県備蓄率							
リレンザ	国の目標	52,600	211,300	140,100		75,500	70,100	
	購入数量	20,400	117,900					0
	廃棄数量						73,000	0
	県備蓄量	93,400	211,300	211,300	211,300	211,300	138,300	138,300
	県備蓄率	178%	100%	151%	151%	280%	197%	197%
イナビル	国の目標			373,200		339,900	315,600	
	購入数量				20,000		66,000	122,200
	廃棄数量				20,000	20,000	86,000	208,200
	県備蓄量			0%	5%	6%	27%	66%
	県備蓄率							
ラピアクタ	国の目標			46,600		37,800	35,100	
	購入数量			38,100				35,100
	廃棄数量							38,100
	県備蓄量			38,100	38,100	38,100	38,100	35,100
	県備蓄率			82%	82%	101%	109%	100%
合計	国の目標	994,700	1,056,500	933,100		755,400	701,400	
	県備蓄量	994,700	1,112,600	979,110	883,100	883,100	701,400	701,400
	県備蓄率	100%	105%	105%	95%	117%	100%	100%

※現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、イナビルへの切り替えを順次行っていく。

令和2年度は使用期限切れとなるタミフルカプセルとラピアクタを廃棄し、国の目標量に達するよう、タミフルカプセルとラピアクタに加えイナビルの追加購入を行う。

【指標の考え方】

厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標数及び、県が指定を行う指定地方公共機関の医療機関（感染症指定医療機関、3次救急、周産期母子医療センター等）数を目標値とした。

患者の治療に欠かせない抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することは、新型インフルエンザ対策において、県民に対する良質かつ適切な医療を提供する観点から重要であるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄数を成果指標として設定する。

また、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策に欠かせない感染症指定医療機関、救命救急患者（小児、周産期を含む）の治療に必要な医療機関及び、医師等の医療従事者の調整を行う医療関係団体の指定数を成果指標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成25年3月11日厚生労働省通知による備蓄目標については、タミフル、リレンザ共に、平成25年度に達成した。

以降は、期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時に、国の目標量に達するよう、追加購入を行う。

指定地方公共機関の指定については、当該法人に説明し承諾を得た上で指定をするものである。

医療関係団体は平成25年度指定をした。

医療機関は平成26年度より協議を行い、承諾を得た医療機関から速やかに指定を行うこととしている。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することで、新型インフルエンザが発生した場合にも、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を市場に放出することにより、県民に対する良質かつ適切な医療を提供することができる。

医療関係団体・医療機関を指定地方公共団体に指定することで、医療を安定的に提供するため、重症あるいは新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、多くの医療従事者が欠勤等により不足することが想定されることから、医療関係団体の協力により医療従事者の調整が可能となる。

【事業の効率性】

抗インフルエンザウイルス薬の保管を医薬品卸売業者に委託することで、流行時に抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、速やかに市場に放出することが可能である。

行政及び指定地方公共機関が連携を強化することで、発生時に迅速かつ適切に対応することが可能となる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	31,635	149,097	387,504	時間	2,696	2,696	2,696
（うち一般財源）	28,012	144,729	383,499	人件費（千円）	11,076	11,076	11,076

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国通知により都道府県別備蓄目標が新たに示された為。

帰国者・接触者外来の医療従事者が感染を防止して、医療体制を維持するため、個人防護具の助成を行う。

【見直し内容】

現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、イナビルへの切り替えを順次行っていく。

帰国者・接触者外来における個人防護具の備蓄に対して、計画的に助成する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	感染症予防事業 (感染症対策事業)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H23
-----	----------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症指定医療機関の確保充実を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生に備える。

2 事業概要

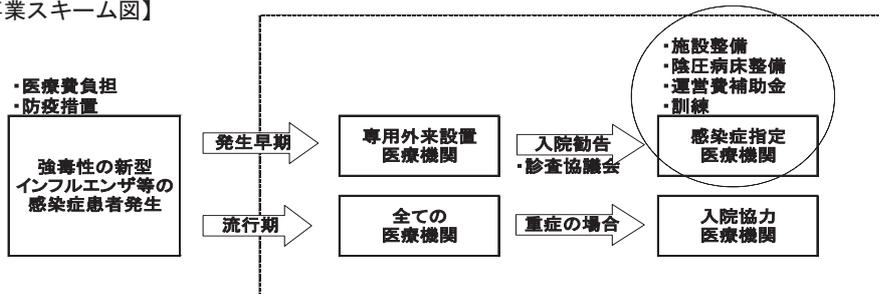
(1) 筑後ブロックで不足していた第2種8床を、平成27年12月に指定し、確保するとともに、当該病床に陰圧設備を整備した。
 (2) 感染症指定医療機関において、感染症患者の病室への搬入を円滑に行うとともに院内感染対策を確実にするための訓練を行う。
 (3) 感染症指定医療機関や保健所設置市等との関係機関による連絡会議を設置し、感染症発生時に備え連携を強化する。

○感染症指定医療機関の指定状況

令和元年11月1日

種別	ブロック	基準病床	医療機関名	指定病床数
第一種	県全体	2	福岡東医療センター	2
	小計	2		2
第二種	北九州	16	北九州市立東医療センター	16
			福岡東医療センター	10
	福岡	22	九州医療センター	2
			福岡赤十字病院	2
			福岡市民病院	4
			福岡大学筑紫病院	2
			福岡徳洲会病院	2
	筑豊	8	田川市立病院	8
	筑後	18	聖マリア病院	6
			新古賀病院	8
筑後市立病院			2	
大牟田病院			2	
小計	64		64	
合計		66		66

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
感染症指定医療機関指定病床数	目標	46	48	66	66	66	66	66	66
	実績	36	38	58	66	66	66	66	66
感染症指定医療機関陰圧病床数	目標	37	39	66	66	66	66	66	66
	実績	27	29	58	66	66	66	66	66

【指標の考え方】

- ・ 感染症指定医療機関の機能充実を示す指標として、指定病床数及び陰圧病床数を設定する。
- ・ 平成26年以降、福岡県保健医療計画に定める基準病床数である66床を目標に設定している。
- ・ 令和元年度も引き続き、66床を感染症病床数の目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成27年12月に感染症指定医療機関病床数及び陰圧病床数については目標を達成。
- ・今後も病床数を維持していく。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

・感染症法の規定に基づく入院勧告対象患者の受入れ医療機関となる感染症指定医療機関を整備することで、感染症患者への適正な医療提供及び感染症のまん延防止を図ることができる。

【事業の効率性】

・当該事業は、感染症法に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関について、その開設者の同意を得たうえで知事が指定するものである。必要な施設・設備については、当該基準に基づき整備するものであり、整備等に当たっては、適正な価格であることを確認している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	89,681	104,034	92,818	時間	2,000	2,000	2,000
（うち一般財源）	44,841	52,018	46,409	人件費（千円）	8,216	8,216	8,216

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- ・感染症法及び福岡県保健医療計画で規定される感染症病床数の整備は完了した。
- ・感染症病床の維持管理を行う必要がある。

【見直し内容】

- ・当該病床の安全性等を維持するために必要な施設・設備等の改修等整備を行っていく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん抗体検査助成事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H26
-----	-------------	-------	-----------------------	------------	-----

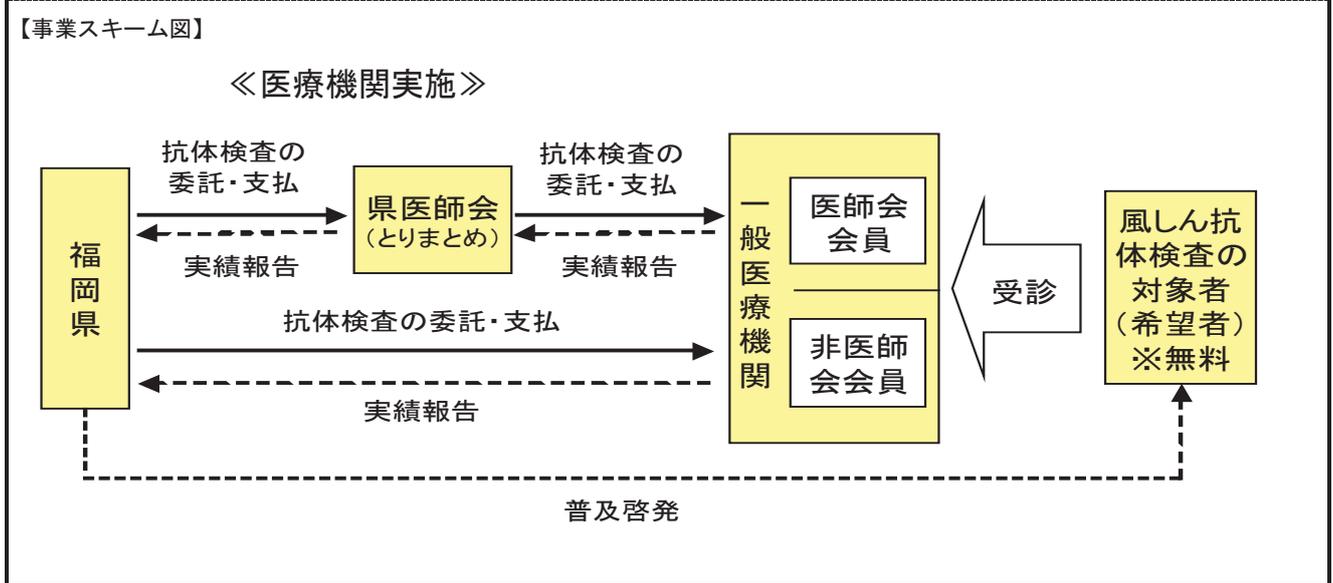
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

風しんの抗体を十分に保有していない人に対して風しんの予防接種の促進を図ることで、先天性風しん症候群の発生を防ぎ、妊娠希望者等が将来、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する。

2 事業概要

○県内（保健所を設置する市を除く。）に在住する以下の者に対し、風しん抗体検査費用を助成する。
 ①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦のパートナー・同居者
 ○風しんの抗体検査は、医療機関（委託契約を締結）で実施する。
 ○県民の風しん予防に対する関心と理解を深めるため、風しんの発生状況や予防接種の必要性について、県のホームページ等を通じ県民に対し情報提供を行うとともに、医療機関、公共施設等へのポスター掲示を実施し、風しんの予防について周知を図る。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
先天性風しん症候群の発生数	目標	0	0	0	0	0	0
	発生数	0	0	0	0	-	-

【指標の考え方】

風しんの抗体を十分に保有していない方に風しんの予防接種を促し、県内における先天性風しん症候群発生を予防する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

先天性風しん症候群の報告は、目標の0件を達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・風しんの抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していない場合は風しんの予防接種の実施を促すとともに、風しんについて県民に周知を図ることにより、県内における先天性風しん症候群の発生を防ぐことができる。
	【事業の効率性】 ・医療機関に委託契約し風しん抗体検査機関を整備することで、より多くの対象者が抗体検査を受けることが可能となる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	23,204	18,063	5,775	時間	1,744	1,744	1,744
（うち一般財源）	9,593	9,682	3,216	人件費（千円）	7,165	7,165	7,165

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 県内（政令市及び中核市を含む。）のより多くの医療機関で抗体検査を受けられるよう整備を行い、先天性風しん症候群の発生を防ぐため。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 風しんの抗体検査を受けられる医療機関数を、現行の約1,300か所から増やすことができるよう、医療機関等と調整を行っていく。

事業名	食品衛生監視体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H21
-----	--------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品製造業者に対する監視指導体制を強化し、製造業者における自主管理体制を確立させることにより、消費者が安心して購入できる福岡県産品の食品の確保を図る。

2 事業概要

(1) 食品衛生監視の充実
ア 広域的監視指導の強化

・ 食品衛生広域専門監視班の増員

専監設置事務所	H20	H21以降
筑紫	2班(4名)	3班(6名)
田川	1班(2名)	2班(4名)
南筑後(旧久留米)	2班(4名)	3班(6名)

・ 食品衛生広域専門監視班による監視対象業種の拡大

	H20	H21以降
専門監視班	製造業14業種等(流通拠点含む) (監視計画)【554施設、2,213回】	すべての製造業を含む29業種及び流通拠点 (監視計画)【H30:6,225施設、3,753回】 【R1:6,230施設、3,654回】
一般食監	製造業14業種等以外 (監視計画)【62,462施設、40,581回】	飲食店営業、食品販売業 (監視計画)【H30:54,987施設、23,032回】 【R1:54,397施設、22,854回】

・ 監視指導における残留塩素測定及び空中浮遊測定検査試薬の購入

イ 重点広域専門監視計画会議の開催

- ・ 監視指導マニュアル、各種チェック票の作成・見直し
- ・ 監視指導結果の情報共有、進捗状況確認、公開

ウ 食品衛生広域専門監視班の専門性の強化

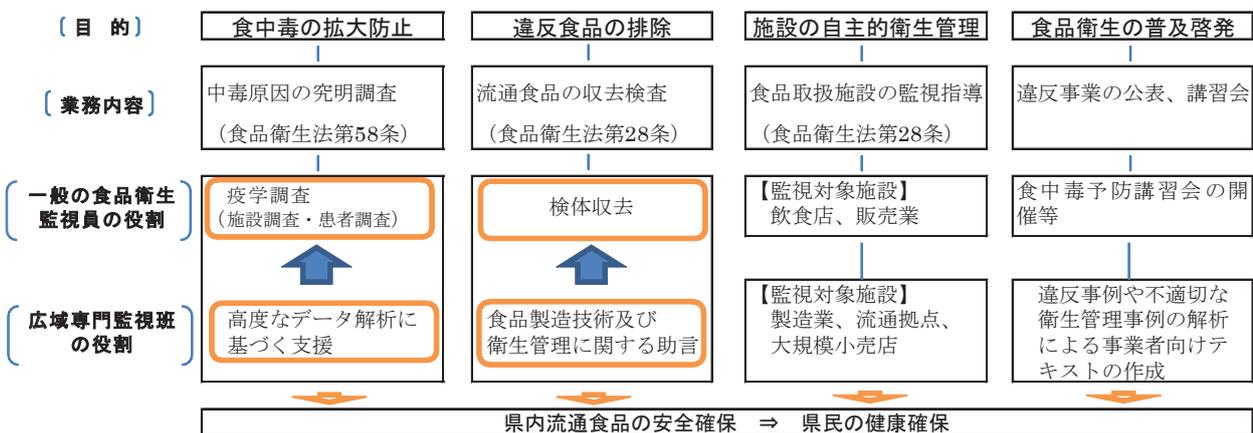
- ・ 国立保健医療科学院が実施する研修の受講

(2) 食品検査機器の整備 (食品検査体制の充実)

ア 高度で専門的な検査体制の強化

- ・ 苦情対応検査の実施(残留農薬、毒物、アレルギー、DNA検査の実施)
- ・ 農薬標準品、劇毒物検査キットの購入

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
収去検査適合率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%		

【指標の考え方】

- ・ 消費者が購入できる福岡県内に流通する食品の安全確保を示す指標として収去検査適合率を設定し、適合率100%を目標値とする。
- ・ 収去検査適合率：広域専門監視班を含む保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が、製造施設や市場等の流通拠点の監視指導において収去した食品について、規格基準に基づく検査を実施し、適合したものの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成することはできなかったが、目標値に近い高い値であり、近年約99%と高い値で推移している。
- ・ 未達成の理由は、違反業者の多くは小規模製造業者であり、そのため自主管理の徹底の指導が難しいことが考えられる。

4

有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 各製造業において監視マニュアルを作成し、監視指導により、事業者の安全性に対する理解、認識を深め、事業者に自主管理体制を促し、食品の安全確保につながっている。
- ・ 製造段階での広域専門監視班による監視により、アレルギー物質等の表示の不備の発見が可能になり、未だに不適正表示食品の流通並びに健康被害を阻止できている。

【事業の効率性】

- ・ 検査不適合の場合は、改善報告を求め改善確認することにより再発防止を図るとともに、各製造業者においては、製造した食品について自ら自主検査を行うなど、自主管理体制を確立してきている。
- ・ 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導を行うことにより、より安全な食品の流通確保につながっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	6,208	6,720	6,559	時間	30,720	30,720	30,720
（うち一般財源）	6,208	6,720	6,559	人件費（千円）	126,198	126,198	126,198

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 各製造業に対する広域専門監視班による監視指導により、監視対象施設の違反食品、食中毒事故等発生時は迅速な原因究明が可能となっている。
- ・ 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導により、より安全な食品の流通確保につながるため、継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・ 監視指導等を通じて、事業者の HACCP※の取組状況を把握。
 - ・ 厚生労働省が示す自主点検票及び確認票、各種手引書等を参考に、事業者への助言、指導を実施。
- ※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程（加熱・殺菌など）を継続的に監視・記録する衛生管理のこと。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H29
総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、食品衛生管理の国際標準となっているHACCP※による衛生管理で製造・調理された県産食品の提供をPRし、県産加工食品の購入・消費拡大に繋げていく。
 ※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法

2 事業概要

(1) 食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進

ア HACCP導入促進

- ・アドバイザー派遣による事業者の実情に応じた相談対応 (対象: 大規模製造加工業者等)
- ・衛生管理プランニングセミナー開催による衛生管理計画書作成実習 (対象: 小規模製造加工業者等、飲食店)
- ・販売業者への衛生管理計画作成手引書の送付 (対象: 包装食品販売業者)
- ・HACCP導入シールの配布

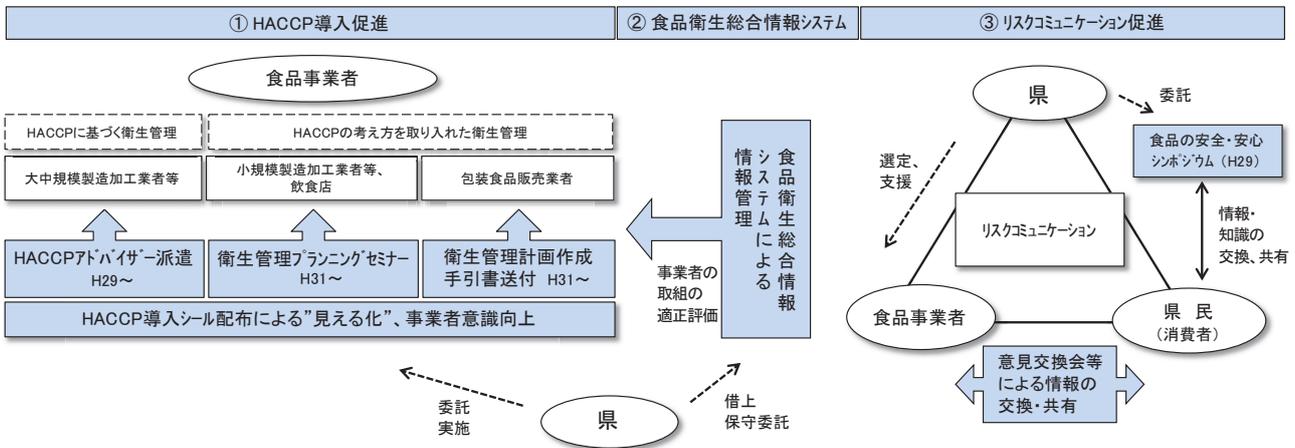
イ 「食品衛生総合管理システム」の運用・保守

(2) 食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション※の促進

- ・官民協働による食品安全・安心情報の発信及び事業所見学・意見交換会等の実施

※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。関係者が会場に集まって行う意見交換会や新たな規制の設定などの際に行うパブリックコメントの他、ホームページを通じた情報発信なども含まれる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
① HACCP推進アドバイザーの派遣施設数	目標	32	34	43	42
	実績	25	20		
② 衛生管理プランニングセミナー受講者における衛生管理計画書作成率	目標			100%	100%
	実績				
③ リスクコミュニケーション参加者数	目標	500	4,000	4,000	
	実績	3,541	16,744		

【指標の考え方】

- ① HACCPを導入していない大規模製造加工業者等への支援事業であることから、アドバイザー派遣施設数とする。
- ② HACCPを導入していない（衛生管理計画を作成していない）小規模製造加工業者等及び飲食店への支援であることから、セミナー受講者における衛生管理計画書作成率とする。
- ③ 消費者と事業者の相互理解の向上が目標であることから、リスクコミュニケーション参加者数とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ HACCPアドバイザー派遣については、目標達成することはできなかったが、派遣実績は順調に伸びている。
- ・ 未達成の理由は、事業者への周知が行き届かなかったことが考えられるが、あらゆる機会を通じて周知を行い、派遣実績は順調に伸びている。
- ・ リスクコミュニケーションについては、食品事業者による食品の安全・安心情報の発信等が順調に進んでおり、目標を達成できている。

4 【事業の有効性】

- ・ 食品の衛生管理の国際標準となっているHACCPを県内の食品事業者に普及促進することにより、食品の安全性の更なる向上が図られるとともに、県産食品の信頼性が一層高まり、国内外の販売の拡大につながることを期待できる。
- ・ 食品の安全性に関する情報の共有や意見交換を促進することにより、県、食品事業者及び消費者がそれぞれの責務、役割を認識し、相互理解を深めることにより、信頼関係を築くことができ、県産食品の安全・安心の向上につながっている。

【事業の効率性】

- ・ HACCP導入に取り組む食品事業者に専門家(アドバイザー)を派遣することにより、事業者の取組状況に応じた的確かつ具体的な支援が可能となっている。
- ・ 県が、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への情報発信や施設見学における意見交換を実施することにより、広範囲かつ多種多様なコミュニケーションの機会の提供につながっている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,166	17,732	19,846	時間	657	657	657
(うち一般財源)	3,575	9,690	9,250	人件費(千円)	2,699	2,699	2,699

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 平成30年6月、改正食品衛生法が公布され、全ての食品事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理が義務化されることとなった。改正食品衛生法が完全施行される令和3年6月1日までに、県内の全ての食品事業者がHACCPを導入することができるよう、HACCP導入支援の拡充、加速化を図る必要がある。
- ・ 衛生管理プランニングセミナーを専門の業者に委託することにより、事務の効率化を図る。
- ・ 令和2年度に大牟田市から県へ保健所業務が移管されることに伴い、大牟田市に係る営業許可情報等を食品衛生総合管理システムに移行する改修が必要となる。

【見直し内容】

- ・ 衛生管理プランニングセミナーの業者への委託。(▲17千円)
- ・ 食品衛生総合管理システムの改修。(＋3,300千円)
- ・ 衛生管理計画作成手引書の送付減。(▲1,839千円)

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域猫活動支援事業	部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H26
-----	-----------	-------	------------------	------------	-----

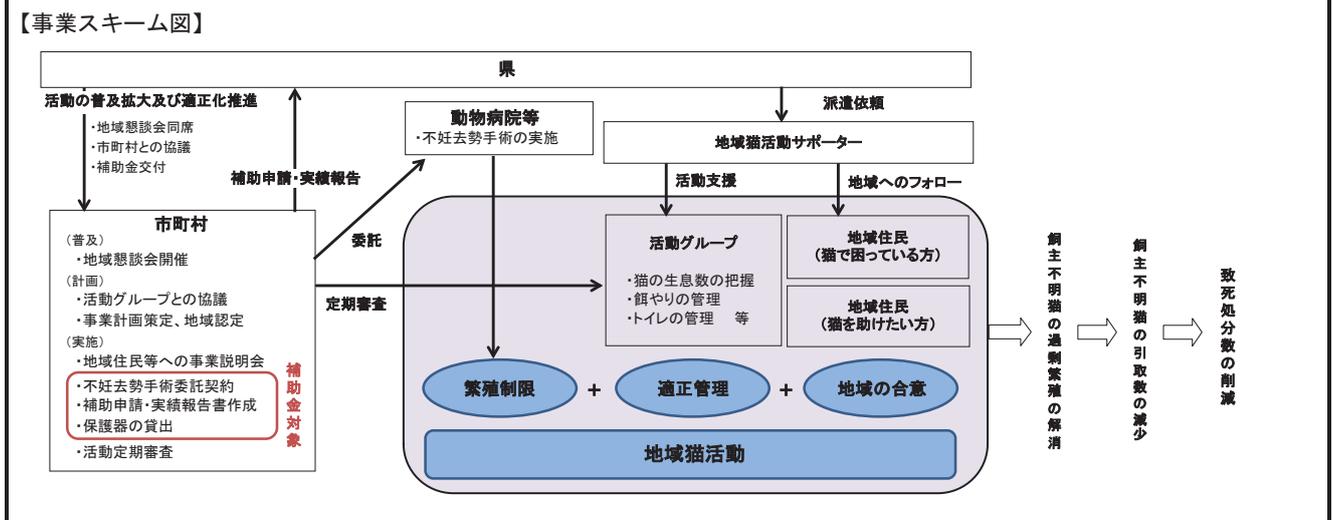
総合計画	10の事項	10	環境と調和し、快適に暮らせること	中項目	3	自然と共生し、快適な環境をつくる
	小項目	2	快適な生活環境の形成	施策	3	動物愛護の推進

1 事業のねらい・目的

県内に「地域猫活動」の普及・定着を図り、飼い主のいない猫の引取数を削減することで、猫の致死処分数の減少を目指す。
 ※「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域の合意のもとに不妊去勢手術の実施や餌の管理など猫を適正に管理する活動をいう。

2 事業概要

- 活動の普及拡大及び適正化推進事業
 - ・市町村等が開催する地域懇談会に同席
 - ・猫除け装置の貸出し
 - ・地域猫活動グループの活動支援、地域の調整を行う「地域猫活動サポーター」を登録・派遣
- 市町村助成事業
 - ・飼い主のいない猫への不妊去勢手術費 (定額補助)
 - メス：25,000円×112匹
 - オス：15,000円×80匹
 - ・資材購入費 (1/2補助)
 - 対象：猫除け装置、保護器等購入費
 - 上限：50,000円×18市町村



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
福岡県域内の猫の引取数 (匹)	目標	1,775	1,645	1,515	1,385	1,255	1,125	995
	実績	1,775	1,405	1,192	1,012			

【指標の考え方】

平成26年度から地域猫活動事業を開始し、猫の引取数削減の効果を得ている。
 平成27年度の引取数1,775匹を起点に毎年度130頭減^{※1}を目標とした。
 ※1 福岡県総合計画において設定した数値目標が犬猫216頭(匹)減、引取数割合が犬：猫＝40：60から、毎年度の猫の引取数削減目標＝216頭(匹)×60%＝130匹とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成30年度時点の猫の引取数は目標値を達成している。
 一方、猫の致死処分数1,831匹は犬・猫の致死処分数2,199頭(匹) (全国ワースト8位)^{※2}の83%を占めており、致死処分数削減をさらに進めるとともに、県内市町村へ同活動をさらに浸透させる必要がある (左記数値は平成29年度実績)。
 ※2 環境省「動物愛護管理行政事務提要」より (保健所設置市含む県全域)

有効性・効率性	4	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに20市町の一部の地域において地域猫活動が取り組まれ、合計1,253匹の飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、飼い主のいない猫の増加及び生活環境被害が抑制されたことで、引取数の減少に寄与した。 <p>「地域猫活動実績及び飼い主のいない猫の引取数（保健所設置市を除く）」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動市町数</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>手術数（匹）</td> <td>—</td> <td>156</td> <td>302</td> <td>288</td> <td>268</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>引取数（匹）</td> <td>2,651</td> <td>1,992</td> <td>1,775</td> <td>1,405</td> <td>1,192</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>前年度から減少した引取数の割合（%）</td> <td>—</td> <td>24.9</td> <td>10.9</td> <td>20.8</td> <td>17.3</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫の引取数・苦情数における、地域猫活動実施地域と未実施地域の内訳は以下のとおり。 <p>「飼い主のいない猫の引取数・苦情数（保健所設置市を除く）」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30引取数</th> <th>引取数の割合</th> <th>H30苦情数</th> <th>苦情数の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地域</td> <td>0匹</td> <td>0%</td> <td>8件</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>未実施地域</td> <td>1,012匹</td> <td>100%</td> <td>1,132件</td> <td>99.30%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	活動市町数	—	9	13	13	11	13	手術数（匹）	—	156	302	288	268	239	引取数（匹）	2,651	1,992	1,775	1,405	1,192	1,012	前年度から減少した引取数の割合（%）	—	24.9	10.9	20.8	17.3	15.1		H30引取数	引取数の割合	H30苦情数	苦情数の割合	実施地域	0匹	0%	8件	0.70%	未実施地域	1,012匹	100%	1,132件	99.30%
	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																													
	活動市町数	—	9	13	13	11	13																																													
	手術数（匹）	—	156	302	288	268	239																																													
	引取数（匹）	2,651	1,992	1,775	1,405	1,192	1,012																																													
	前年度から減少した引取数の割合（%）	—	24.9	10.9	20.8	17.3	15.1																																													
		H30引取数	引取数の割合	H30苦情数	苦情数の割合																																															
	実施地域	0匹	0%	8件	0.70%																																															
	未実施地域	1,012匹	100%	1,132件	99.30%																																															
		<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫による生活環境被害に係る苦情が発生している地域において、住民自らが地域の課題に向き合い、主体的に地域猫活動に取り組むことで、効率的・効果的に生活環境の改善が行える。 																																																		

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	6,021	6,245	6,437	時間	1,000	1,000	1,000
（うち一般財源）	6,021	6,245	6,437	人件費（千円）	4,108	4,108	4,108

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/>一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
【上記の理由】	<p>○継続の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事が議会答弁において、犬猫の致死処分数ゼロを目指すとして宣言しており、犬・猫の致死処分数の83%を占める猫の致死処分数をさらに削減するためには、本事業の継続は不可欠である。 ・事業主体である市町村（保健所設置市を除く）には動物に関する専門職員が配置されておらず、地域に対して活動の導入を円滑に行うには、地域猫活動サポーターのような活動に対する十分な知識等を有する者による支援が必要である。 ・地域猫活動サポーター派遣を開始する以前は、一部の地域猫活動実施地域において、活動の適正管理が不十分な事例が確認されたことから、適正管理された地域猫活動を浸透させるため、地域猫活動サポーターによる継続的な活動支援が必要である。 <p>○改善の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター派遣要請が減る見込みであることから、地域数及び派遣述べ回数（人数×回数）を減らす。 ・市町村助成（備品購入費）の申請が減る見込みであることから、助成市町村数を減らす。 ・来年度、国の指針改正に伴う県の動物愛護推進計画の改定に合わせて、サポーター研修会を開催する。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター派遣人数、回数及び地域数の見直し ・市町村助成（備品購入費）の見直し ・サポーター研修会の開催【新規】

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

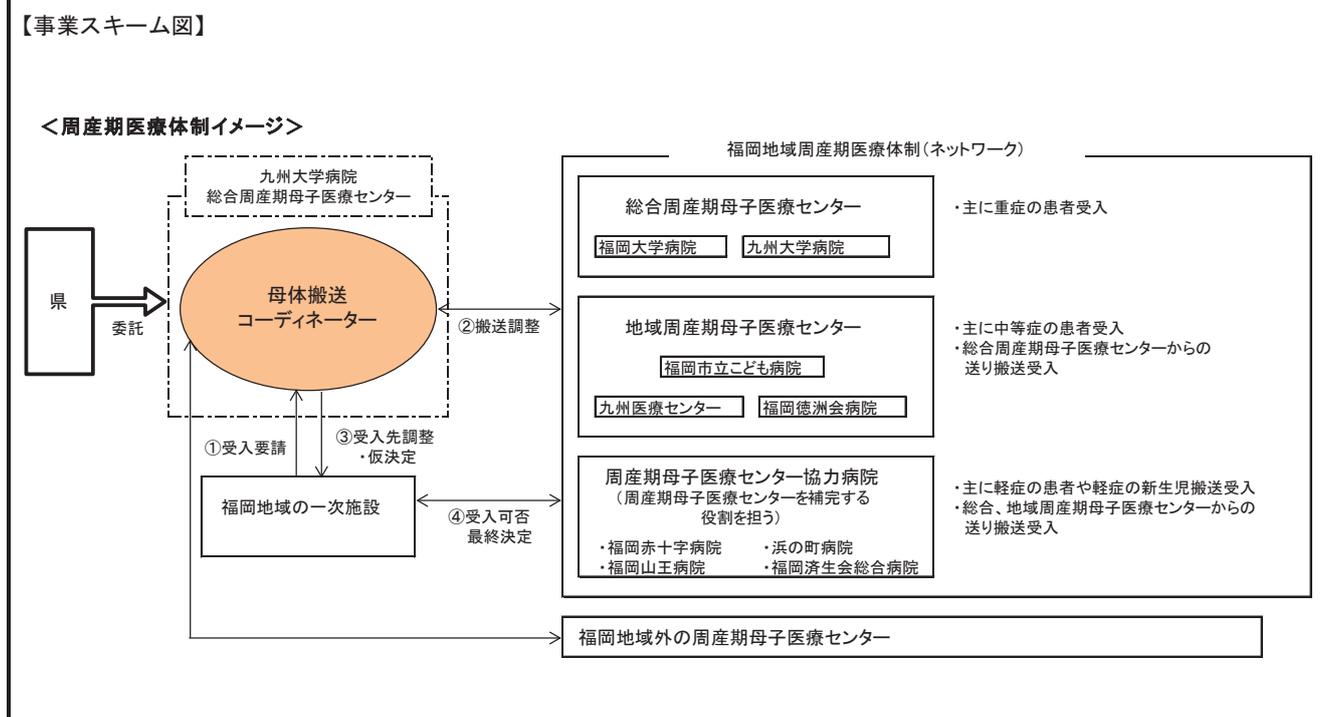
事業名	周産期医療対策事業 (周産期救急搬送時受入調整事業)		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること	中項目	1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	2 子どもと母親などの健康の推進	施策	1 周産期医療体制の確保		

1 事業のねらい・目的

- 福岡地域における医師の負担を緩和するとともに、受入不可の事案を解消し、搬送の円滑化を図る。
- 福岡地域の総合周産期医療センターが常時重篤な患者に対応できるよう、NICU(新生児集中治療管理室)病床の空床確保を図る。

2 事業概要

- 福岡地域において、周産期母子医療センターに準じる機能を有する医療機関を協力病院とし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、協力病院の機能に応じ、妊産婦の週数や病態に応じた受入基準を定める。
- 当日の受入可否情報等を共有するために、スマートフォンを活用して、各医療機関の医師がリアルタイムで受入可否情報を入力・把握できる仕組みを構築する。
- 福岡地域における一般産科医療機関等からの救急搬送要請を受け、受入可否情報や搬送先の選定基準に則り、搬送先医療機関の選定・調整を行う母体搬送コーディネーター(助産師・看護師)を、総合周産期母子医療センターに配置する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
妊婦の搬送先への調整数	目標	-	70	70	70	70	70
	実績	16	67	93			

【指標の考え方】
 総合周産期における母体搬送件数(平成26年度:276件)を基に、搬送調整の対象となる症例及び対応時間帯(平日夜間・休日)を考慮した件数、年間70件とする。
 なお、事前評価書において指標としていた「母体搬送受入不可事例の解消」は、実績の確定までに時間を要することから、「妊婦の搬送先への調整数」に指標を変更した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 平成30年度は目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 NICUに余裕がない福岡地域においては妊婦の受入れ調整に係る医師の負担が大きかったところ、事業の実施後は、母体搬送コーディネーターによる調整が行われ、医師の負担軽減、妊婦搬送の円滑化に寄与している。</p>
	<p>【事業の効率性】 スマートフォンから送信される妊婦受入可否情報をスマートフォンでとりまとめて情報の共有化を図ることにより、事務が効率化されている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,727	14,073	14,078	時間	378	378	378
（うち一般財源）	6,364	7,037	7,039	人件費（千円）	1,553	1,553	1,553

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 福岡地域における妊婦の搬送調整は、妊婦・新生児の安全の確保、医師の負担軽減の観点から、事業の有効性が高いと判断されるため事業を継続する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 事業関係者の交代等を踏まえ、年度当初を目途に事業の再周知を福岡地域の関係医療機関に対して実施する。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	救急医療電話相談事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H27
-----	------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もがが必要な医療を受けられる社会をつくる
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	7	医療・看護を担う人材確保と資質の向上

1 事業のねらい・目的

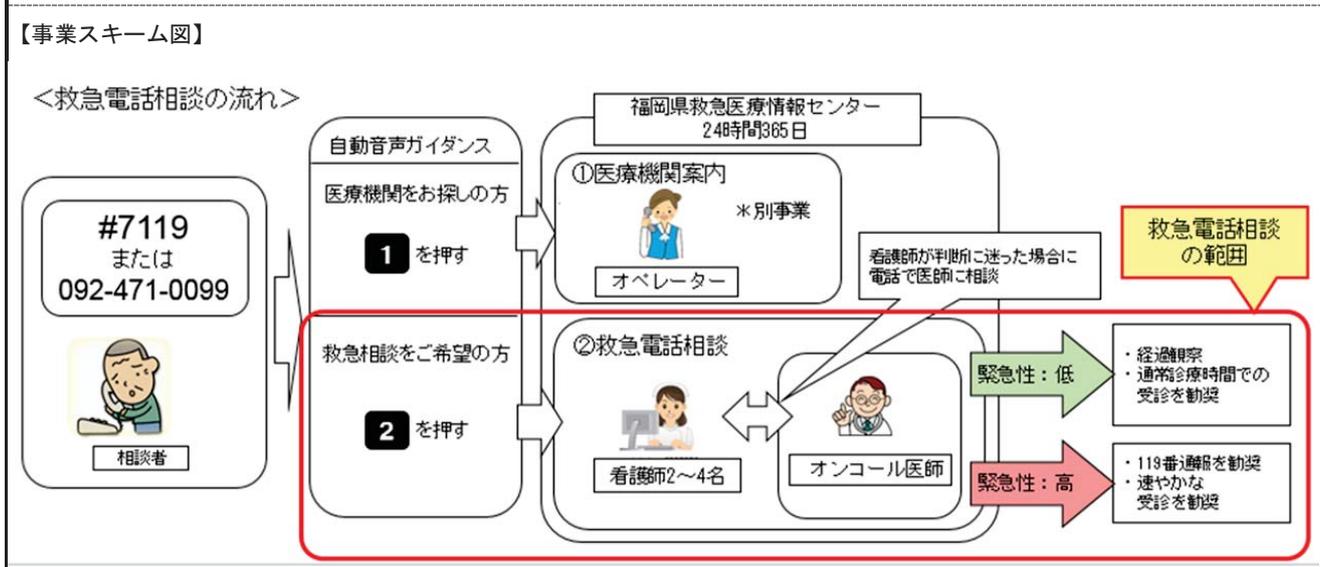
- ・急病時の県民の救急医療に対する相談に応じることによる県民の不安軽減
- ・救急搬送における軽症者の割合を低減することによる救急搬送サービスの適正化
- ・軽症患者の救急医療機関への集中による救急医の負担増大の抑止

2 事業概要

県民からの病気やケガに関する相談に対し、看護師が電話相談プロトコル（総務省消防庁）に基づく緊急度の判断を行い、受診の必要性等について電話によるアドバイスを行う。

<電話相談の流れ>

- ① 相談者が「#7119」もしくは「092-471-0099」をダイヤル。
- ② 自動音声ガイダンスが流れるので、「救急相談」を希望する場合は「2」を押す。
- ③ 「救急相談」では看護師が対応し、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性について、アドバイスを行う。看護師は必要に応じて医師（オンコール）の助言を受ける。
- ④ 緊急性が高い場合には、速やかな受診や119番通報を勧奨し、緊急性が低い場合は通常診療時間での受診等を勧奨する。



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
救急搬送における軽症者の割合	目標	-	37.0%	35.9%	34.8%	33.7%	32.6%
	実績	37.0%	36.2%	35.8%	35.6%		

【指標の考え方】

- ・先行事例である東京都において、救急搬送における軽症者割合が平成19年度：59.8%から平成25年度：51.6%に減少しており、7年間で8.2%減少していることから、本県でも年間1.1%~1.2%の減少を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成29年度の目標は未達成だが、前年度よりも軽症者の割合は減少している。
啓発物の配布や掲示をこれまで以上に行い、事業の周知を徹底する。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 救急医療に係る電話相談により、救急搬送における軽症者の割合が低減され、救急搬送サービスが適正化される。</p>
	<p>【事業の効率性】 プロトコルに沿って看護師が対応することにより、相談者の状況に応じた適切な対応が効率的に行われる。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳 出	91,992	98,129	96,171	時 間	825.3	825.3	825.3
（うち一般財源）	53,097	98,129	96,171	人件費（千円）	3,390	3,391	3,391

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>救急搬送及び救急医の負担増大を抑止するとともに県民の不安軽減を図る必要があることから事業を継続する。</p>
【見直し内容】	<p>プロトコルの内容について検証を行いながら事業を実施するとともに、事業の周知を図るため様々な機会を活用し、引き続き啓発カード等の配布を行う。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療に関する多言語支援事業 (旧 アジア医療サポートセンター事業)	部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
-----	--------------------------------------	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	2	外国人受入環境の充実

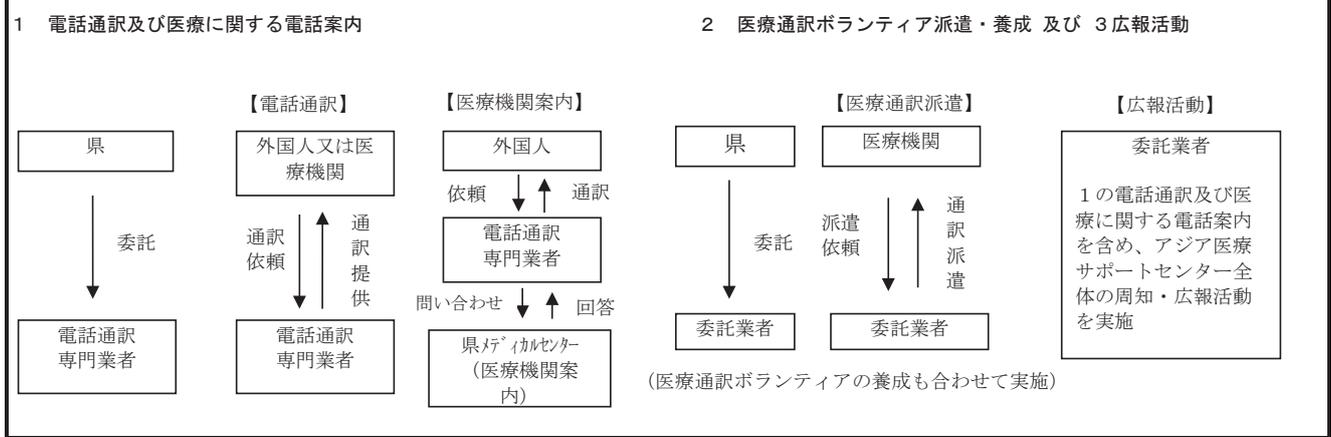
1 事業のねらい・目的

外国人が県内医療機関を受診する場合に、電話通訳サービスや医療通訳ボランティアの派遣等による支援を行うことで、外国人患者が安心して医療を受けられる環境を整備する。

2 事業概要

- 「電話通訳」及び「医療に関する電話案内」の提供**
 - 専門の電話通訳事業者を活用(委託)し、24時間365日「電話通訳」及び「医療に関する電話案内」サービスを提供する。
対応言語：英語、中国語、韓国語外14言語
- 医療通訳ボランティアの派遣、養成**
 - 医療機関からの依頼に基づき英語、中国語、韓国語外2言語の通訳ボランティア派遣を行うとともに、ボランティアの養成及び資質向上のためのフォローアップ研修を行う。
- 広報活動の実施**
 - アジア医療サポートセンターの利用拡大を図るため、PR用のチラシの作成・配布等を実施する。
(ホームページ更新及びメンテナンス、PR用チラシの作成配布等)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
①電話通訳②医療機関案内件数	目標	500	500	500	500	500	500
	実績	356	778				
医療通訳派遣件数	目標	250	250	250	250	250	250
	実績	120	91				

- 【指標の考え方】
- ①電話通訳②医療機関案内件数：本県における事業実績を踏まえ、対応時間・対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。
 - 医療通訳派遣：本県における事業実績を踏まえ、対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

医療通訳派遣については目標の4割程度と目標を下回っているが、電話通訳及び医療機関案内については目標を大きく上回っており、事業全体としても目標を達成している。

手軽に利用可能な電話通訳及び医療機関案内が医療通訳派遣よりも優先的に利用されたことにより、医療通訳派遣については目標を下回ったものと考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 24時間365日の電話通訳・電話案内サービスの提供により、外国人がいつでも安心して相談できる環境が整備されている。
	【事業の効率性】 専門の電話通訳事業者の活用により、各言語へ速やかに対応できる。 また、医療通訳ボランティアの育成を行うことで、効率的に通訳者の技能向上が図られる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,556	14,464	20,204	時間	900	900	900
（うち一般財源）	6,778	7,269	16,248	人件費（千円）	3,698	3,698	3,698

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】 ラグビーワールドカップや東京オリンピックの開催等、今後、訪日外国人や在住外国人が増加することが見込まれ、外国人が県内医療機関を受診する機会も増加すると考えられることから、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備しておく必要があることから事業を継続する。</p>
<p>【見直し内容】 「医療通訳派遣」の実績は、目標を下回っているが、音声のみの「電話通訳」では対応できない患者・医師等の表情やしぐさ、書類・画像等を直接見ながら行う通訳は今後も必要と考える。このため、来年度から「医療通訳派遣」を補完する仕組みとして、タブレットによるテレビ電話通訳を試験的に導入することを検討しており、この実施状況を踏まえながら、通訳派遣事業の見直しの必要性についても検討していく。 また、外国人患者の受入に伴う医療機関からのさまざまな相談に、ワンストップで対応できるよう、医療機関向けの相談窓口を設置することを検討している。</p>

事業名	災害派遣医療チーム連携強化事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

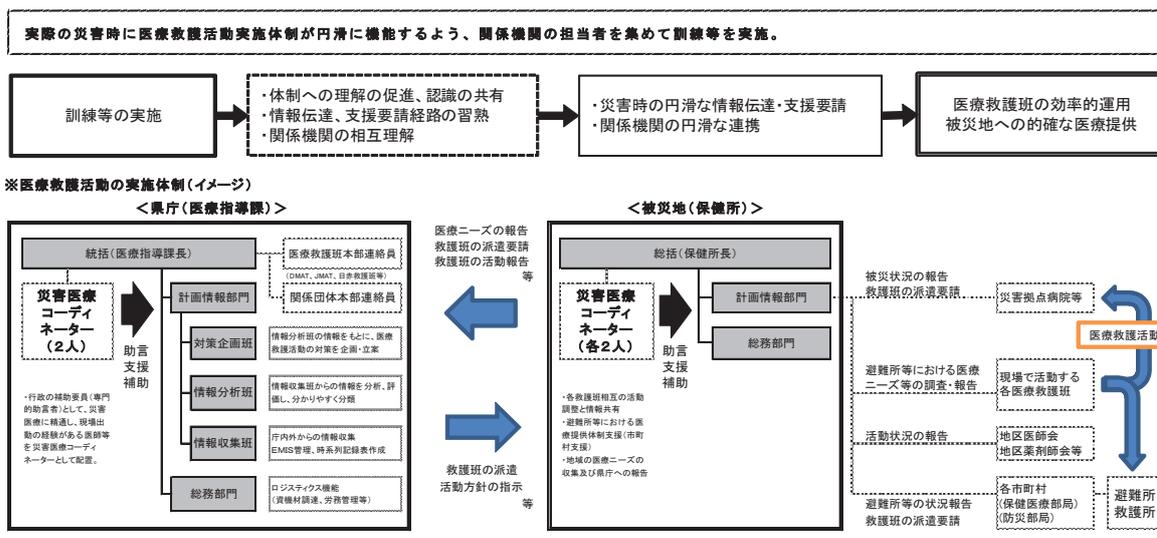
- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令系統のルール化を通じ、医療救護班 (DMAT、JMAT、日赤等) の活動調整を円滑にし、災害時にこれらの効率的・的確な活用等を図る。

2 事業概要

○ 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村 (避難所・救護所等) への医療救護班の派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能するよう、関係機関との訓練を実施する。

- ・実施回数：1日間×年4回 (県内4地域)
- ・対象者：県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所の災害医療担当者等
- ・訓練内容 (予定)
 - ① 本部運営演習 (連絡調整業務の総合訓練 (机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習 (支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習 (避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 医療救護班派遣調整演習 (受入拠点設置、救護班等受付及び活動情報等管理訓練)
 - ⑤ 医薬品等供給演習 (卸売業者等への情報伝達及び調達調整訓練)
- ・講師等：災害医療ACT研究所 (石巻赤十字病院)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
訓練受講関係機関数	目標	-	170	170	170	170	170
	実績		69	74			

【指標の考え方】
 県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関が全て訓練に参加することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 平成30年度は、開催日程が受講希望者と合わなかったことなどから目標を下回った。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 災害時を想定した訓練を実施することにより、県内関係者の連携強化が図られ、実際の災害時に円滑に活動できることが期待される。</p>
	<p>【事業の効率性】 災害時の医療に幅広い知見を有する講師を迎えて訓練を実施することにより、様々な状況を想定した訓練を効率的に実施できる。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,546	5,081	5,116	時間	360	360	360
（うち一般財源）	2,546	4,282	4,306	人件費（千円）	1,479	1,479	1,479

6 見直しの内容	
<p> <input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>	
<p>【上記の理由】</p> <p>地震や異常気象等による災害の発生は予見が困難であり、ひとたび発生すると甚大な被害が生じる場合がある。 困難な状況下で行われる発災後の医療救護活動には関係者の連携が重要であり、平常時から訓練を重ねておく必要がある。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>近年、九州北部豪雨等、県内でも災害が発生していることから、従来の講師に加え県内の講師も招聘することとした。 また、東日本大震災の教訓から、災害対策本部の下で小児周産期医療に関する情報収集、適切な助言を行うコーディネーター（災害時小児周産期リエゾン）を配置する必要性が指摘されている。 このため、厚生労働省が実施する研修に県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を派遣し、災害時小児周産期リエゾンとして育成することにより、災害時の小児周産期医療分野の支援の充実・強化を図ることとした。</p>	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	おくすり適正使用促進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合 計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	2	医療・介護サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなる。高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うとともに、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- ・服用薬剤数の適正化には、お薬手帳を活用した服薬情報の一元管理が重要であるため、お薬手帳を持参することの意義やメリットについて普及啓発する。

2 事業概要

- 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置
高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、情報共有の仕組み作りや普及啓発の方策について協議を行い、協議会を構成する医師会、薬剤師会等の関係団体を通じてその方策を各医師、薬剤師等へ普及させることにより、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- お薬手帳の活用促進
服薬情報の一元化を目的とし、お薬手帳の正しい活用を促進するため、以下の事業を行う。
 - (1) お薬手帳ホルダーの作成・配布
保険証及び診察券などと併せてお薬手帳を同時に携行できるポケット付きホルダー、及びお薬手帳の持参を促すリーフレットを重複服薬者に送付する。
 - (2) お薬手帳持参及び一冊化の普及啓発
福岡県薬剤師会と連携して、啓発チラシを薬局へ配布し、薬局窓口における普及啓発を行う。また、「くすりと健康フェア」などのイベントにおいて、広く普及啓発を行う。

【事業スキーム図】

○ 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置

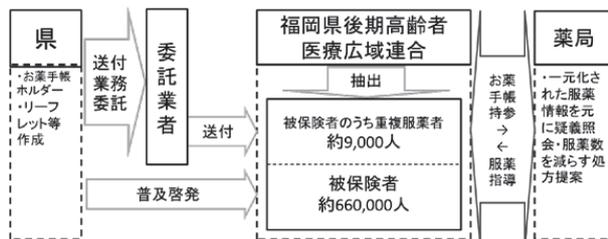
【厚生労働省】高齢者医薬品適正使用に関する検討会(H29～)

- 高齢者の薬物療法の現状と分析
- 「高齢者の医薬品適正使用の指針」作成

【福岡県】医薬品適正使用促進連絡協議会(H30～)

- 指針の医療現場への普及促進
- お薬手帳等を活用した服薬情報の一元化・多職種による情報共有
- 高齢者自身の理解・意識向上のための啓発

○ お薬手帳の活用促進



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
75歳以上の重複服薬者率	目標			1.64%	1.31%	0.98%	0.66%	0.33%
	実績		1.64%	1.58%				
【指標の考え方】 ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなるため、後期高齢者医療広域連合被保険者を対象とし、事業開始後5年間で重複服薬者（※）を0にすることを目標とし、毎年漸減させる。 ※同一月に複数の医療機関から、30日以上同一薬効の薬剤の投与を受けている者。								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・H30は目標を達成。 ・取組みの効果解析を行い、医療関係者や患者へ啓発など目標達成に向けて効果的な取組みに努める。								

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・医師や薬剤師等医療関係者による連絡協議会において、医療等の現場の状況を踏まえた意見を伺い、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うこと、また、協議会構成団体を通じて医師等に普及啓発を図っていくことにより、効果的な取組みにつなげていくことができる。
	【事業の効率性】 ・重複服薬者に対しお薬手帳ホルダー及びリーフレットを配布することで、お薬手帳の持参を促し、薬局における服薬情報の一元管理を促進している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	4,480	4,769	4,073	時間	735	735	735
（うち一般財源）	4,480	4,769	4,073	人件費（千円）	3,020	3,020	3,020

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 医薬品の適正使用には、医療関係者からの丁寧な説明と情報提供が必要不可欠であるため、服薬指導の際に活用しやすい啓発資料が必要である。	
【見直し内容】 ・薬局に掲示し来局者に啓発を行うポスターに変え、薬剤師が直接説明することでより積極的なアプローチを行うことができるチラシを作成する。（▲684千円） ・連絡協議会会場及びお薬手帳ホルダーに同封するリーフレット部数の見直しを行った。（▲45千円）	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	薬物再乱用対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	--	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	6	薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

初犯者が回復プログラムを受けることができる支援体制を構築することで、再犯者率を減少させ、薬物乱用者の減少を図る。

2 事業概要

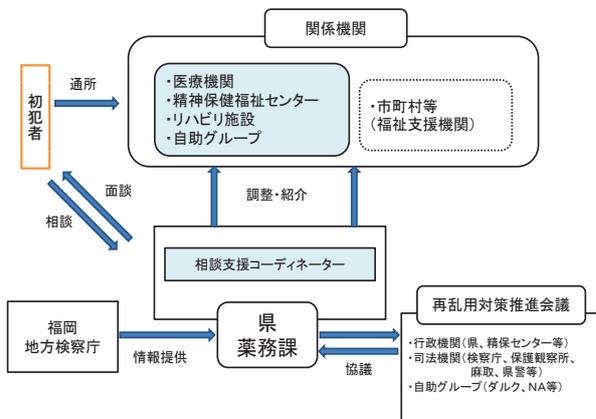
1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備
相談支援コーディネーターを薬務課に配置

(2) 相談支援事業の実施
＜初犯者に対する回復・社会復帰支援＞
・執行猶予判決を受けた初犯者（薬物依存症者）が支援対象。
・相談支援コーディネーターが対象者との面談。回復プログラム実施施設、自助グループの紹介、同行等を実施。
＜県内医療機関等関係者に対する研修＞
・薬物再乱用対策推進のため、相談支援体制整備に向けた研修を実施。

2 再乱用対策推進会議
内容：薬物依存症者への相談支援体制のあり方等、中長期的課題を協議
実施回数：年2回
メンバー：行政（県、県警、九州厚生局等）、司法（福岡地検等）、医療機関、自助グループ

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
支援した初犯者数	目標	50	50	80	80	80
	実績	25	41(12月)			
対象者に紹介できる機関数(回復プログラム実施施設、医療機関、自助グループ等)	目標	13	16	19	22	25
	実績	13	17(12月)			

【指標の考え方】

- ・再犯者率の減少を図るため、初犯者の支援を行う。事業開始当初は福岡地方検察庁との協議を踏まえて50人を目標としていたが、情報提供が増加傾向であることから、R2からは目標を80人とする。
- ・対象者に紹介できる機関を増やすことで、より円滑に紹介できるようにする。主に医療機関を中心に年間3件程度（福岡地区1件、北九州地区1件、筑豊・筑後地区1件）の協力を得ることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度は事業の開始年度で、相談支援体制、関係機関との連携体制など事業の基盤構築に取り組んだ。
- ・平成30年度の「支援した初犯者数」は目標を下回っているが、これは事業開始当初は対象を即決裁判対象者に限っていたためである。平成31年2月からは対象範囲を拡大したため、令和元年度は達成の見込みである。
- ・対象者に紹介できる機関数は達成している。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回復プログラムは認知行動療法に基づき、薬物使用を止めるための対処法を学習するもの。 再犯者(刑務所入所者や保護観察対象者)には回復プログラムが実施されているが、執行猶予判決を受ける初犯者は、その機会がなかった。本事業により、初犯者を薬物依存からの回復の機会につなげることができるため、再乱用防止対策に有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡地方検察庁から初犯者の情報提供を受けられるため、対象者を的確に把握でき、効率的に事業を実施できる。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,114	14,098	25,173	時間	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	1,605	7,037	12,628	人件費(千円)	8,216	8,216	8,216

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小) </p> <p> <input type="radio"/> 終了(完了) <input type="radio"/> 再構築(他の事業に組み替え) <input type="radio"/> 廃止) </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略(平成31年1月策定)に再乱用防止対策の強化、福岡県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)に薬物依存を有する人への支援が盛り込まれており、取組みを充実させていくことが求められている。 本県の覚醒剤事犯の再犯者率は全国平均よりも高い状況が継続しており、関係機関と連携しながら本事業を引き続き推進していく必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 福岡地方検察庁と協議し、対象者を即決裁判対象者から初犯者(執行猶予が見込まれる者)全員に拡大した(平成31年2月)。このことにより、福岡地方検察庁からの情報提供者数が増加している。 増加する対象者への支援を着実に行うため、コーディネーターを増員し、支援体制を強化する。 既存の回復プログラム実施施設は全て平日昼間にプログラムを実施しているため、民間団体と連携して新たに平日夜間又は休日に回復プログラムを実施する。(+2,711千円) また、拘置所、留置場から出た後の初回相談時に回復プログラムの初回分を体験させることで、プログラムの受講を促進する。(+436千円) 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康食品安全対策事業		部課(室)	保健医療介護部 業務課	事業 開始年度	H14
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

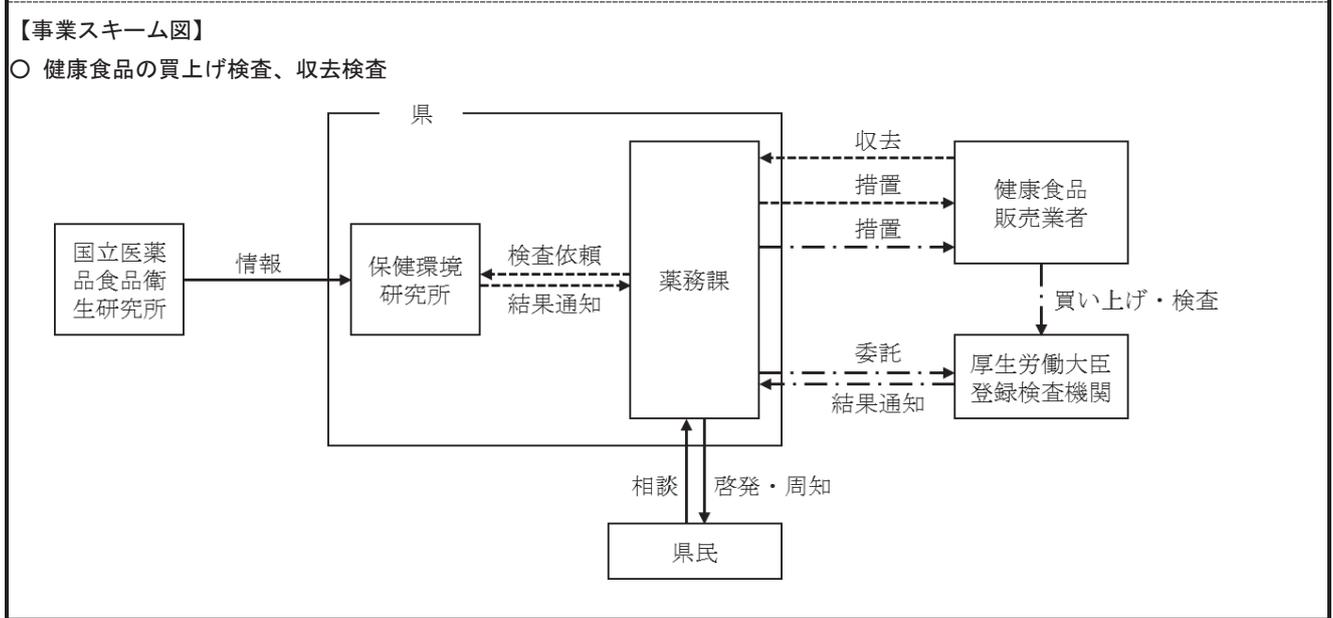
1 事業のねらい・目的

健康食品による健康被害を防止するため、①流通後の抜き打ち検査、②健康被害発生後の収去検査を柱とした安全チェック体制の整備を早急に進める。

2 事業概要

1. 安全チェック体制の整備
 (1) 買上げ検査の実施
 ① インターネット、口コミ、店舗販売等により県内に流通している健康食品等を買上げ、抜き打ち検査(成分検査)を実施する(検査機関(厚生労働大臣登録)への委託)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (2) 収去等検査の実施
 ① 医薬品成分の含有が疑われる不正な健康食品等を発見した場合、収去等し、成分検査を行う(保健環境研究所で検査)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (3) 検査技術の修得
 新たな(検査経験のない)医薬品成分を含有した違反にも対応できるよう、保健環境研究所において検査技術を修得させる(国立衛生研究所での技術研修)。

2. 県民啓発
 医薬品と健康食品の区別・相互作用など健康食品等に関する正しい知識の普及啓発を図る。



3 事業目標等

成果指標	H27	H28	H29	H30	R1	R2
健康食品等の医薬品成分検査件数	目標			30件	30件	30件
	実績	24件	25件	30件	30件	30件 (見込み)
(参考) 不正健康食品率	目標	-	-	-	-	-
	実績	37.5%	28.0%	10.0%	16.7%	

【指標の考え方】

- 本事業は、県民の不正な健康食品(未承認医薬品)による健康被害を防止することを目的として、平成14年度から約20製品の買上げ検査を実施しているが、毎年8製品程度から医薬品成分を検出しており、不正な健康食品の流通は後を絶たない。
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(平成29年6月)において、数値目標を健康食品等の医薬品成分検査件数を30件(平成27年度比125%)とし、監視強化を図ることとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 年2回買上げを行うが、第1回買上げにおいて既に13品目を買上げ済み、第2回は17品目を予定しており、目標達成の見込みである。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分が検出された健康食品を発見した場合は、直ちに報道発表を行い、県民に対して注意喚起を行っており、県民の健康被害の防止に寄与している。 ・買い上げ品目の選定については、日頃からインターネット検索等の熟練度（検索条件や流通品目の確認）が必要なことから、各担当者において情報交換を行うことにより、事業の有効性を高めている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品から検出される医薬品成分は、新たな成分が検出されることから、検査方法の熟練や標準物質の選定に努め、事業を効率的に実施している。 ・日々インターネット等を監視し、年々巧妙化する新たな販売先、販売方法等に効率的に対応できるよう努めている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,675	3,787	3,799	時間	88	88	88
（うち一般財源）	3,675	3,787	3,799	人件費（千円）	362	362	362

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>								
【上記の理由】	<p>・市場には相当数の不正な健康食品が流通している可能性があることから、当該買上検査及び購入サイドの県民に対する啓発を継続して実施する必要がある。</p>								
【見直し内容】	<p>・平成29年6月に策定した福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画において、医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策の数値目標を新たに設定したため、当該計画期間（平成29～令和3年度）における各年度の検査件数を変更した。 （新数値目標）</p> <table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>H 2 7 実績</td> <td>R 3</td> </tr> <tr> <td>健康食品等の医薬品成分検査件数</td> <td>2 4 件</td> <td>3 0 件</td> </tr> </table> <p>・医薬品成分を含有する食品の発見情報・健康被害情報を収集し、健康被害につながるおそれの高い製品を発見できるよう検索技術の向上を図るとともに、これらの製品の成分検査を実施し、医薬品成分検出の場合の検査結果の公表等の機会を捉え、県民へ効果的な啓発を行う。</p>			指 標	H 2 7 実績	R 3	健康食品等の医薬品成分検査件数	2 4 件	3 0 件
指 標	H 2 7 実績	R 3							
健康食品等の医薬品成分検査件数	2 4 件	3 0 件							

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	認知症疾患医療センター事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

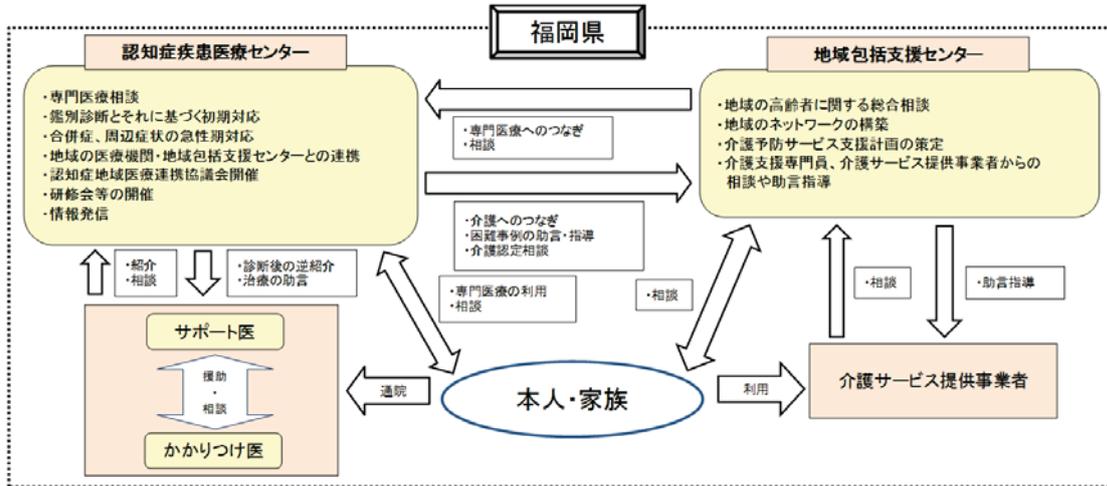
- ・専門医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるのかわかりにくいいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。
- ・早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括センターに対する相談助言や、介護へつなぐ。
- ・各センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見早期治療に努める。

2 事業概要

県内に基幹的役割の地域型センター1か所、その他地域型センター10か所を設置し、以下の業務を実施する。

1. 情報センターとしての機能 (地域の医療機関や認知症家族等に認知症に関する情報提供、本人・家族及び関係者からの相談対応)
2. 地域における認知症医療の中核的施設としての機能 (地域の関係機関のネットワーク会議や研修会・事例検討会の実施、症状、治療法や介護方法などのかかりつけ医や介護職員への情報提供と助言・指導、鑑別診断及びそれに基づく初期対応)
3. 介護との連携 (介護サービスが必要な患者の地域包括支援センターへのつなぎ、困難事例の対応方法の介護職員への助言・指導)
4. 県域全体の調整機能 (県域全体の連絡会議、他の10ヶ所のセンターへの研修、助言等)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
		認知症疾患医療センターの設置数	目標	11	11	11	11
	実績	11	11	11			

【指標の考え方】

- ・県内13の二次医療圏の全てに認知症医療センターを設置するもの。
- ※なお、2つの二次医療圏(福岡・糸島、北九州)は、それぞれ福岡市、北九州市が認知症医療センターを設置している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・政令市を含め、全ての二次医療圏に認知症医療センターを設置した。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制が構築できる。 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施し、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供を行える。 また、一般病院・介護施設では、対応困難な事例に苦慮している例もあり、認知症医療センターによる助言・支援等により、適切な対応が図られる。</p>
	<p>【事業の効率性】 認知症医療センターが各地域の認知症に関する医療提供体制の中核となり、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めることにより、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、効果的・効率的な提供が図られる。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	37,319	37,793	37,944	時間	100	100	100
（うち一般財源）	0	18,974	19,076	人件費（千円）	411	411	411

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 ・本年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」における認知症医療センターの二次医療圏に1カ所以上の設置は達成しており、今後とも認知症医療センターへの受診に繋がる積極的な周知を図る必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 ・各地域で行われている認知症医療センター地域医療連携協議会において、認知症医療センターの受診への周知を図る。 ・各認知症医療センターによる研修会・事例検討会等での、認知症医療センターの受診への周知を図る。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	介護と仕事の両立支援に関する相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課		事業 開始年度	H29
総合 計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる	
		7			1		
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	5	地域で支え合う体制づくりの促進 地域で支え合う体制づくりの促進 (再掲)	
3	地域コミュニティの再生・活性化	2					

1 事業のねらい・目的

- ・介護している労働者への相談・支援体制の整備を行うことにより、「介護と仕事を両立」でき、家族の介護を理由とした離職・転職者を減少させることを目的とする。

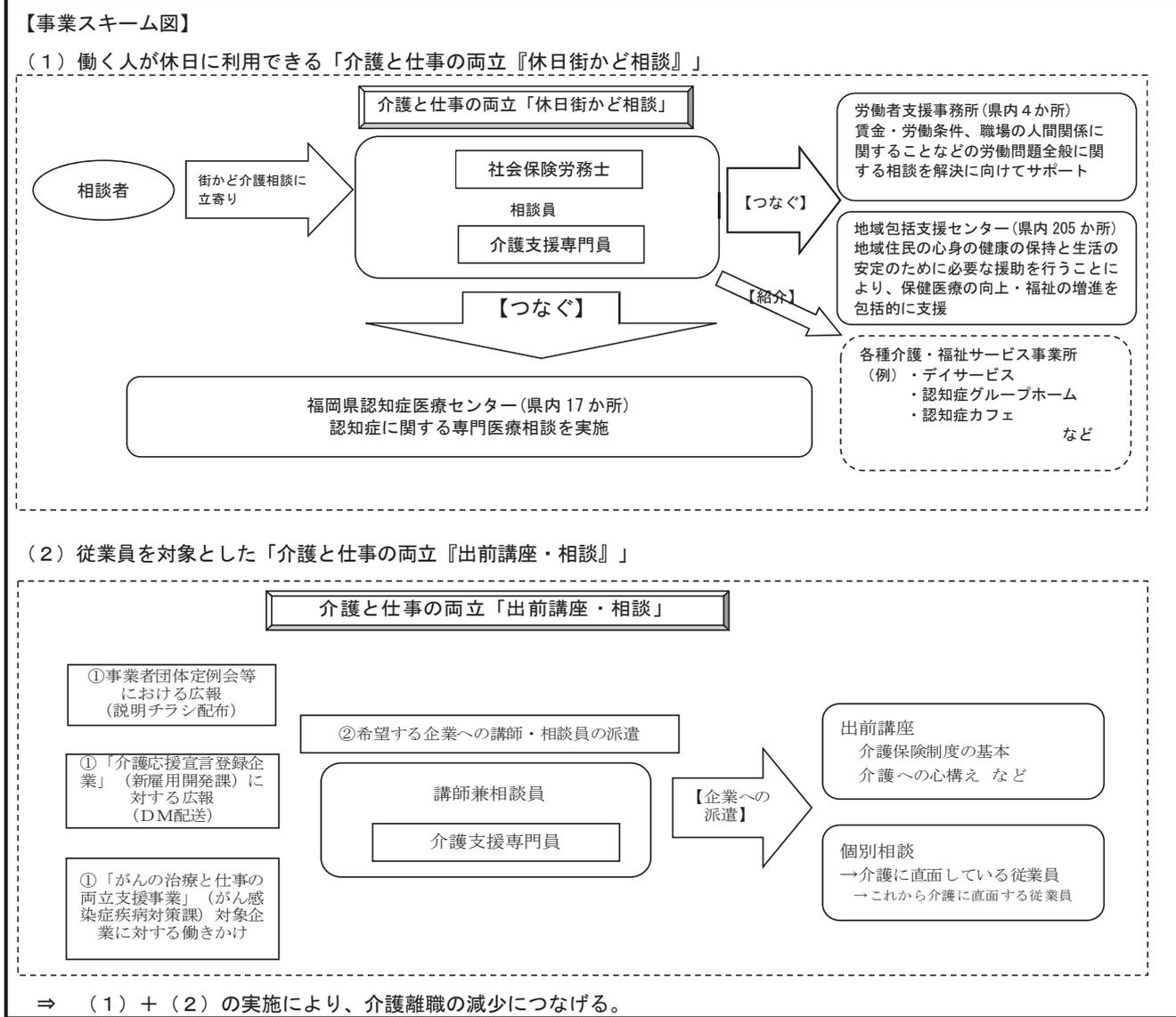
2 事業概要

○働く人が休日に利用できる「介護と仕事の両立『休日街かど相談』」の実施

- ・労働問題および認知症を含む介護問題に一体的・包括的に対応できるよう、それぞれの専門家を配置し、かつ、介護をしている労働者が利用しやすい、ワンストップで対応可能な街かど相談を実施。
- ・街かど相談では、①介護保険制度の内容、公的制度以外の介護サービス、認知症への対応を含む介護に係る専門的助言、②法令に基づく労働者支援制度等に関する情報の提供、③介護と仕事の両立に係るノウハウの提供等を行う。

○従業員を対象とした「介護と仕事の両立『出前講座・相談』」の実施

- ・介護支援専門員が事業所に出向き、従業員向けに介護と仕事の両立に係る出前講座・相談を実施する。



3 事業目標等		H29	H30	R1	R2	R3
成果指標	目標		400件	400件		
	実績	104件	741件	260件 <small>(※注1)</small>		
利用件数（休日街かど相談）	目標			100回	200回	200回
	実績			<small>(※注2)</small>		
開催数（出前講座・相談）	目標					
	実績					

【指標の考え方】
 ・（休日街かど相談）街かど相談窓口を訪問した人の数とする。
 令和元年度目標：10件×4日×10月＝400件
 ・（出前講座・相談）出前講座・相談を実施した回数とする。
 ※既存事業である「がんの治療と仕事の両立支援事業」の目標値に合わせて当事業の目標を設定。

(※注1)R1は9月までの実績
(※注2)R1は事業開始が9月

【目標達成状況、未達成のときはその理由】（「休日街かど相談」に係る理由）
 ・「休日街かど相談」の開催にあわせて、『介護と仕事の両立ミニセミナー』（15分程度）や『子ども向け高齢者体験教室』（30分程度）の開催、福岡県広報部長エコトン着ぐるみによる宣伝など、多くの人に関心を持ってもらえる工夫をしたことにより、平成30年度の利用件数は目標をかなり上回った。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・平成29年就業構造基本調査によると、1年間に介護・看護を理由に離職した人数は全国で9万9千人（福岡県で3千9百人）。 ・平成29年3月の民間調査機関の調査によると、介護を理由に離職・転職した人のうち47.8%が誰にも相談しないまま離職・転職に至ったとの結果が出ている。 ・介護をしている労働者の相談対応をすることで、家族の介護を理由とした離職・転職者の減少につなげることができる。 ・介護離職者は40歳以上が多く、企業の中核となる人材の離職を防ぐことは企業の利益を守ることにもつながる。
	【事業の効率性】 ・平成29年度から開始した「休日街かど相談」を実施する中で、介護保険や介護休暇制度について、あまり知られていないことがわかったため、令和元年9月から、従業員を対象とした「出前講座・相談」を開始し、事業のターゲット層にダイレクトに働きかけることが可能となった。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,776	12,503	8,127	時間	990	1,200	990
（うち一般財源）	3,888	6,252	4,064	人件費（千円）	4,067	4,930	4,067

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・「休日街かど相談」について、利用件数（窓口訪問件数）は増加したものの個別相談に至る件数は、平成30年度は年間50件（1回あたり平均1.3件）と少なく、令和元年度も同様の状況である。その理由として、介護は開始時期の予見が困難で、直面するまで自分には無関係あるいは真剣に考えていない者が多いことが考えられる。介護離職を防止するためには、相談に来る者を待つ形態でなく、介護は誰にでもやってくるものであり事前の準備が重要であることについて、より効果的に認知度を向上させる必要がある。 ・そこで、多くのターゲット層へ直接働きかけることができる従業員を対象とした「出前講座・相談」へシフトすることとする。	
【見直し内容】 ・「休日街かど相談」は今年度をもって終了とする。（▲7,317千円） ・令和元年9月から開始した「出前講座・相談」は、上記の理由から次年度も継続実施とし、今年度の実施状況を見ながら、企業への働きかけ方法、講座内容の再検討などを行い、ブラッシュアップしたものとする。	

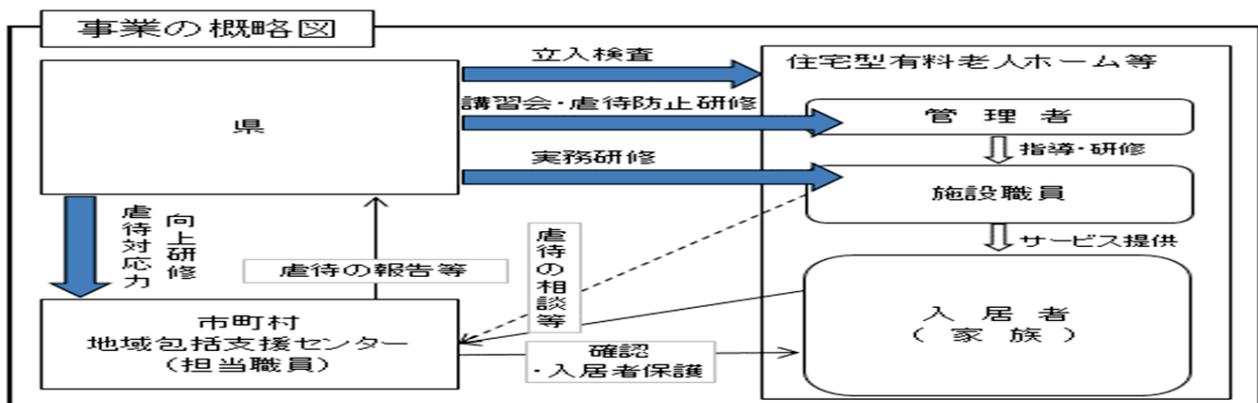
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	住宅型有料老人ホーム等安心点検事業		部課(室)	保険医療介護部 介護保険課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	4	高齢者の尊厳が尊重される社会づくりの推進	施策	1	高齢者の権利擁護

1 事業のねらい・目的	住宅型有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図る。
2 事業概要	<p>1 施設に対する指導・検査</p> <p>① 講習会 (集団指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者を対象に県内3か所 (北九州、福岡、久留米) で実施 (政令市・中核市と共催して実施) <p>② 虐待防止研修 (①と同時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者を対象とした虐待防止研修を実施し、虐待防止に関する認識を深め、施設で虐待防止に取り組むためのノウハウを習得できるようにし、施設における虐待防止対策の徹底を図る。 <p>③ 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年間ごとに各施設に自己点検チェックリストを提出させ、問題がある施設を中心に立入検査を実施する。 新規施設については、原則として開設から1年以内に、立入検査を実施する。 情報提供等で問題がある事業所に対して、立入検査を実施する。 <p>2 施設職員に対する実務研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設職員を対象とした実務研修の開催回数を増やし、カリキュラムを充実することにより、できる限り多くの施設職員の参加を促し、その介護技術の向上を図る。(政令市・中核市と共催して実施) <p>3 市町村職員に対する虐待対応力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象に、虐待防止の基礎知識、通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導についての研修を実施する。 3年間で60市町村の担当係長及び担当者、地域包括支援センター (現在201カ所) の3職種 (社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー) を対象として実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
成果指標	H27 H28 H29 H30 R1 R2
高齢者施設等における虐待発生率 (総合計画)	目標 0.12 0.13 0.15 0.13 0.13 0.13
	実績 0.2 0.16 0.13

【指標の考え方】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率を、全国での発生率以下とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率は、平成29年度において全国での発生率を下回り、目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての有料老人ホームの管理者に対して講習会（集団指導）・虐待防止研修を行うことで、適切な運営を促し、高齢者虐待につながる不適正な運営の防止を図ることができる。 ・県内の全ての有料老人ホームの職員を対象として実務研修を行い、介護技術の向上を図ることで事故や不適切なケアの防止を図ることができる。 ・自己点検で問題のある施設や苦情・不適正な運営の情報提供がなされた施設、開設されて間もない施設に対しては立入検査を行うことにより、不適正な運営に対して具体的な是正を図ることができる。 ・高齢者虐待防止法に基づく虐待の相談対応を行う市町村の職員に対して研修を行い、対応力の向上を図ることにより、虐待が疑われる事案に対する的確な対応を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者や職員に対して継続して講習会や研修を行うことにより、施設の管理者や職員に異動があっても、適切な運営を行うための管理者・職員の素養を維持することができる。 ・市町村の職員に対しても、継続して研修を行うことにより、職員に異動があっても、虐待の相談対応能力を維持することができる。 ・問題の兆候がある施設に対して立入検査を行うことにより、早期の是正を促すことができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	1,931	3,327	3,213	時間	4,856	3,112	4,152
（うち一般財源）	429	3,327	3,213	人件費（千円）	19,949	12,785	17,057

6 見直しの内容		
<p>継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善（ ） 縮小（ ）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>		
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームに対する指導・立入検査は、老人福祉法第29条第11項に基づき都道府県知事が行うものと定められた業務であり、継続して実施しなければならない。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修も、高齢者虐待防止法第19条に基づき市町村に対し都道府県が行う援助であり、市町村の人員体制の制約がある中で高齢者虐待疑義事案が頻出している現状では、終了することはできず継続して実施しなければならない。 ・事業目標は平成29年度において達成しているが、虐待の疑い等の不適切な運営に関する苦情・情報提供は増加している。他都道府県・政令市・中核市管内における不適切な住宅型有料老人ホーム運営・トラブルについての報道も頻出するようになっており、施設や管理者・職員等に対する取組みを継続・強化しなければならない。 		
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な運営を確立するために、講習会（集団指導）及び虐待防止研修については、常に新たな事例や知見等を反映させる。会場や開催時間帯についても、多くの者が出席しやすいよう引き続き配慮する。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修についても、常に新たな事例や知見等を反映させる他、より多くの市町村からの出席がなされるよう市町村への広報・案内に努める。 ・苦情・情報提供に対しては施設への立入検査を行って事実確認や是正指導を行うこととなるが、苦情・情報提供が増加していることから、立入検査を実施する部署の人員体制の維持・拡充を図る。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て応援社会づくり推進事業 (結婚全力応援!事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	1	若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	2	結婚応援の推進

1 事業のねらい・目的

・独身者に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域社会全体で結婚を応援する気運を高める。

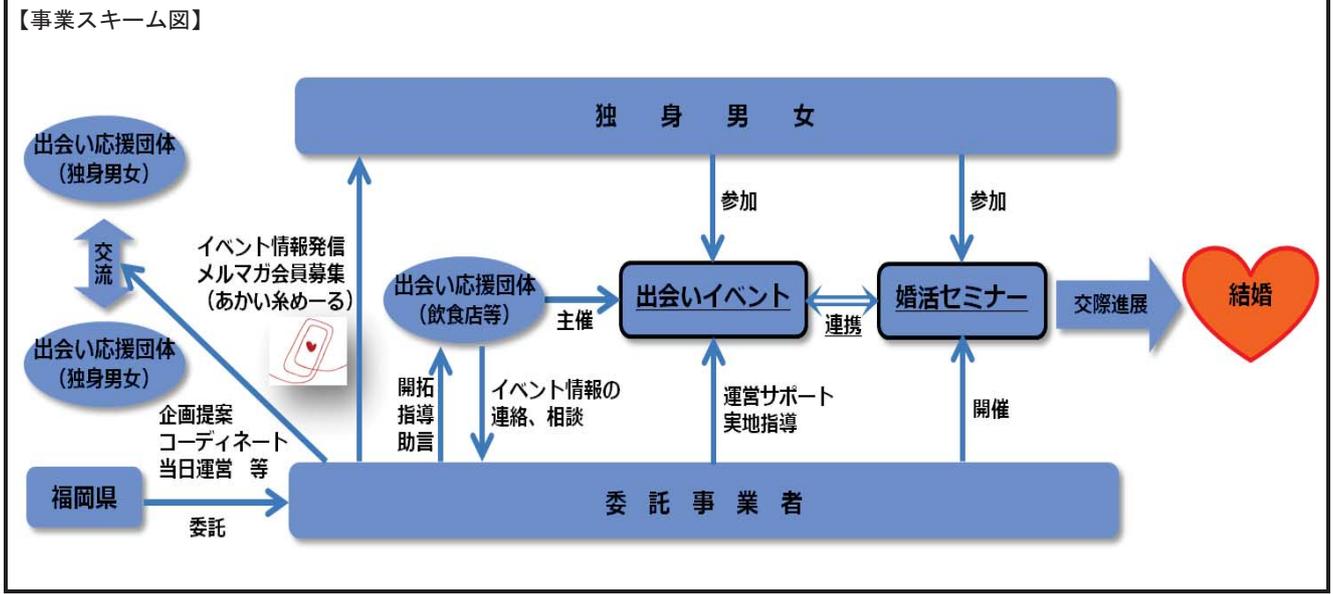
2 事業概要

【出会い・結婚応援事業】

- ① メルマガ「あかい糸めーる」等による出会いイベント情報発信等の実施 (H17年度～※「あかい糸めーる」はH20年度から運用)
出会い応援団体として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメルマガ「あかい糸めーる」で情報発信。カップル成立に結び付かない参加者や、交際・結婚に進展しない参加者への個別相談によるフォローアップを実施。
- ② 出会い応援団体同士(企業・団体間)での出会いイベントの実施 (H28年度～)
従業員の結婚を応援したい企業・団体同士を対象に、それぞれの希望に応じた出会いイベントの設定、カップル成立や結婚につながるためのサポートを実施。
- ③ 結婚応援宣言による結婚応援気運の醸成 (H28年度～)
出会い応援団体に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をしてもらい、その宣言をインターネットや情報誌等を活用し、広く紹介することで気運を高める。
- ④ ふくおか縁結びネットワークの構築、活動の活性化 (H27年度～)
地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)のネットワーク化や活動の活性化を支援する交流会、研修会を開催。
- ⑤ 婚活カステップアップセミナーの開催 (H29年度～)
市町村等と連携し、異性との交流が苦手な独身者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのセミナーを開催。

【九州地域戦略会議での取組み】

- ⑥ 九州・山口出会い応援プロジェクトの推進(婚活イベントの情報共有) (H28年度～)
メルマガ「あかい糸めーる」を九州・山口各県で共同利用し、県域を超えた出会いの機会の拡大を図る。
- ⑦ 九州・山口結婚・子育てポジティブキャンペーンの実施 (R1年度)
九州・山口各県及び経済界が一体となり、企業・団体における結婚応援の気運を更に高めることを目的に、結婚支援の重要性や、その効果的な取組事例などをまとめた啓発冊子の作成を行う。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2 ※
出会い応援イベント参加者数	目標	6,000人	7,000人	8,000人	9,000人	10,000人	-
	実績	5,511人	7,152人	7,709人	8,566人		

【指標の考え方】

- ・福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略（計画期間：H27～R1年度）のKPI（重要業績評価指標）を指標とする。
 - ・ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（計画期間：H27～R1年度）の目標数値にも設定。
- ※R2年度の成果指標については、考え方の基となる上記指標を現在策定中。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・出会い応援イベントの開催団体やイベント内容の固定化等の要因により進捗がやや遅い状況。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

本事業は、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の流れを変えるために、地域社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目指しているもの。

30年度末現在、企業、商工団体、農協・漁協、消防団など1,500を超える企業・団体が「出会い応援団体」に登録しており、官民連携して、出会いの機会が少ない若者に出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行っている。さらに、28年度からは企業・団体トップによる結婚応援宣言を開始するなど、経済界を巻き込んで事業を実施している。

【事業の効率性】

27年度に委託先を県の外郭団体から結婚相談等のノウハウを有する民間企業に切り替え、独身者の個別相談、出会い応援団体の登録拡大に向けた取組みや活動サポートを行っている。

30年度から、「出会い応援団体」の開拓に当たっては、全庁を挙げて様々な会合で積極的に呼びかけを行っており、登録数は、29年度末から2倍以上増加している。（29年度末：659団体→30年度末：1,531団体）

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	25,981	24,779	24,849	時間	2,536	2,418	2,425
（うち一般財源）	13,774	12,390	15,084	人件費（千円）	10,418	9,934	9,962

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

未婚化・晩婚化に伴う人口減少や人口構造の変化は、経済活動はもとより持続的な社会保障制度の維持などに大きな影響を与える。また、企業活動にとっても労働力不足など直接的な影響をもたらす。

一方、県の調査では、多くの若者が結婚を希望し、子どもを持ちたいという結果が出ている。

このため、引き続き、官民連携して、本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

出会い応援団体数の増加が新たな出会いの場、出会いの機会の拡大につながるよう、例えば、農業団体や幼稚園関係団体、医療機関など、従業員の結婚を応援したいさまざまな事業者団体間、とりわけ異業種団体間と連携して多様な出会いの場の創出に力を入れる。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (保育士就職支援強化事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H25
総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)

1 事業のねらい・目的

保育現場を離れて久しい「保育士有資格者」の再就職、及び保育士養成施設の学生等の保育所への就職を促進するため、コーディネーターを配置して保育士専門の無料職業紹介を実施し、求人側と求職側の勤務時間等の勤務条件をきめ細やかに調整することにより、円滑な保育士確保を図る。

2 事業概要

(1) 事業内容

- ・ 保育士資格を有しながら保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職を支援するため、求人側と求職側の条件面の調整を図るコーディネーターを2名配置し、保育士専門の無料職業紹介を実施する事業を県保育協会へ委託する。
- ・ 求人側と求職側の勤務時間等の条件をきめ細やかに調整し、就職を促進する。
- ・ 幼稚園教諭経験者に対し、保育士資格取得の特例制度の紹介や保育所体験実習の実施、さらに保育所への就職までを支援する。
- ・ また、就職希望者には保育所の体験実習を実施し、現場の雰囲気を感じてもらうことにより就職への不安感を払拭し、保育士確保を促進する。

(2) 対象経費

事務局人件費、旅費、マッチングサイト保守運用費、需用費等

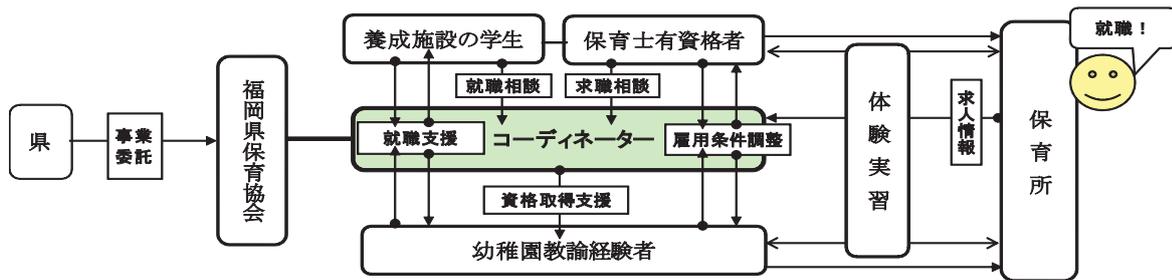
(3) 対象者

- ・ 現在保育現場に就労していない保育士有資格者
- ・ 潜在保育士研修・体験実習受講者
- ・ 幼稚園教諭経験者や保育士養成施設の学生等

(4) 目標件数

- ・ 就職決定件数 70件

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就職決定件数	目標	180	180	180	70	70	70	70
	実績	41	27	17	39	34		

【指標の考え方】

平成30年度定員増による保育士不足見込328人の2割（70人）を潜在保育士から確保する。
目標値については、事業開始時は他県の先事例を参考に設定していたが、実績を踏まえて修正した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 就職決定件数の目標未達成。平成31年1月に開設した保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」の周知を進め、潜在保育士の掘り起しを強化する。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・保育士就職支援センターにおいて潜在保育士の掘り起しや就職斡旋、保育所等に対する潜在保育士活用支援、就業中の保育士に対する就業継続支援等を行うことで、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保に資する。
	【事業の効率性】 ・事業の実施にあたっては、保育全般に関する情報や組織、ネットワークなどを最大限に活用するため、県保育協会に委託して実施する。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,821	12,013	12,090	時間	80	80	80
（うち一般財源）	6,253	6,007	6,046	人件費（千円）	329	329	329

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・本県では平成31年4月現在で1,232人の待機児童が発生しており、この解消に向けて市町村の子育て安心プランに基づき、保育所等緊急整備事業（保育所の創設、分園設置、増築等）等を実施し保育所等定員の増加を図っている。 ・保育所等定員増に伴い、新たに保育士の配置が必要となる見込みであり、新規資格取得者だけではこの需要に対応できないため、潜在保育士を掘り起こして、再就職を支援することが必要である。	
【見直し内容】 1 マatchingサイトの運用 ・求職登録、求人登録、登録情報の閲覧・検索、研修情報掲載・配信機能を持つサイト「ほいく福岡」を運用し、多くの潜在保育士の求職登録を促進し、再就職の支援を行う。 2 広報の強化 ・Matchingサイトの広報チラシを市町村、公共施設、保育施設へ継続して配布するほか、市町村に、広報効果が高い広報誌へのチラシ折込や戸別配布を依頼し、県の取組みの周知を図る。 3 センター事業の強化 ・潜在保育士に対する復職支援の働きかけを強化し、保育現場への復職に向けきめ細やかなフォローアップを行う。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		保育所職員等研修事業 (子育て支援員研修事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる	
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)	

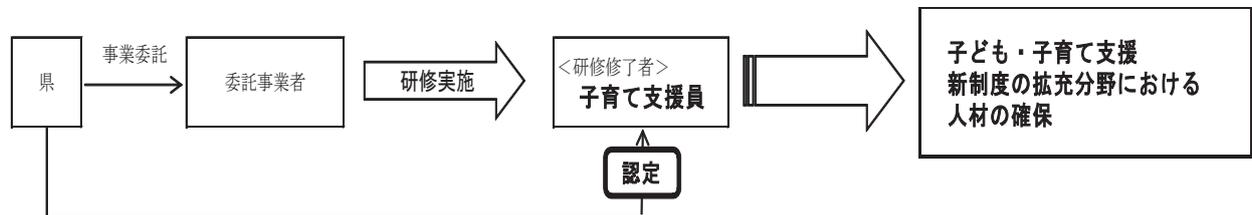
1 事業のねらい・目的

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度で拡充される分野に従事する人材の確保が必要となってくるため、これに必要な研修を実施し、「子育て支援員」の育成及び確保を図る。

2 事業概要

- 1 子育て支援員研修の実施
子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得するために、基本研修及び専門研修を実施する。
- 2 修了証明書等の交付
基本研修及び専門研修の全科目を修了した者に対して、修了証書を交付する。
また、申請に応じて、「子育て支援員(基本研修)修了証明書」、「子育て支援員研修一部科目修了証書」を交付する。
- 3 研修修了者名簿の作成・管理
研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース、氏名、連絡先等を記載した名簿を作成し、整理する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
子育て支援員認定者数	目標	200	500	1,050	1,600	2,000	2,400
	実績	221	508	837	1,361		

【指標の考え方】

平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業が創設され、これらの支援の担い手となる人材の確保が必要となった。そのため本県では、平成27年度からこれらの支援の担い手となる子育て支援員を養成している。

令和元年度は県内4地区で2,000人の養成を目標に実施している。令和2年度は、福岡・筑後地域で定員以上の応募があげていることや、年々認知度が上がり認定者が増加している現状を踏まえ、目標を県内4地区で2,400人とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成30年度時点の認定者数は1,361人と、目標の1,600人を下回った。
広報期間が十分に確保できず、募集に結び付けられなかったためと考えられる。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 子育て支援員は、子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等、これらの支援の担い手であり、人材を確保する必要がある。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・研修ノウハウを有する団体に研修を委託することで、研修効率の向上及び内容の充実した研修を実施 ・地域のニーズや特徴を考慮し、専門研修の実施コースや研修会場を選定</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,465	3,609	3,670	時間	104	104	104
（うち一般財源）	1,733	1,805	1,835	人件費（千円）	428	428	428

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 </p> <p> <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>		
【上記の理由】	<p>・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や、女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保がますます必要となってくるため。</p>		
【見直し内容】	<p>・事業スケジュールを見直すとともに、企業主導型の施設等にも周知が行き渡るよう広報先を再検討し、効果的な募集に努める。</p>		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (保育士等キャリアアップ研修事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)

1 事業のねらい・目的	
<ul style="list-style-type: none"> ・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修が受講できる仕組みを構築することを求められており、平成30年度から研修を行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の受講体制の構築を図るもの。 ・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。 	
2 事業概要	
<p>1. 保育士等キャリアアップ研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等キャリアアップ研修を事業者へ委託し実施する。 ※国庫補助(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費)を活用し、国、県1/2で実施。) (主な内容) ①研修の実施 ②研修修了証の交付 ③修了者の情報管理 <p>【研修の概要】</p> <p>1 研修分野</p> <p>ア 専門分野別研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)</p> <p>イ マネジメント研修(⑦)</p> <p>ウ 保育実践研修(⑧)</p> <p>2 対象者及び要件</p> <p>ア 副主任保育士(ライン職) ・経験年数概ね7年以上 ・マネジメント研修⑦を含む、4分野の研修を修了</p> <p>イ 専門リーダー(スタッフ職) ・経験年数概ね7年以上 ・4分野の研修を修了</p> <p>ウ 職務分野別リーダー ・経験年数概ね3年以上 ・担当する職務分野の研修を修了(①～⑥から1分野)</p> <p>3 研修時間 1分野15時間以上</p> <p>4 研修修了の効果 全国で有効</p>	
【事業スキーム図】	
<pre> graph LR A[国] -- 交付 --> B[県] B -- 委託 --> C[研修実施事業者] C -- 研修実施 --> D[研修対象者] D -- 受講申し込み --> C C -- 交付申請 --> B </pre>	

3 事業目標等					
成果指標	H29	H30	H31	R2	
研修受講者(修了者)数(人)	目標	—	13,000	9,000	10,000
	実績	—	12,511		
【指標の考え方】 研修事業であることから、受講者(修了者)数とした。各年度の目標値については、研修要件が必須化される見込みの令和3年度までの必要受講者数とし、県内各施設の処遇改善加算Ⅱ対象者から算出した。					
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 概ね達成できている。					

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修を運営することを求められている。平成30年度から実施している研修を引き続き行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の機会を提供する。 ・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を開始した平成30年度から企画提案公募により委託先を選定し、研修ノウハウを有する法人が実施している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	31,220	31,780	40,578	時間	300	300	300
（うち一般財源）	15,610	15,890	20,665	人件費（千円）	1,233	1,233	1,233

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
【上記の理由】	<p>・目標達成に向け、今後も事業を継続する。</p>		
【見直し内容】	<p>・私立認可保育所等を対象とした研修については、受講ニーズに地区による偏りが見られるため、事前調査を実施する。</p> <p>・研修ニーズの増大に応え、保育の質を確保することを目的に「保育士等キャリアアップ研修（企業主導型保育事業等向け）」の追加実施を検討する（事業費 8,047千円）。</p>		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	2 4 安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1 安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 1 子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

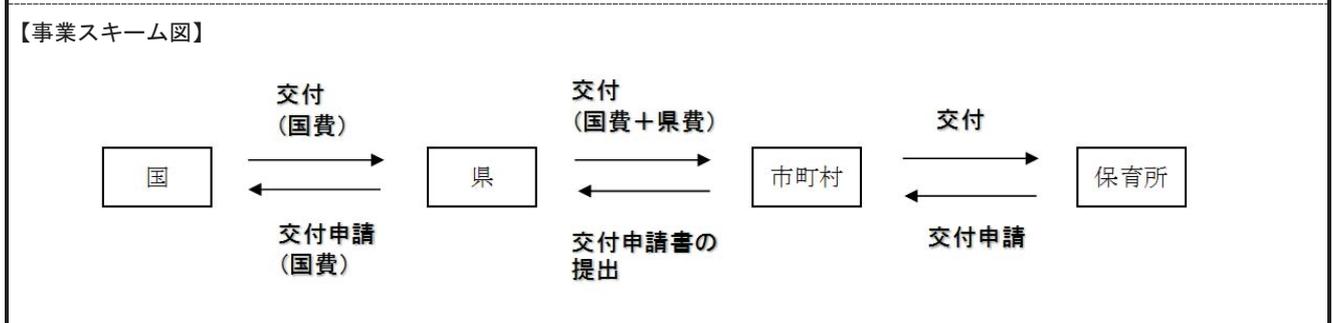
- 県では、平成30年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しているが、保育所運営への負担が大きいことから、保育士の配置基準を満たして保育を実施していく上でも、代替職員費が必要とされている。
- そこで、国・市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図るもの。

2 事業概要

1. 保育士等キャリアアップ研修実施に係る代替職員費補助の実施

(1) 内容

- 保育士等キャリアアップ研修の実施にあたって、研修代替職員費の一部を補助する。
- 国庫補助(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費)を活用し、市町村負担の1/2を県が補助する。
(国1/2, 県1/4, 市町村1/4)
- 国に、県がまとめて補助申請し、国費を含めて、市町村に補助を行う。
- 補助対象は、研修受講者数13,000人のうち、公定価格の基本分単価で算定されていない受講日数(11,212日)とした。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
研修代替職員補助人数(人)	目標	—	11,212	8,625	8,625
	実績	—	436		

【指標の考え方】
研修受講者のうち公定価格の基本分単価で算定されていない受講日数(受講者数)とした。

H30 13,000人(研修受講者数) × 3日(研修日数) × 6.9/24(補助対象日数※) = 11,212人
R1~ 10,000人(研修受講者数) × 3日(研修日数) × 6.9/24(補助対象日数※) = 8,625人

※補助対象日数の算定
標準規模の保育所の保育士数に基づき、保育士等キャリアアップ研修の年間延べ受講日数のうち、公定価格の基本分単価で算定されない受講日数の割合を積算し、補助対象日数を6.9/24と算出。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 代替職員の雇用によらず、現員で対応できた施設もあることから、目標人数に未達となったが、制度周知を図り保育所での保育体制の確保を支援する。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、代替職員が確保され、施設における児童等の適切な処遇が担保される。 ・併せて、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講が図られる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を実施するに当たって、国県1/2とする場合より、市町村に負担を求めることで、県の負担を軽減した制度としている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,270	30,740	10,246	時間	300	300	300
（うち一般財源）	1,135	10,247	3,415	人件費（千円）	1,233	1,233	1,233

6 見直しの内容	<p> <input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<p>保育士が研修を受講するに当たり、保育士の配置基準を満たす必要があるが、代替職員の雇用によらずとも、現員で対応できた施設もあることから、削減するもの。</p>		
【見直し内容】	<p>申請実績に基づき事業費を縮減（R1当初予算 30,740千円 → R2当初予算 10,246千円）。</p>		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア児保育支援モデル事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	-------	-----------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 女性が活躍できる社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍推進	施策	2 3	多様な保育ニーズへの対応 多様な保育ニーズへの対応(再掲)

1 事業のねらい・目的

市町村において、保育所、認定こども園等に保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置し、医療的ケアに従事させる費用の一部を補助することで、医療的ケア児の保護者が就労等により保育所の利用を希望した場合に、受け入れることができるようにするもの。

2 事業概要

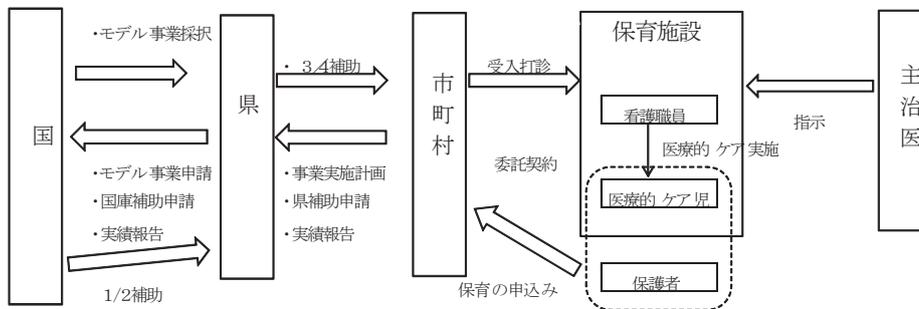
1 事業概要
保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の保育を行うために、市町村が保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置する費用について補助等を行う。また、保育士が喀痰吸引等研修会に参加する際の費用や代替保育士雇上げ費について助成する市町村に補助を行う。

2 補助内容
○ 実施主体：市町村
○ 事業の内容
・市町村において看護師等を配置する際の費用を補助し、保育所等で医療的ケア児の受入れを行う。
・医療的ケア児を受け入れる保育所等について、看護職員、教員に対する研修を実施する。
・保育所に通う喀痰吸引が必要な児童を保育するため必要となる技術を保育士が身につけるための研修参加に係る旅費、代替保育士雇上げ費を補助する。さらに令和2年度から医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会の設置等のための事業費を補助する。

3 負担割合
国1/2、県1/4、市町村1/4

【事業スキーム図】

医療的ケア児保育支援モデル事業



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
実施市町村	目標	—	4	4	2	2
	実績		0	0	2	

【指標の考え方】

モデル事業実施予定市町村。各市町村が保育所での看護師を配置するなど、医療的ケア児に必要な保育を提供する体制を作ること。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は、2町が国のモデル事業に採択され、事業実施。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・医療的ケア児の保育ニーズに応えることで、多様な保育ニーズへの対応が図られる。
	【事業の効率性】 ・国のモデル事業を活用し、医療的ケア児の保育ニーズに対する支援を行うことで、安心して子どもを育てることができる環境を整える。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	0	4,334	4,334	時間	670	670	670
（うち一般財源）	0	1,444	1,444	人件費（千円）	2,753	2,753	2,753

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・目標達成に向け、今後も保育サービスの充実を図る必要がある。
【見直し内容】 ・医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会の設置等のための事業費を補助対象に追加。（国の補助対象の拡充に伴うもの）

事業名	高齢者子育て支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

- 子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現
人材養成と多様な活躍の場の提供→「ふくおか子育てマスター」の養成、活躍の場の確保と人材のマッチング
- マスター間で連携するためのグループ化の促進
グループ化により、ローテーションを組んで継続して活動できる体制がとれ、マスター間で情報共有できるなど、継続的・機動的な活動に有効

2 事業概要

1 子育て支援高齢者の養成

(1) ふくおか子育てマスター養成事業(ふくおか子育てマスター認定研修) (要求額1,746千円、前年度0円)

- ・ 子育て支援等に関する研修を実施し、研修修了者に認定証を交付(ふくおか子育てマスターとして県に登録・管理)。
[R2年度受講者数] 200名(50名×4地区) [研修時間] 1回30時間 [研修メニュー] 事故防止、子どもと遊び、相談対応等
[マスターの活躍の場] 保育所・幼稚園での補助業務、地域イベントでの託児、絵本読み聞かせボランティア、グループでの親子ひろばの開催

(2) 高齢者・県民の気運の醸成事業(制度の周知・広報) (要求額625千円、前年度0円)

- ・ 「ふくおか子育てマスター」制度や高齢者の子育て支援分野での有効性を広く周知する広報を実施

2 子育てマスター活動支援

(1) 活動支援員の配置 (要求額6,795千円、前年度0円)

- ・ 活動支援員を「70歳現役応援センター」内の「ふくおか子育てマスター」コーナーに配置
[相談件数(R1.9月末現在)]①来所相談 12件、②電話相談 521件
- ・ 研修の企画・運営、マスターの登録・管理等を実施
[主な活動] 子育て支援現場へのPR、70歳現役応援センターとの連携、相談対応

(2) マッチング専任者の配置 (要求額3,383千円、前年度0円)

- ・ マッチング専任者を1名配置し、マスターと保育所等の子育て現場とのマッチング強化を図る

(3) 「ふくおか子育てマスター」フォローアップ研修の実施 (要求額894千円、前年度0円)

- ・ マスターの資質を維持・向上し、マスターへの信頼感・安心感を確かなものとするため、フォローアップ研修を実施
- ・ 安全対策や保育技術等、保育所等活動先に対応した専門知識のほか、就業・活動の動機付けとなるセミナーを実施 [開催回数]8回

(4) マスターのグループ化支援 (要求額500千円、前年度500千円)

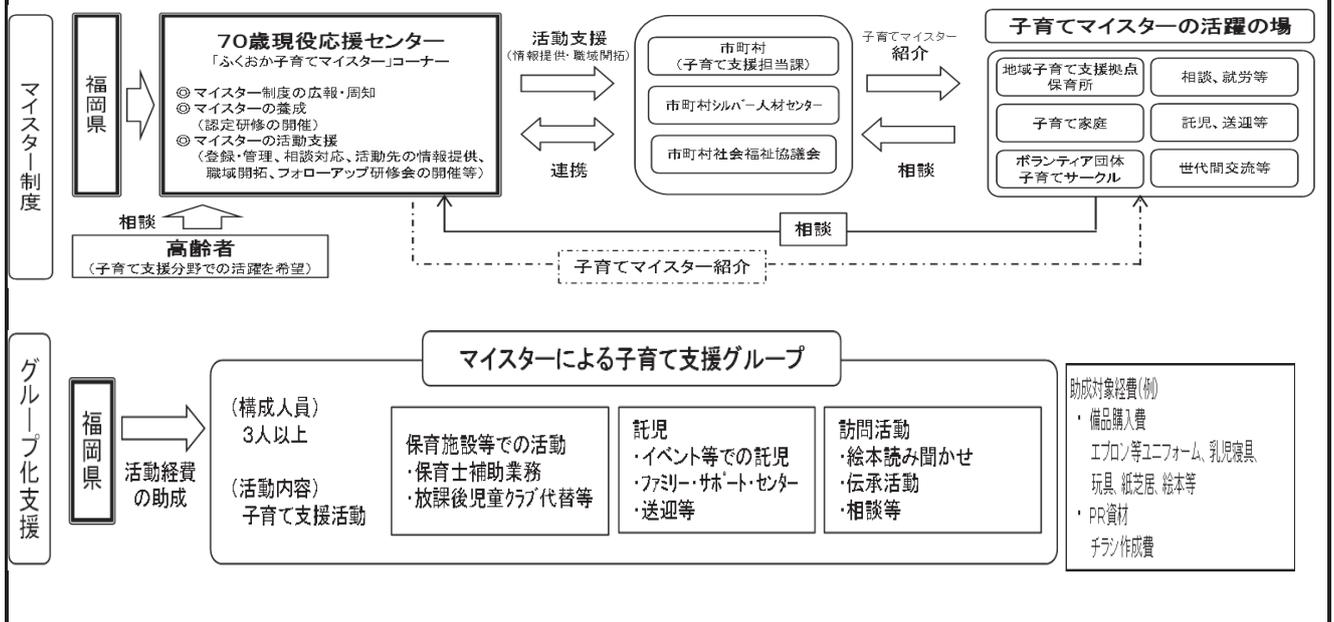
一層の活躍促進を図るため、マスターのグループ化を進め、マスター子育て支援グループの初動経費(活動資材等)の一部を助成

- ・ 実施主体 県
- ・ 助成対象 3人以上のマスターで結成する子育て支援グループ。
- ・ 助成内容 活動初動経費(エプロン等のユニフォーム、広報資材等の活動資材)
- ・ 助成額(上限額) 「マスター1人につき1万円」又は「1グループにつき5万円」のいずれか少ない額

(マスター子育て支援グループの活動例)

- ・ イベントでの託児や手作りおもちゃブースの出展
- ・ 県庁11階よかもんひろばの親子スペースでのイベントスタッフ(毎月第2水曜日)
- ・ 地域の公民館で親子ひろばの開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			H27	H28	H29	H30	R1	R2
マイスター認定者数	目標		1,100	1,200	1,300	1,400	1,660	1,780
	実績		1,121	1,293	1,419	1,541		
【指標の考え方】 地方創生総合戦略において設定しているKPI（重要業績評価指標）の指標を目標とした。								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 平成30年度時点の認定者数は1,541人と、目標の1,400人を達成した。								

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 平成27年度からの子育て支援新制度の本格施行により、地域において子育て支援を担う人材の確保が重要になっている。保育ニーズや子育て家庭の不安感解消を図るため、高齢者がその豊かな経験や知識を活かして子育て支援分野において「ふくおか子育てマイスター」として活躍する仕組みを作り、子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現を図る。
	【事業の効率性】 高齢者の就業支援に関する幅広い知見を有する団体に事業を委託することで、事業効率の向上及び内容の充実した研修等を実施。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	10,050	15,332	13,943	時間	104	104	104
（うち一般財源）	0	5,444	13,943	人件費（千円）	428	428	428

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保及び高齢者の社会進出の支援がますます必要となってくるため。	
【見直し内容】 ・今年度作成した「子育てマイスター活用の手引き」を活用し、マイスターの活躍の場の開拓及び提供を積極的に行い、事業目的の達成に努める。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て応援社会づくり推進事業 (「子育て応援の店」推進事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

子育てを社会全体で応援する気運を高め、安心して子育てができる社会づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 「子育て応援の店」の登録店舗拡大 (H18年度～)

18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大。子育て家庭に対する事業周知。



「子育て応援の店」
ロゴマーク



子育て応援パスポート

【サービスの内容】

- ・ 粗品のプレゼントやポイントサービスなどの経済的なサービス
- ・ ベビーベットやキッズスペースの設置などの設備面でのサービス
- ・ ミルクのお湯やお子様メニューの提供などのソフト面でのサービス
- ・ 事前に「子育て応援パスポート」の利用登録を行った子育て家庭に対する代金割引やドリンクの無料サービスなどの登録者限定のサービス (パスポートサービス)

(2) 「子育て応援パスポート」登録店舗情報の電子マップの構築 (R1年度)

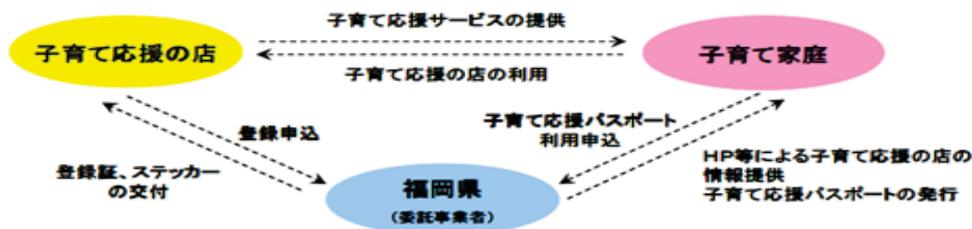
子育て家庭の外出・移動を支援することを目的に、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗の情報を掲載した電子マップの構築。

(3) 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン (H21年度～)

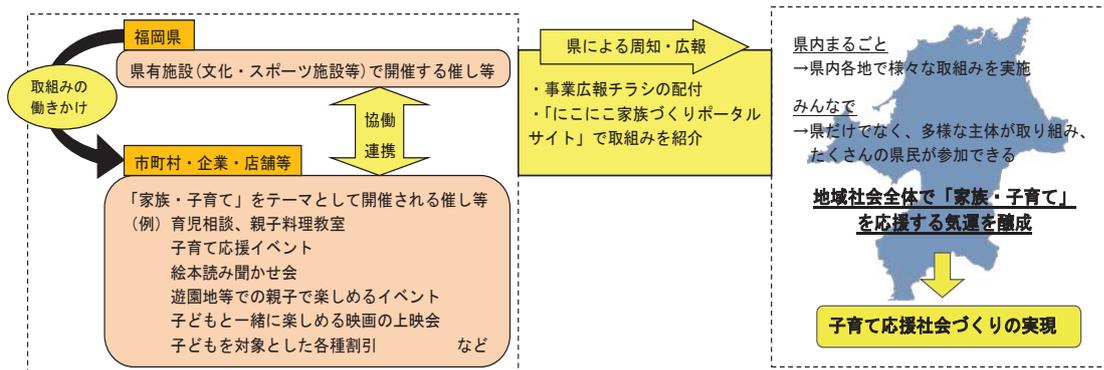
毎年11月を「ふくおか・みんなで家族月間」とし、県内各地で「家族・子育て」をテーマとしたイベントを開催するキャンペーンを官民が連携して実施。

【事業スキーム図】

<子育て応援の店>



<「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン>



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
子育て応援パスポート登録者数（総合計画）	目標	16,000	19,500	23,000	26,500	30,000	33,500
	実績	18,687	25,790	34,043			

【指標の考え方】

- ・福岡県総合計画（計画期間：H29～R3年度）の施策目標を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・30年度に、本事業の委託先を子育て支援のノウハウやネットワークを有する民間企業に変更し、本委託先が発行する子育て情報誌への掲載（5回）や、子育て家庭を対象としたイベントにおいて登録の呼びかけ等を行った結果、30年度末の登録者数は、34,043人となり、目標値の33,500人を上回り、目標を達成した。
このため、現在、目標値の上方修正を検討しているところ。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

本事業は、安心して子育てができる社会づくりを推進するため、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めることを目指しているもの。
子育て家庭に様々なサービスを提供する「子育て応援の店」登録店舗数は、30年度末時点で22,493店舗と全国第2位に上っている。更に、平成28年度から、内閣府の進める「子育て支援パスポート全国共通展開事業」に参加したことにより、他都府県におけるパスポートの相互利用が可能となり、利用者の利便性が向上している。

【事業の効率性】

有名チェーン店等を含め、幅広く利用できる旨を、県や市町村の広報媒体（県政だより、新聞定期広告、TV、ラジオ）を活用してPRしている。
また、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン等と連携し、「子育て応援の店」広報チラシを県内の保育所や幼稚園、子育て家庭が多く集まる施設等に配付しており、効率的に事業を実施している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,641	26,871	9,462	時間	799	999	899
（うち一般財源）	7,641	15,245	9,462	人件費（千円）	3,283	4,104	3,694

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

地域社会全体で子育てを応援する取組みとして、引き続き本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・令和元年度から、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンと連携し、11月の家族月間期間中に街頭啓発イベントを実施しているが、より効果的・効率的な手法で街頭啓発イベントを実施する。
- ・新規登録拡大のため、経済団体と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけや、子育て家庭を対象としたイベントの出店企業に対する個別の登録依頼を行う。また、県や市町村の広報媒体に加え、企業等の情報誌に「子育て応援の店」の情報を掲載するなど、様々な手段を活用した周知の強化等を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	2	小児医療の充実

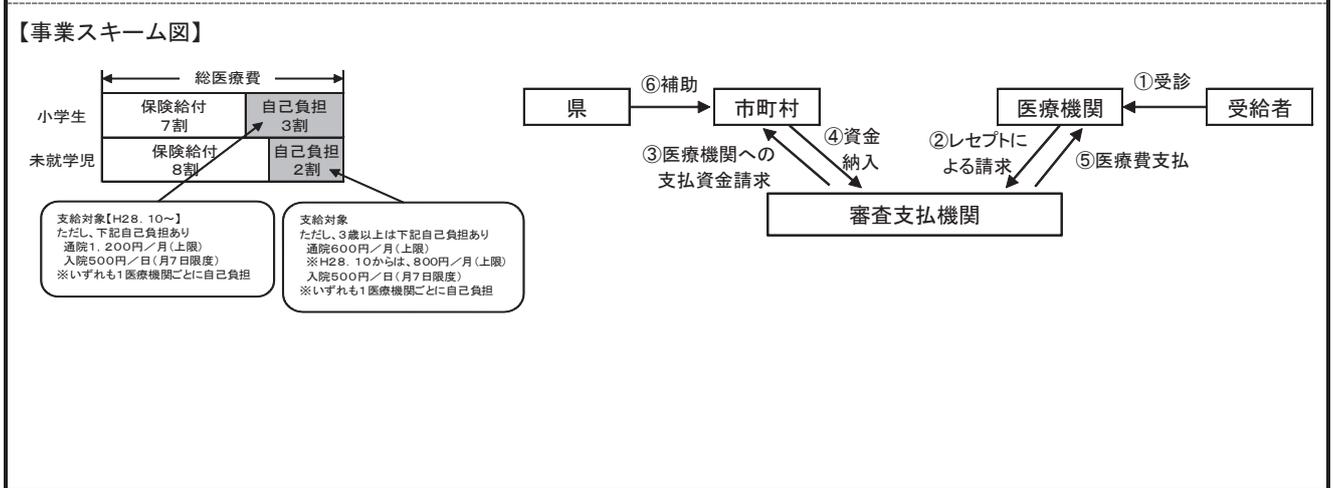
1 事業のねらい・目的

・ 県内市町村が実施する子ども医療費助成事業に補助を行い、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業概要

区分	内 容	
	H20.10～H28.9	H28.10～
助成対象	通院：小学校就学前まで 入院：小学校就学前まで	通院：小学6年生まで 入院：小学6年生まで
所得制限	3歳未満：なし 3歳以上：児童手当準拠	3歳未満：なし 3歳以上：児童手当準拠
自己負担	3歳未満：なし 3歳以上～就学前： 通院：600円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度)	3歳未満：なし 3歳以上～就学前： 通院：800円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度) 小学生： 通院：1,200円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度)

※下線は、H28.10からの変更(新設)箇所



3 事業目標等

活動指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
対象者数	目標						
	実績	309,091	308,706	538,910	540,311	537,586	-

【指標の考え方】

- 子どもの健康保持のため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるようにすることと子育て家庭の経済的支援が目標であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- H28.10の制度改正で、対象者を就学前から小学6年生に引き上げたことで、対象者が増加。これにより、目的である「子どもが必要とする医療を容易に受けることができる」状態の対象者が拡大した。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・助成対象拡大等の制度改正により医療機関への受診がしやすくなったと考えられ、子どもの健康保持及び福祉の向上に寄与していると考えられる。 対象者数 H27年度：308,706人 → H28年度：538,910人 → H29年度：540,311人 → H30年度：537,586人
	【事業の効率性】 ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制や所得制限の導入などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,317,292	5,190,251	5,202,811	時間	993	993	993
（うち一般財源）	5,317,292	5,190,251	5,202,811	人件費（千円）	4,080	4,080	4,080

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・少子化対策・子育て支援として、子どもが安心して医療を受けられるようにするため、保護者の負担軽減に関するニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が強く求められている。 ・定額自己負担や所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 ・持続可能な制度とするため、助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制や所得制限の導入を行い、受益と負担の適正化を図ってきた。平成28年10月から助成対象年齢を就学前から小学6年生まで引き上げ自己負担額の見直しを行ったため、今後の医療費の動向等を注視していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親家庭等医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生育てることが出来る社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	3	母子保健の充実

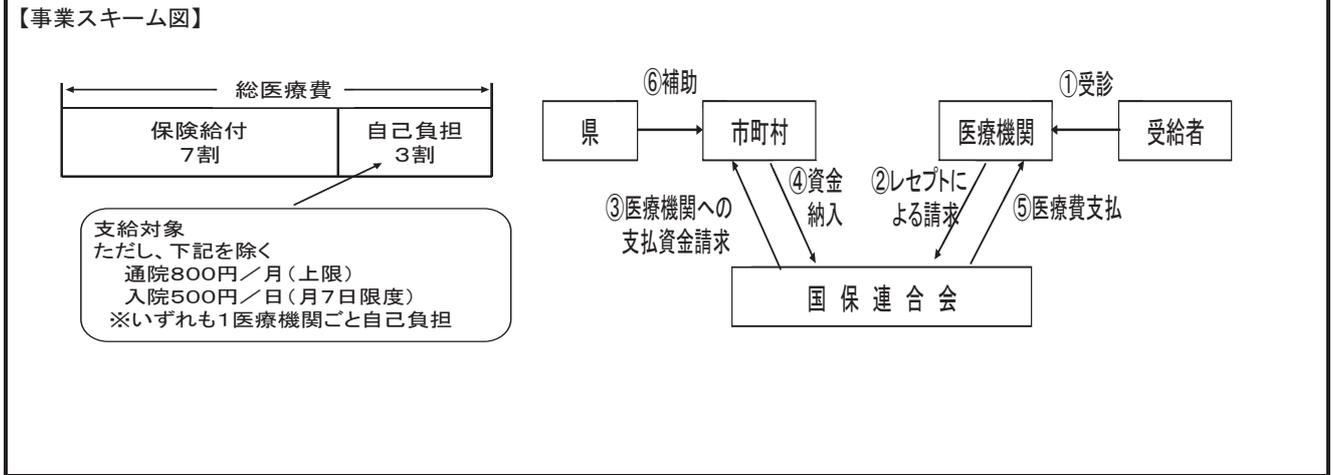
1 事業のねらい・目的

・母子家庭の母、父子家庭の父、児童等の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険の自己負担分を公費で負担するもの。

2 事業概要

○ 制度概要：平成20年10月1日～

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)	



3 事業目標等

活動指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
		対象者数	目標				
	実績	121,357	120,137	117,217	115,252	113,905	

【指標の考え方】

・ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目標であるが、
具体的な指標を示すことは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・H20.10に制度改正を行って、父子家庭を対象とし、一人暮らしの寡婦を対象外（2年間の経過措置でH22.9末廃止）としたこと。
・対象者数は、寡婦を対象外としたことでH22に減少。H23からは増加傾向にあったが、H25からは減少傾向が続いている。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすくすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上に寄与している。 H27年10月末現在：118,051人 → H28年10月末現在：113,319人 → H29年3月末現在：117,683人 → H30年3月末現在：115,896人 → H31年3月末現在：114,504人
	【事業の効率性】 ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	1,668,847	1,608,801	1,683,272	時間	957	957	957
（うち一般財源）	1,668,847	1,608,801	1,683,272	人件費（千円）	3,932	3,932	3,932

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 ・母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある者が多く、また、父子家庭の中には低所得者も見られる。現下の雇用情勢の悪化もあり、ひとり親家庭の支援へのニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が必要である。
【見直し内容】 ・県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」にて、制度についての広報・周知を行っていく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	児童相談所等施設改善事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H30
-----	--------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 3	安心して子育てができること 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 1	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1 3	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 豊かな心の醸成	施策	1 8	児童虐待の防止 児童虐待の防止(再掲)

1 事業のねらい・目的

- ・ 田川児童相談所の執務室を増築し、適切な環境を確保する。
- ・ 福岡学園基本構想検討委員会により策定した福岡学園基本構想に沿った学園の整備を行う。

2 事業概要

<田川児童相談所>

○ 施設概要

現在 田川市大字弓削田188 事務室面積 87.3㎡、所長室 17.5㎡
 増築後 同上 事務室面積 130.3㎡、所長室 17.4㎡、その他障がい者用カーポート等設置

○ スケジュール

平成30年度 地質調査、実施設計、改築工事
 平成31年度 改築工事、カーポート設置

<福岡学園>

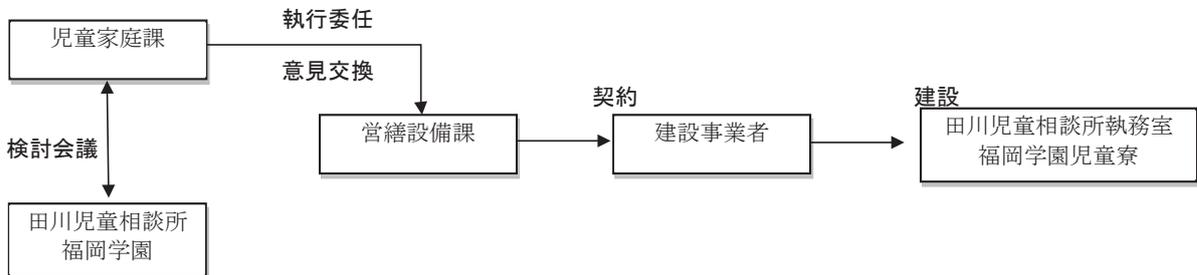
○ 施設概要

現在 那珂川町大字後野279の2 浴室(共同)1、トイレ(共同)小3、大3(洋2、和1)
 改築後 同上 浴室(個室)2 トイレ(個室)大3(洋)、その他非常勤職員仮眠室の確保

○ スケジュール

平成30年度 実施設計、改築工事

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H	H29	H30	R1
田川児童相談所の増築の実施	目標		—	→	建設完了
	実績				
福岡学園の改築の実施	目標		—	建設完了	
	実績			建設完了	

【指標の考え方】

令和元年度中の供用開始を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

<田川児童相談所>

地質調査、実施設計を実施し、改築工事に着手

<福岡学園>

実施設計、改築工事を完了

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ＜田川児童相談所＞ 執務室の拡張により、職員の執務環境を適切に確保できる。 ＜福岡学園＞ 児童の状況に応じたきめ細かな支援が図れる構造となる。
	【事業の効率性】 当繕設備課への執行委任により、専門知識を必要とする建設工事の執行を効率的に実施できる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳 出	66,067	90,028	-	時 間	163	163	-
（うち一般財源）	1,967	22,528	-	人件費（千円）	667	667	-

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ <input checked="" type="checkbox"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>建設工事の完了</p>
<p>【見直し内容】</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	社会的養護推進事業 (施設退所児童等自立支援促進事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H24
-----	--------------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 1 「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 3 豊かな心の醸成	施策	2 社会的養護の充実 9 社会的養護の充実(再掲)

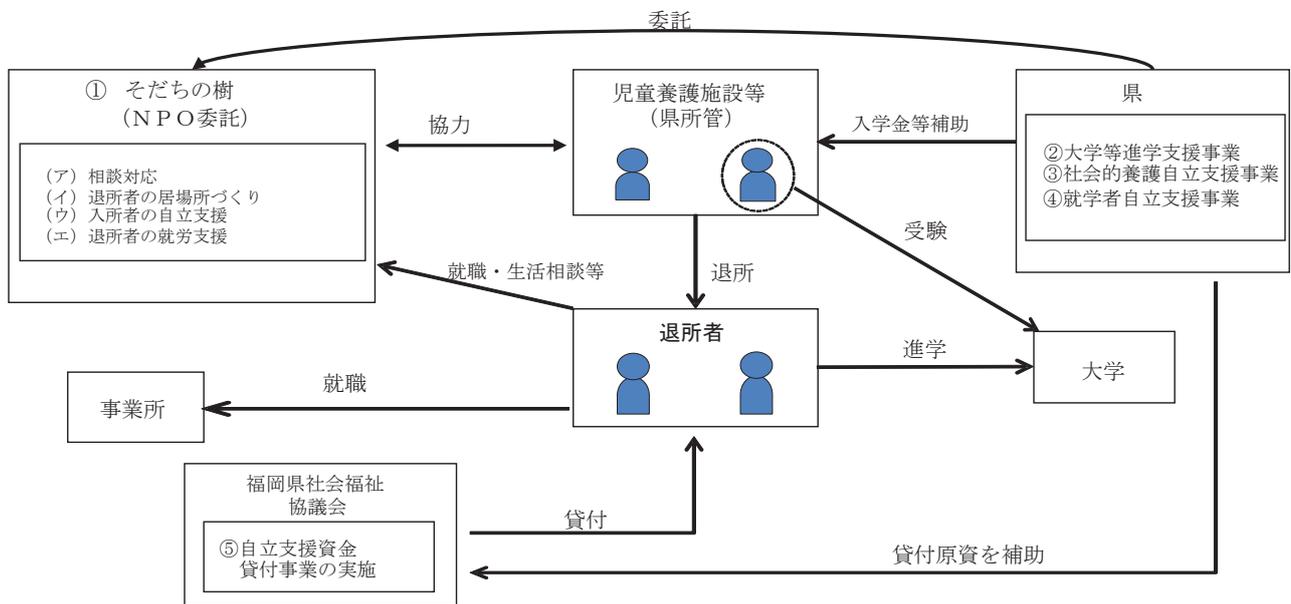
1 事業のねらい・目的

施設を退所した子どもは、家族の援助が期待できないため、自ら稼いだお金で、衣食住を整え、生活しなければならない。また、家庭の事情や養育環境から、社会性が欠如、コミュニケーションが不得手などの課題を抱えている場合が多い。このため、NPOを活用した相談対応、居場所づくりなどの支援を行うとともに、県及び県社会福祉協議会による経済的支援を実施することによって、施設退所者の自立支援を図るものである。

2 事業概要

事業名	事業内容	実施主体
① 施設退所児童等自立支援促進事業	児童養護施設の入所者や退所者の生活、就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に情報交換等を行える居場所づくりの提供などを行う。 (ア) 相談対応(電話、メール、来所) 退所者は雇用形態が不安定などの経済的な問題があるほか、困ったときに親や家族に頼ることができない状況。このため、生活上の問題(住居等)や就業上の問題(離職等)などの相談に社会福祉士や弁護士などのスタッフが対応。 電話相談: 10:00~20:00(土日祝日除く)、メール相談: 24時間 (イ) 退所者の居場所づくり 退所者が気軽に集まって、意見交換や情報交換を行う場を提供。 平日の10:00~17:00 フリースペースでパソコンやプリンターを開放し、お茶や軽食、漫画や本も準備。月1回、「ここ食堂」を実施。 (ウ) 入所者の自立支援 社会生活を始める上で必要な知識、社会常識を学ばせるための講習会を県内4地域で実施。退所を控えた子どもが抱える生活への不安や悩み等の相談に応じ、必要な支援を行う。 (エ) 退所者の就労支援 ハローワークに同行するなど、退所者の就労を支援するとともに、就職後のフォローアップを行うことで、退所者の自立支援を行う。	NPO法人
② 大学等進学支援事業(H28~)	退所者が大学等への進学をあきらめることがないよう、大学進学時に係る費用(受験料、入学金)について、補助を行う。 * 上限: 30万円	県
③ 社会的養護自立支援事業(H29~)	入所措置終了後も、引き続き、施設において支援が必要な者に対し、居住費及び生活費の支援を行う。	
④ 就学者自立生活支援事業(H29~)	自立援助ホームに入所している20歳から22歳の年度末までの大学等に就学している者に対し、居住費及び生活費の支援を行う。	
⑤ 自立支援資金貸付事業(H28~)	児童養護施設を退所する際に、家賃、生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行い、退所者の自立支援を図る。	県社会福祉協議会

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
① 施設退所児童等自立支援促進事業 (委託先NPO法人利用者数(延べ))	目標	400	1,000	1,000	1,000	1,000	1,581
	実績	175	682	1,655	2,408		
② 上記のうち施設退所前児童の相談受付・対応件数	目標			276	105	105	105
	実績			55	84		

【指標の考え方】

- 退所者の自立支援を目的とした事業であるため、NPO法人「そだちの樹」に委託している事業の利用者数（相談者数及びフリースペース利用人数）を成果指標とする。平成26年度末にこれまで委託していたNPO法人の事業実施が困難になったことから、平成27年11月から現法人への委託を開始。このことにより、平成27年度は利用者数が大幅に減少したため、その前の3年間（H24～26）の実績平均を目標指標とし、令和2年度からはH29～R1までの実績平均を目標指数とする。
- 施設退所前児童への相談受付・対応を行った件数を成果指標とする。
平成29年度の目標は、前年度の施設退所者の全員（92人）が平均3回の相談を行うとの見込みで276件としていたが、実際の退所者の状況は、家庭復帰が約5割、自立援助ホームへの入所や里親委託などが約2割であり、より支援を必要とする大学等への進学や就職は約3割であったことから、平成30年度以降の目標は、過去3年間（H27～H29）の大学等進学・就職者の平均人数35人が3回程度の相談を行うものと見込んで105件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標達成状況（総数）：達成
- 目標達成状況（退所前児童）：未達成

目標は達成できなかったものの、前年度比153%と着実に相談実績を上げており、施設とも良好な関係性を構築しつつあるため、徐々に目標達成に向けて、問題が改善されている状況にある。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

- 児童養護施設等を退所した子どもは、経済的にも精神的にも家族の援助が期待できないため、多くの困難や不安を抱えており、社会から孤立しやすい状況にある。
- 本事業は、大学等の進学費用や退所後の生活費などの経済的支援を行うほか、相談窓口の設置や居場所の提供といった退所者が相談しやすい環境を整備するものであり、退所者の課題解決や自立促進につながっている。

【事業の効率性】

- 弁護士や社会福祉士などの専門家で構成し、若者への支援を実施しているNPO法人や生活困窮者支援を実施している社会福祉協議会に事業を委託することにより、専門的知識を活用した課題解決が可能となり、事業効果が大きい。
- 初期経費や人件費、運営費などの費用面において、県が直営で実施するより効率的である。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,413	26,134	25,862	時間	55	55	55
(うち一般財源)	3,305	14,734	15,246	人件費（千円）	226	226	226

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 平成30年度の施設退所児童等自立支援促進事業利用者延べ人数のうち、施設退所前児童の利用者延べ人数が目標未達成であるため、一部事業を見直しの上、引き続きNPO法人を活用し、更なる施設退所児童の自立支援を図る。

【見直し内容】

- NPO法人と施設とのさらなる関係性構築のため、各施設にアフターケア専任の職員を配置し、定期的にNPO法人と専任職員による会議を設定し、退所を控えた児童の把握に努めることとする。

事業名	社会的養護推進事業 (里親委託推進事業)		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H24
総合 計画	10の事項	2 安心して子育てができること 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 1 「学力、体力、豊かな心」を育成する		
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 3 豊かな心の醸成	施策	2 社会的養護の充実 9 社会的養護の充実 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育する家庭養護は、子どもの健全な養育を図る上で効果的である。国においては、現在、社会的養護の1割である里親委託をR11年までに1/3へ引き上げることを目標としている。
県においても、里親委託推進体制の整備を図り、里親の資質向上の取組みや、養育中の里親に対する支援を充実させることで里親委託率の更なる向上を図る。

2 事業概要

対象 登録里親、市町村住民

事業概要

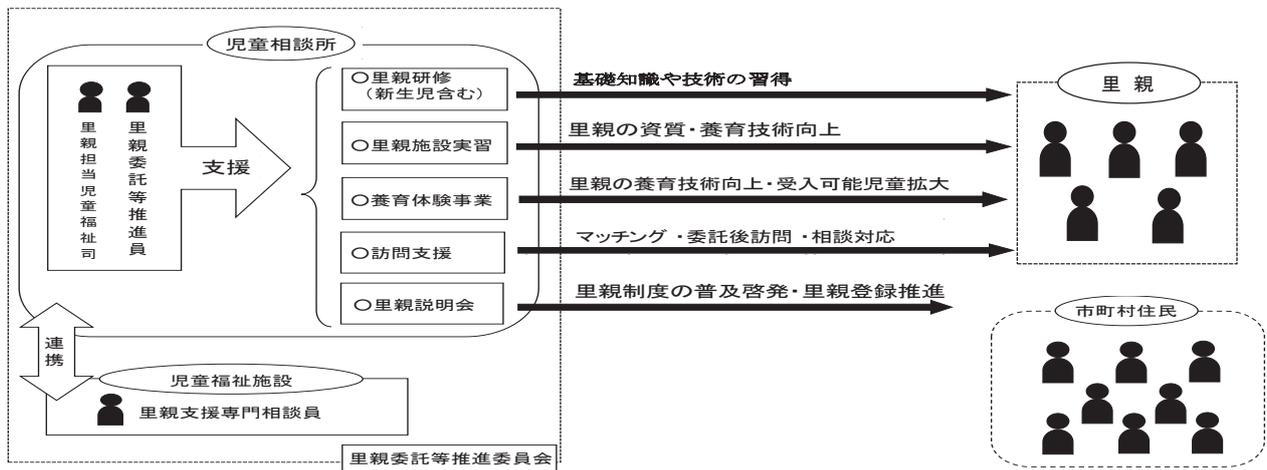
- (1) 里親制度の普及啓発と里親登録の推進を図るため、小規模の里親説明会を実施。
- (2) 里親が施設や子どもへの理解を深め、相互の信頼関係構築や里親の養育技術向上を図るため、里親施設実習を実施。
- (3) 養育経験のない里親が施設入所中の子どもを短期間預かり、養育経験を重ねることで、養育技術の向上を図るとともに、受け入れ児童は家庭生活を経験する中で家庭のあり様を学ぶため、養育体験事業を実施。
- (4) 里親家庭への定期的な訪問や、里親からの相談対応等、児相による里親支援を充実させるため、3児相（福岡・久留米・田川）に里親担当児童福祉司、他3児相（大牟田・宗像・京築）に里親委託等推進員（非常勤）を配置する。
- (5) 里親として必要な基礎知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図るため、里親研修を実施。
- (6) 新生児を退院直後から里親に委託する養子縁組里親制度の一つとして、新生児里親委託の取組みを実施。

※ 下記事業スキーム図参照

スタッフ 里親担当児童福祉司及び里親委託等推進員

事業実施（児童相談所） 県6児童相談所（福岡・久留米・田川・大牟田・宗像・京築）において実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
里親等委託率（総合計画）	目標	21%	21.4%	22.3%	22.5%	22.7%	22.7%
	実績	20.7%	20.4%	20.7%			
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 「里親等委託率」を指標として設定する。 ※ 里親等委託率とは、社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。 国の方針（里親等委託をR11年までに3分の1まで引き上げ）と県における過去の伸び率を勘案。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 目標達成状況：未達成 委託率は目標値までは達成しなかったが、各児童相談所の取組み等により里親登録数の増加（213世帯→233世帯）に繋がった。 							

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育する家庭養護は、子どもの健全な養育を図る上で効果的である。家庭養護が適当な子どもを積極的に里親等へ委託するためには、里親制度の周知により登録里親数を増やす他、登録里親へのきめ細やかな支援が必要となる。本事業では、里親担当児童福祉司及び里親委託等推進員の専任職員が家庭訪問等により適切な支援を行うとともに、各事業の実施により里親の資質向上及び養育支援を行うことから、里親委託推進に効果的である。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所との合同会議を定期的に行い、各児相の事業の進捗状況の把握と情報共有を行うことで、適切な事業実施に努めた。また、各児童福祉施設に配置された里親支援専門相談員と連携して事業を行うことで、事業の効率化を図った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,514	6,407	7,797	時間	488	488	488
（うち一般財源）	243	2,035	2,730	人件費（千円）	2,005	2,005	2,005

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）
<input type="checkbox"/> 終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 里親委託等を3分の1まで引き上げるといふ現在の国の方針に基づき、県においても里親支援を充実させ、里親委託を推進するため事業を継続するもの。 	
【見直し内容】	
（費用対効果の向上）	
<ul style="list-style-type: none"> 前年度に引き続き、各事業において要綱及び様式等の整理、また本年度は研修内容の検討を行い、事業の効率性向上及び研修内容の充実化を図った。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	社会的養護推進事業 (児童養護施設等人材確保事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
-----	------------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	2 安心して子育てができること 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 1 「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 3 豊かな心の醸成	施策	2 社会的養護の充実 9 社会的養護の充実(再掲)

1 事業のねらい・目的

○さまざまな問題を抱えた児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ることを目的とする。

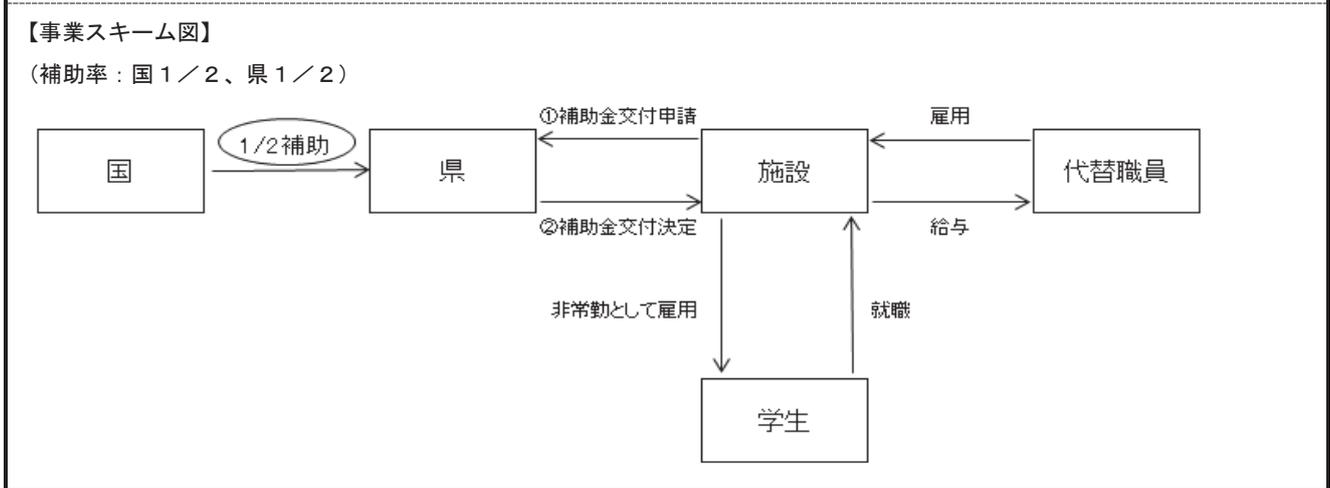
2 事業概要

1 事業内容

(1) 実習生に対する指導
児童養護施設等への就職を希望する学生が実習生に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。
(1日当たり 5,940円)

(2) 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。
(1日当たり 3,760円)

2 対象施設
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童養護施設等人材確保事業 (実施施設数)	目標	22	11	11	11	11	11
	実績	5	5	5			

【指標の考え方】
・対象施設数の約5割を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
目標達成状況：未達成
未達成の理由：代替職員の確保が困難な施設が多く、目標達成とはならなかった。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 児童養護施設等に入所している児童については、虐待を受けた児童や障害のある児童が増えるなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、その養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があるため、学生実習の際の指導を行う代替職員の経費や実習生を非常勤職員として採用する経費を補助することで、施設職員の人材確保を図る。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・丁寧な実習指導で、施設の機能、入所児童への理解を深め、新卒者の児童養護施設等への就職につなげる。 ・採用前に施設と就職希望者のマッチングを行うことで、新規採用職員の離職率を減少させ、職員と児童との安定した信頼関係の構築を図る。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,885	3,239	3,239	時間	10	10	10
（うち一般財源）	482	1,620	1,620	人件費（千円）	42	42	42

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>・昨年度は、対象施設21施設中5施設で実施。施設に来年度の意向調査を行った結果、7施設が実施予定との回答であったため予算は据え置きとした。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・各施設へ事業の周知を改めて行い、積極的な事業の活用を呼びかけていく。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親サポートセンター事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	----------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 4 女性がいいきと働き活躍できること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 2 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 1 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援	施策	3 ひとり親家庭の自立支援 1 ひとり親家庭の自立支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

・ ひとり親家庭への支援については、平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、経済的支援から就業・自立に主眼をおいた①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援へと政策転換が行われた。本事業は、ひとり親家庭の状況に応じた効果的な自立支援を行うため、「ひとり親サポートセンター」を設置し、就業等の相談、自立支援プログラムの策定及び資格取得のための講習会を実施するものである。

2 事業概要

○ 委託先
県母子寡婦福祉連合会 (春日・飯塚)
久留米市母子寡婦福祉連合会 (久留米)

センター等名称	所在地	対象地域	利用時間
春日センター (H15年度設置)	春日市原町3-1-7クローバープラザ6F (社福)福岡県母子寡婦福祉連合会内	福岡広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 第1・第3土曜 9時～16時 日曜 9時～15時 (祝日、年末年始除く)
飯塚ランチ (H20年度設置)	飯塚市新立増8-1県飯塚総合庁舎2F 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内	筑豊・北九州広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 (祝日、年末年始除く)
久留米センター (H20年度設置)	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル9F	筑後広域生活圏	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 第2第4土曜、第3日曜 9時～17時 第1日曜 10時～15時 (祝日、年末年始除く)

○ 概要

① 就業等相談事業

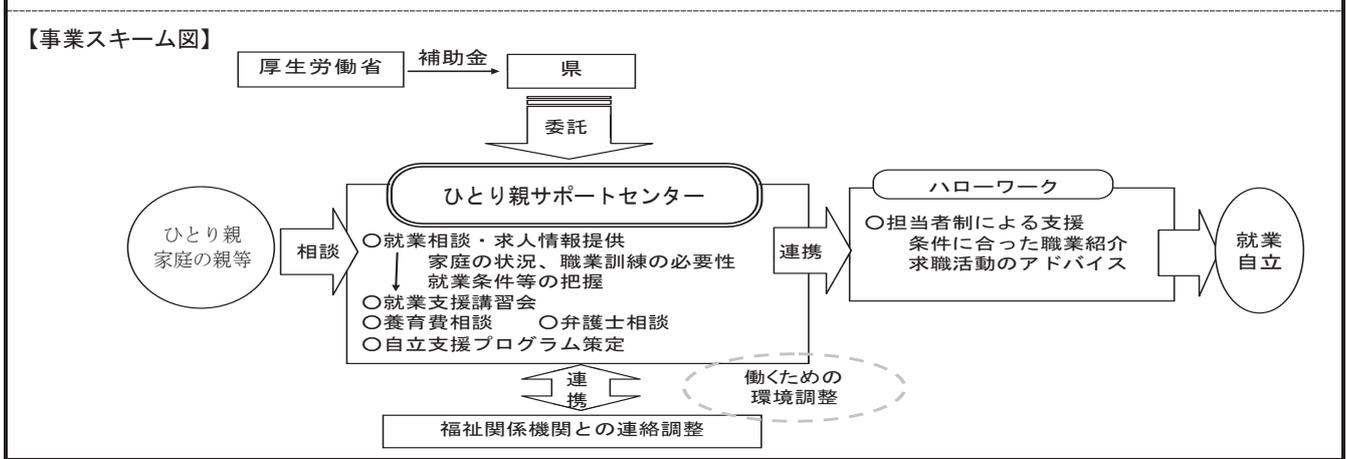
- 家庭の状況や職業の適性等を踏まえた助言から職業紹介までを一貫して提供
- 個別の出張相談 (H29新規)、巡回相談の実施
- 養育費相談や法律相談の実施

② プログラム策定事業

- 相談者の状況に応じ、自立支援計画書 (プログラム)を作成。ハローワークと連携した就業支援を実施

③ 就業支援講習会

- 介護福祉士実務者研修 (H29新規)、パソコン技能習得、医療事務・介護事務等の資格取得講習会等を実施



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
ひとり親サポートセンター登録者数 A	目標	197	172	203	168	131	
	実績	164	193	160	125	70	
ひとり親サポートセンター就職者数 B	目標	153	104	144	116	93	
	実績	99	137	105	80	47	
ひとり親サポートセンター登録者の就職率 C=B/A (総合計画)	目標	—	60.0%	65.0%	69.0%	72.0%	74.0%
	実績	60.4%	71.0%	65.6%	64.0%	67.1%	

(R1年度は、9月末現在)

【指標の考え方】

・ H29年度までは相談件数を成果指標としていたが、相談件数には就業以外の生活相談 (例：病気、子ども) も含まれるため、自立支援という観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいと考え、昨年度からは新たに登録者数を成果指標とすることとした。

登録者数の目標：前年度実績から5%増
就職率の目標：R3年度にハローワークのH23～H27年度平均就職率 (65%) よりも10%高い75%を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ H30年度の就職率は目標を下回っている。これは、就業相談やハローワークへの同行支援、就業支援講習会の開催等の就業支援サービスを実施しているが、求人情報と登録者の希望する条件とが一致せず、就職できない登録者が多くなっていると考えている。また、離婚後、実家に戻って生活しているため、就職の緊急性が低く、就職活動期間が長期化するケースがあり、就職率の低下につながっている。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ ひとり親家庭では、子育てと家事・生計をひとりで担っており、就業だけでなく生活上の様々な問題を抱えていることから、生活相談から就業までの一貫した自立支援を身近な場所でワンストップで行うセンターの存在価値は大きいものと考えている。
- ・ また、パソコン技能習得や資格取得のための講習会については、全講座を託児付きとし、土日・夜間コースを設定するなど、就業中のひとり親も受講しやすいように配慮している。

【事業の効率性】

- ・ 久留米センターについては、久留米市との共同設置により、県単独で設置するよりも経費の節減につながっている。(節減効果額 3,280千円(H30))

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	28,668	28,798	28,894	時間	788	788	788
(うち一般財源)	13,906	13,998	14,046	人件費(千円)	3,238	3,238	3,238

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 様々な困難を抱えるひとり親家庭の自立支援のため、就業相談、資格取得のための講習会、職業紹介までの一貫した就業支援は不可欠である。
- ・ 定期的にアンケート調査等を行い、現行の体制や支援内容を検証、改善につなげることで、ひとり親家庭のニーズにあった支援を実施する。

【見直し内容】

- ・ 就職に有利な資格取得を支援するため、就業支援講習会の講習内容の見直しを検討する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	母子(父子)家庭自立支援給付事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
-----	------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2 2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1 1	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援	施策	3 1	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭の自立支援(再掲)

1 事業のねらい・目的

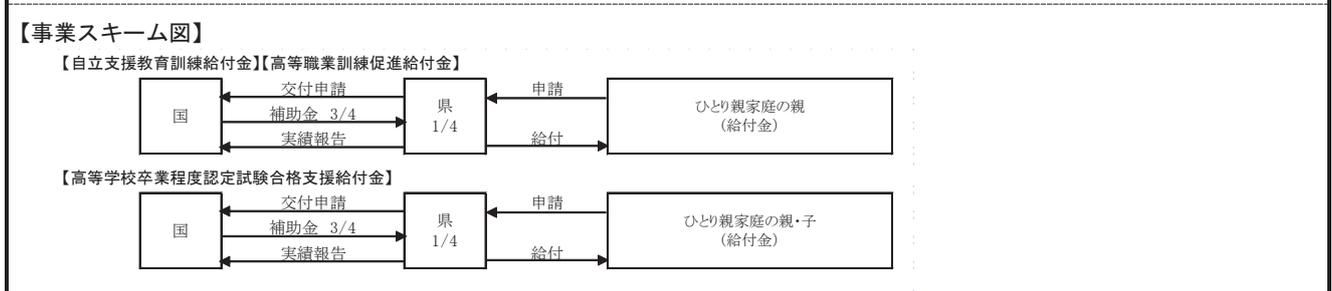
職業能力の開発を自主的に行う者に対する講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得し助成することにより、より良い条件での就職に結びつけ、母子家庭及び父子家庭の就労による収入増を目指す。

2 事業概要

【自立支援教育訓練給付金】
ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力開発を推進するため、予め指定した講座を受講したものに対して、講座終了後、給付金を支給する。
○対象講座 知事の指定する講座
○支給額 受講費用の6割(上限20万円)

【高等職業訓練促進給付金】
就職に有利な資格を取得するため、養成期間で長期に渡り専門的な訓練を受ける場合に「訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給し生活の負担減を図り、資格取得を容易にする。
○対象資格 就職に有利な国家資格(県知事認定の資格を含む)
○修業期間 1年以上

【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】
高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給し、負担を軽減する。当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用につながる。
○対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座
○支給額 講座終了時に受講費用の2割(上限10万円)
試験合格時に受講費用の4割(終了時と併せ上限15万円)



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
自立支援教育訓練給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	100%	100%	88%	92%	—	—
高等職業訓練促進給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	69.2%	94.7%	90%	93%	—	—

【指標の考え方】 資格取得者(講座受講者)のうち就職した者の割合(過去の実績を勘案し、80%の就職率を確保)

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
高校卒業程度認定試験合格支援給付金	目標	—	80%	50%	50%	50%	50%
	実績	—	実績なし	実績なし	実績なし	—	—

【指標の考え方】 講座受講者のうち合格した者の割合 (試験平均合格率(約40%)に10%上乘せ)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 自立支援教育訓練給付金の平成30年度就職率は92%、高等職業訓練促進給付金の就職率は93%と目標を達成している。
- 高等学校卒業程度認定試験合格給付金は申請実績がなかったため、目標未達成。これは、当該補助制度が平成28年10月から開始しており、制度の周知不足等の原因と考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金受給者の就職率は目標を大きく上回っており、ひとり親の就職に寄与している。 母子世帯の親の最終学歴の中卒者割合が11.2%と高く、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業により当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用につながるものと期待される。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> これら給付金や貸付金を利用して准看護師資格を取得して正規雇用された場合、母子世帯の年間収入が約158万円増えるとともに、児童扶養手当の削減や納税効果が期待される。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	82,052	132,201	97,689	時間	184	184	184
(うち一般財源)	19,562	33,051	24,423	人件費(千円)	756	756	756

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 母子世帯の非正規雇用率は48.8%となっており、収入の安定や増加に向けて正規雇用への転換が必要である。 この事業は、資格取得による正規雇用を目的としており、今後も事業の継続が強く求められている。 対象者には所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付見込みが当初見込みを下回ったため、令和2年度の事業費を減額。(▲34,512千円)

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親世帯所得向上事業 (正規雇用支援事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H30
-----	----------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2 2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1 1	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援	施策	3 1	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭の自立支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

高度な職業訓練を受け、資格を取得しようとするもの(多子世帯)に対する修業期間中の生活費を助成することにより、正規雇用への転換を支援し、ひとり親世帯の就労収入の増加を図る。

2 事業概要

① 対象者(次のすべてを満たす者)

- ・福岡県内の町村に住所を有する者
- ・高等職業訓練促進給付金受給者(市町村民税非課税世帯に限る。)
- ・扶養する子が2人以上(ただし、課程終了までの最後の12月は、子ども5人以上に限る。)
- ・資格取得後、速やかに県内で就職する意向のあるもの。

② 対象資格

- ・養成機関において1年以上修業が必要な資格
(看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 等)

③ 修業期間

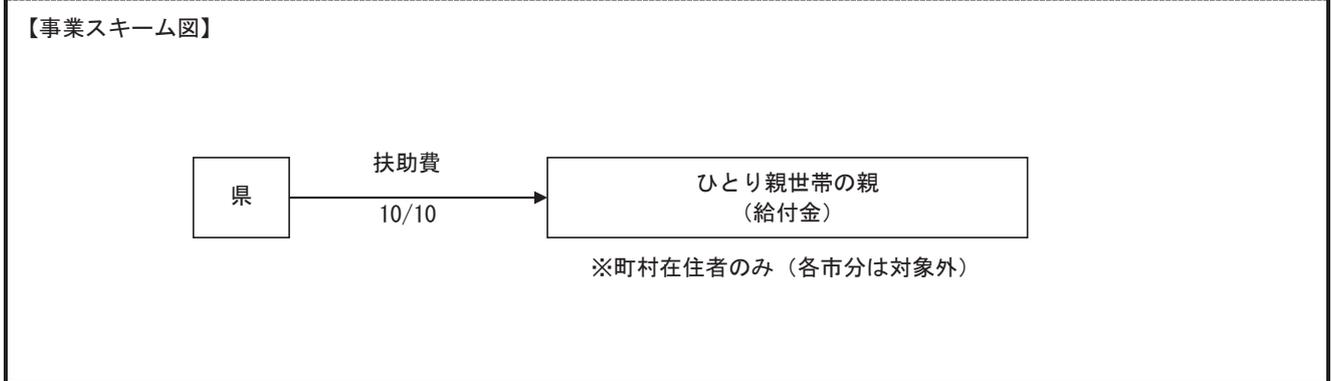
- ・1年以上

④ 支給額

- ・第2子: 月20千円
- ・第3子以降: 児童1人につき、月額10千円

⑤ 支給期間

- ・修業期間の全期間(上限4年)



3 事業目標等

成果指標		基準(H28)	H29	H30	R1	R2
受給者数	目標	—	—	64	72	72
	実績	53	65	84	67	

※R1は10月末時点

【指標の考え方】
制度開始以降最も受給者数が多かったH23年度の72人を毎年度の目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
H30年度は目標を達成しており、今年度も10月末時点で目標に近づいている。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 高等職業訓練促進給付金受給者の就職率は目標を大きく上回っており、ひとり親の就職に寄与している。
	【事業の効率性】 給付金を利用して准看護師資格を取得して正規雇用された場合、母子世帯の年間収入が約158万円増えるとともに、児童扶養手当の削減や納税効果が期待される。

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費 時間	H30	R1	R2
歳出	7,250	7,080	2,280		216	216	216
(うち一般財源)	7,250	7,080	2,280	人件費 (千円)	887	887	887

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 終了 (完了	<input type="radio"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
<input type="radio"/> 一部改善	<input type="radio"/> 縮小)
【上記の理由】 ・母子世帯の非正規雇用率は48.8%となっており、収入の安定や増加に向けて正規雇用への転換が必要である。 ・高等職業訓練促進給付金を受給中の母子世帯について、同給付金の現行制度では多子世帯も同額の給付しか受給できないため、負担が大きい多子世帯への支援が求められる。	
【見直し内容】 ・令和元年度の給付見込みが当初見込みを下回ったため、令和2年度の事業費を減額。(▲4,800千円)	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親世帯所得向上事業 (養育費確保支援事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H30
-----	-----------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいいきと働き活躍できること	中項目	2 2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1 1	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援	施策	3 1	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭の自立支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

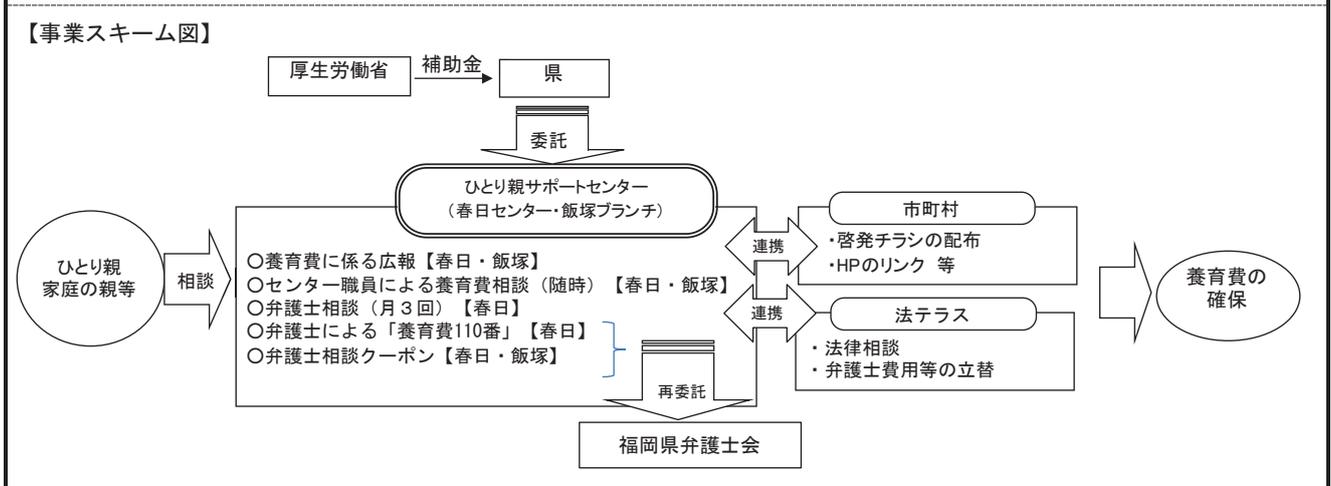
養育費に関する広報及び相談体制を強化し、ひとり親世帯の収入の向上及び安定を図る。

2 事業概要

○ 委託先
県母子寡婦福祉連合会 (ひとり親サポートセンター事業と併せて委託)
※養育費・ひとり親110番は県弁護士会に再委託

○ 概要

- ① 養育費の広報
 - ・ 養育費の取り決めや公正証書作成の重要性を周知
- ② 養育費・ひとり親110番の開催
 - ・ 弁護士による集中電話相談を実施 (月1回)
- ③ 弁護士相談クーポンの配布
 - ・ 弁護士相談を受けるため、来所相談が困難者に対して、弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行
※クーポンは、ひとり親サポートセンター職員がいったん相談を受け、弁護士相談が必要と判断した者に対して交付する
- ④ 弁護士とセンター相談員とのフォローアップ会議
 - ・ 弁護士相談後の支援について、センター相談員と弁護士 (センター事業の無料相談担当弁護士) とが協議し、相談者へのフォローアップを行う



3 事業目標等

成果指標		目標	基準 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3
達成状況	相談件数	目標	—	—	397	529	529	529
	センター職員	実績	158	215	291	169		
	弁護士	実績	77	99	109	66		
	110番	実績	—	—	72	44		
	クーポン	実績	—	—	32	29		
	計	実績	—	—	504	308		

※R1は9月末現在

【指標の考え方】

目的はひとり親世帯の収入の向上や安定を図ることであり、取り決めに推進するために指標として、ひとり親サポートセンターにおける相談件数を設定する。

養育費について誰にも相談していない者 (47.2%) を対象と考え、R3年度における「養育費の取り決め率が13.2% (H23→H28は+4.4%のため、その3倍を目標) の増加となるよう、センター相談件数を設定する。

47.2% × 13.2% × 33.972世帯 (母子世帯推計数) = 2,117世帯
2,117世帯/4年 = 529件 (H30年度は初年度であり、第2四半期から本格稼働のため、529 × 3/4 = 397件としている)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

初年度から目標値を上回っており、今年度も9月末時点で目標値の58%となっている。これは、毎月テレビやラジオ等で周知を図っていることで成果が上がっているものと考えている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 相談相手がない者や弁護士への相談費用が負担となり、これまで誰にも相談できなかった方が、気軽に相談できる体制を整えることで、養育費の確保につながり、ひとり親世帯の収入の向上及び安定に大きく寄与できると考えている。
	【事業の効率性】 ひとり親世帯の収入が向上することで、児童扶養手当の削減が期待できる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,561	3,403	3,411	時間	101	101	101
（うち一般財源）	1,297	1,702	1,706	人件費（千円）	415	415	415

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小（ 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 養育費について誰にも相談していない母子世帯の割合が47.2%、また、養育費の受給率が23.8%と低く、収入の安定や増加に向けて養育費受給の支援が必要である。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 「養育費・ひとり親110番」（H30は「養育費110番」の名称で実施）の実施回数や実施時間等の見直しを検討する。

事業名	発達障がい児者支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 強度行動障がいがある者に適切な専門的支援が可能となるよう、関係機関職員の知識・技術の向上
 - ・障がい者虐待の防止
 - ・障がい福祉サービス事業所での受け入れ促進
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がいのある人及びその家族の福祉の向上を図る

2 事業概要

1 発達障がいに対する地域相談・支援機能強化事業

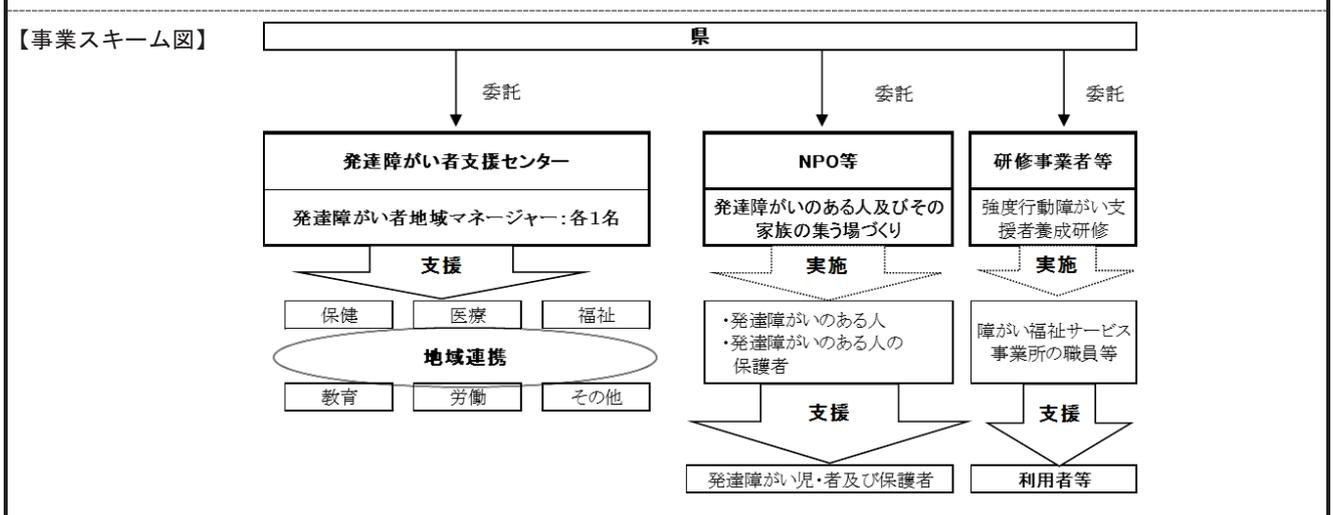
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業
 対象者：市町村、相談支援事業所等、地域において発達障がい児者を支援する機関
 内容：発達障がい者地域支援マネージャーを4地域各1名配置し、地域の関係機関の協力支援体制の構築に対する指導、助言等を実施。
- ・各種研修の実施

事業名	事業概要		
	定数	対象者	カリキュラム
相談支援従事者等に対する研修	80名	・相談支援事業所職員 ・児童発達支援センター職員 ・福祉相談窓口の市町村職員等	・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、相談に対する対応方法、事例演習等
保育士・幼稚園教諭サポート研修	340名	・県域の保育所、幼稚園に勤務する保育士・教諭	・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、早期発見の方法、事例演習等
強度行動障がい支援者養成研修	120名	・障がい福祉サービス事業所等の職員(通所、入所、訪問系サービス等)	・講義、グループワーク ・内容：強度行動障がい及び障がい特性に関する基礎知識、障がい特性に配慮した支援方法

2 発達障がいのある人及びその家族の集う場づくり事業

対象者：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等

内容：18歳以上の発達障がいのある本人及びその家族等が集う場を設置し、互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流会活動を支援



3 事業目標等							
	事業名	成果指標	H28	H29	H30	R1	R2
	相談支援従事者等に対する研修	受講者数 目標	80人	80人	80人	80人	80人
		実績	61人	84人	145人	実施中	
	保育士・幼稚園教諭サポート研修	受講者数 目標	340人	340人	340人	340人	340人
		実績	213人	151人	251人	301人	
	強度行動障がい支援者養成研修	受講者数 目標	60人	60人	60人	60人	60人
		実績	126人	65人	146人	実施中	
【指標の考え方】 ・「相談支援従事者等に対する研修」：政令市を除く相談支援事業所数226事業所（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各事業所1名の受講を想定し、各年度の目標を80人と設定。 ・「保育士・幼稚園教諭サポート研修」：県内の公立私立の保育園及び幼稚園の数1,019施設（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各施設1名の受講を想定し、各年度の目標を340人と設定した。 ・「強度行動障がい支援者養成研修」：近隣県の研修実施状況を参考に、各年度の目標を60人と設定した。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・「強度行動障がい支援者養成研修」は、平成30年度まで、毎年度目標達成。令和元年度については、現在実施中。 ・「相談支援従事者等に対する研修」は、平成29年度から目標達成、令和元年度については、現在実施中。「保育士・幼稚園教諭サポート研修」は、支援者が参加しやすい夏休み期間中に開催し、受講者増につながったが、台風の影響による開催日変更等もあり、募集定数に満たなかった。							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・発達障がい児者、強度行動障がい児者の支援に相当の知識及び経験等を有し、関係機関等に対して適切な指導や支援、研修の実施ができる法人等に事業を委託。研修のアンケートにおいても、参加者からは「一人で悩んでいたが安心した」、「具体的にわかりやすく、実践してみたいと思った」「今回の研修のような実践に結びつく研修を受けたい」との声があり、事業実施の効果があつたと考えられる。
	【事業の効率性】 ・研修日数を減らし開催回数を増やすことで、県内複数地域での受講を可能にしたほか、研修会場として県有施設の活用を認めることで、委託料の低減を図る等、委託内容の見直しを行っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	19,577	25,661	25,654	時間	214	214	214
（うち一般財源）	10,932	13,595	12,989	人件費（千円）	880	880	880

6 見直しの内容			
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充	<input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	<input checked="" type="radio"/> 一部改善	<input type="radio"/> 縮小
<input type="radio"/> 終了（ 完了	<input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え）	<input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 ・発達障がいに対応できる相談機関等の増加及び発達障がいの早期発見のため、また、強度行動障がいに対する専門的支援に必要な関係機関職員の知識・技術の向上のために、引き続き事業を実施する。 ・アンケート結果において、発達障がいを持つ子に対しての接し方や具体的な支援方法を知りたいなどの要望が上がっており、研修のニーズは大きいと思われる。			
【見直し内容】 ・「相談支援従事者等に対する研修」、「保育士・幼稚園教諭サポート研修」について、開催場所、日程の精査を行うとともに、効果的な告知方法についても検討し、参加者の増加を図る。			

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業 (発達障がい者支援拠点病院事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

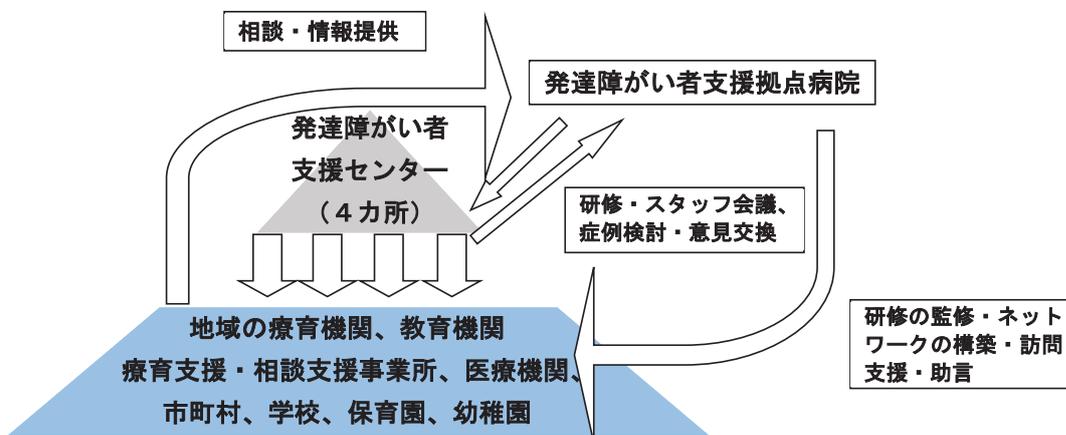
- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がい者支援拠点病院による医学的知見からの指導・助言により、関係機関の技術向上と連携体制の構築を図る。

2 事業概要

県内の発達障がい者支援は、各地域の発達障がい者支援センターが中心となって取り組んでいるが、その取組みを最新の医学的知見から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築など、必要業務を委託することにより、機能の充実強化を図るもの。

- ①発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討
対象者：発達障がい者支援センター職員
内容：発達障がいに関する支援の考え方や発達障がいの診断と治療についての研修及び症例検討
- ②発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換
対象者：発達障がい者支援拠点病院職員、発達障がい地域支援マネジャー
内容：発達障がいに関する支援の情報共有及び各センターへの指導・助言
- ③発達障がい者支援関連の研修の監修
対象者：発達障がい者支援センター職員、発達障がいに関する研修委託事業者
内容：発達障がい関連の研修について監修
- ④発達障がい者支援地域協議会
対象者：発達障がい者支援地域協議会委員
内容：発達障がい児者施策等の報告
- ⑤地域病院医師等とのネットワーク構築
対象者：地域病院に勤務する医師
内容：困難事例等の情報の共有及び発達障がいの診療等に関する相談対応
- ⑥学校現場訪問支援
対象者：特別支援学校等に勤務する職員
内容：教職員との意見交換
- ⑦保健福祉（環境）事務所職員向け講義及び情報交換
対象者：保健福祉（環境）事務所職員（保健師・助産師）
内容：職員との意見交換及び講義を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標			H28	H29	H30	R1	R2
発達障がいに対応できる医療機関（HP掲載数の増加）	目標	-	-	-	125		
	実績	69	69	69	81		
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、発達障がいに対応できる医療機関リスト作成のための調査を行った際、対象となった122機関のうち、64機関をHPに掲載した。（$64 \div 122 \approx 52.5\%$） 令和元年度に再度このリスト作成のための調査を行い、対象機関239のうち、52.5%の掲載を目標とする。（$239 \times 52.5\% \approx 125$） <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点については、掲載の増もあったが減もあったため、掲載数はほぼ横ばいになっている。 令和元年度、新リスト作成のための調査を実施中。 							

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターに対して最新の医学的知見から指導・助言を実施し、困難事例を支援するスタッフから「発達障がいについて理解が進んだ」、「とても参考になった」との声があったことから、発達障がい者支援の機能の充実強化の効果があったと考えられる。 ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを実施し、参加者から「プログラムへの理解が深まった」、「こどもの変化が感じられるようになった」との声があったことから、支援者及び当事者への支援強化の効果があったものと考えられる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各発達障がい者支援センターのスタッフ会議及び情報交換会に参加し、最新の医学的知見を共有することにより、発達障がい者支援の機能の充実強化を図ることとしている。 より保護者等が参加しやすいことを「基本プラットフォーム」とした、短縮型のペアレントトレーニングを実施することによって、他の医療機関への普及による支援強化を図ることとしている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	10,900	11,131	11,132	時間	180	180	180
（うち一般財源）	5,450	5,566	5,566	人件費（千円）	740	740	740

6 見直しの内容	
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターに対して最新の医学的知見から指導・助言を実施し、困難事例を支援するスタッフから「発達障がいについて理解が進んだ」、「とても参考になった」との声があったことから、拠点病院へのニーズはあると考える。 短縮型のペアレントトレーニングについて、参加者から「こどもの変化が感じられるようになった」、「またペアトレがあったらぜひ参加したい」との声があったことから、拠点病院へのニーズがあると考えられる。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターからの意見を踏まえ、スタッフの技術力向上と困難事例への対応ができるよう努める。 他医療機関への短縮型のペアレントトレーニング「基本プラットフォーム」普及に努める。 	

事業名	医療的ケア児支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

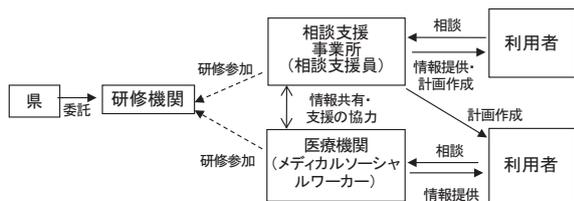
- 1 医療的ケア児等の症状を理解し、その症状に必要な医療・福祉制度に精通し、教育、保育など異なる分野間の支援をサポートできる人材を育成することで、医療的ケア児等が医療、福祉、教育、保育など各分野からの必要な支援及び連携した支援が受けられるようになる。
- 2 医療的ケア児等への支援拠点を設置することで、県内の医療的ケア児等に対する医療面における総合的な支援が可能となる。
- 3 身近な地域に医療型短期入所事業所が設置されることで、常時介護を行う家族が、病気や冠婚葬祭、旅行、休息等で一時的に介護できない場合に医療的ケア児等を安心して預けることができる。

2 事業概要

- 1 医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成
 - 人材育成のための研修会の実施
 - ・対象：相談支援員、メディカルソーシャルワーカー
 - ・内容：医療的ケア児等の症状の理解、その症状に必要な医療・福祉制度、医療・福祉など異分野間との情報共有・支援に必要な協力方法など
 - ・事業方法：研修を実施する事業者に対して、県は研修費を負担
- 2 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置
 - 運営費補助
 - 「新北九州市立総合療育センター」を県内の医療的ケア児等への医療や福祉サービスの総合的な支援拠点として位置付け、現センター運営費の一部補助を行う。
- 3 医療型短期入所事業所設置支援事業
 - 実地研修の実施
 - ・対象：医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関（病院、診療所）職員（看護師等）、介護老人保健施設職員（看護師、介護士）
 - ・内容：医療的ケア児等の受入に必要なノウハウ（保護者や医師等との連携、障がい特性の理解、コミュニケーション方法等）について、重症心身障がい児入所施設で実地研修を受講
 - ・事業手法：実地研修を実施する施設に対して、県は研修費を負担
 - 医療的ケア児等への短期入所施設（増床分）に対する設置支援

【事業スキーム図】

1 コーディネーターの育成



3 医療型短期入所事業所設置支援事業

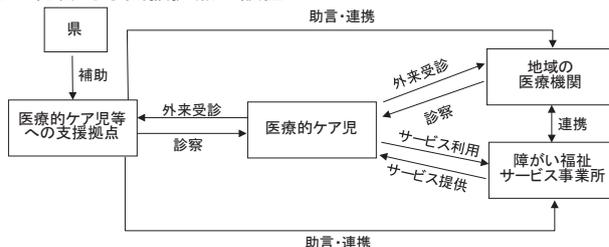
○実地研修の実施



○増床分に対する設置支援



2 総合的な支援拠点の設置



3 事業目標等						
成果指標			H29	H30	R1	R2
コーディネーター育成研修の受講者数	目標		100	100	100	100
	実績		200(53)	175(88)	145(56)	
【指標の考え方】 受講対象施設666（相談支援事業所443、医療機関223）の半数程度を3年間で養成。						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 平成29年度からの3年間で166施設197人のコーディネーターの養成を行った。受講者数については、毎年目標を達成している。 実績のうち括弧内は相談支援員の受講者数。						

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 医療的ケア児支援の研修は、相談支援事業所や医療機関の関心が高く、受講者も多い。
	【事業の効率性】 研修を北九州市立総合療育センターに委託して開催することにより、研修内容の充実と費用の縮減が図られている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	60,140	30,330	26,591	時間	764	764	764
（うち一般財源）	12,537	28,980	25,236	人件費（千円）	3,139	3,139	3,139

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 国の医療的ケア児等総合支援事業において、コーディネーター等の医療的ケア児支援者の養成を図ることとされているため。医療型短期入所事業所の増床に対する補助については、県として空床利用を推進していることから、事業の見直しを行った。	
【見直し内容】 国の研修カリキュラムの変更が予定されているため、適切に対応した研修内容とする。 医療型短期入所事業所の増床に対する補助については、事業を終了する。	

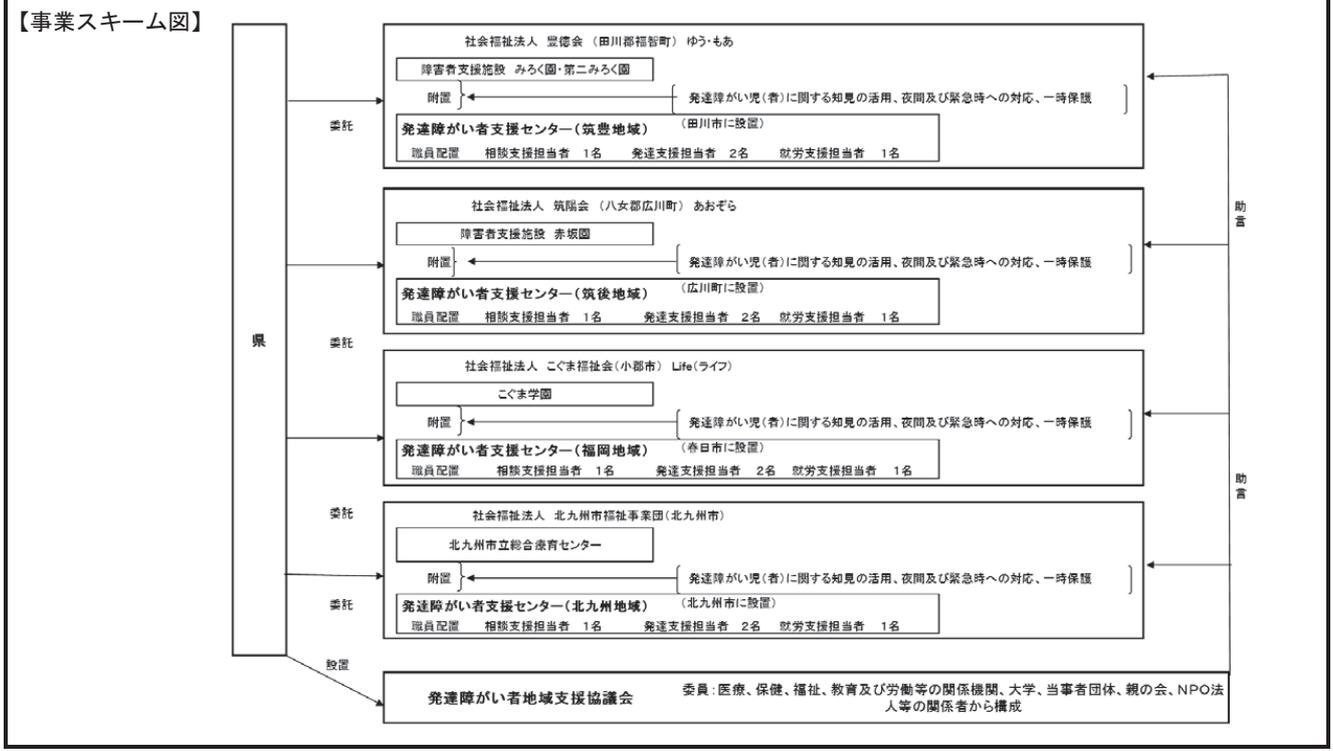
事業名	発達障がい者支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H15
総合 計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

1 事業のねらい・目的

自閉症をはじめとする発達障がいのある障がい児(者) (「発達障がい児(者)」) に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者) 及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児(者) 及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

- 発達障がい者地域支援協議会の設置運営
発達障がい児(者) に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、発達障がい児(者) への支援に関わる福祉、医療、教育、就労等の各分野の関係者から構成される発達障がい者地域支援協議会を定期的に開催する。(県主催。構成委員：24名)
- 発達障がい者支援センターの設置運営
自閉症をはじめとする発達障がい有する障がい児(者) (「発達障がい児(者)」) に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者) 及びその家族からの相談に応じ適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児(者) 及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
①発達障がい児(者) 及びその家族等に対する相談支援
②発達障がい児(者) 及びその家族等に対する発達支援
③発達障がい児(者) に対する就労支援
④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修
- 発達障がい児の保護者向け研修会・交流会
発達障がい子どもを育てる保護者に対し、発達障がいの特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援しあう交流会を開催し、当事者同士のつながりを支援する。
・年4回程度(4地域で開催)、1回2時間～2時間30分



3 事業目標等							
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
保護者向け講座・家族交流会受講者数	目標	140人	100人	100人	100人	100人	100人
	実績	104人	99人	147人	323人	実施中	
参加者の満足度	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	93%	95%	95%	92%		
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターの利用者数（約1,000名）を参考に、今後、5年間で講座を受講できるよう開催することを想定し、H24年度の目標を200人と設定した。 参加者に対するアンケート結果から、一人一人に対する支援をより手厚くするため、講義形式からペアレントトレーニング形式に変更することにより、H28年度からは募集定員を100人と設定する。 参加者の満足度については、各回講座・家族交流会の最後に参加者に対してアンケートを実施し、「大変参考になった」「参考になった」と回答のあった割合を示している。 							
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は目標達成している。令和元年度は現在実施中。 							

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果において、参加者からは「勉強になった」、「同じような悩みを持つ人と話ができてよかった」、「今後も続けて欲しい」との声があり、家族支援の効果があったと考えられる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者研修会と交流会を別々に開催するのではなく、併せて実施することで、人件費や会場代等の経費の節減を行った。 アンケート実施の結果、意見の多かった交流会部分の時間を多くとり、交流会でより多くの保護者と意見交換を行えるようにした。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	81,468	101,566	101,588	時間	214	214	214
（うち一般財源）	40,722	50,783	50,794	人件費（千円）	880	880	880

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果において、参加者から「勉強になった」「同じような悩みを持つ人と話ができてよかった」などの声があり、講座（研修会、交流会）へのニーズはあると考えられる。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果を研修内容に反映させることで、発達障がいの特性や子どもとの関わり方、当事者同士のつながりを支援できるよう努める。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	重複障がい児者等対策事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

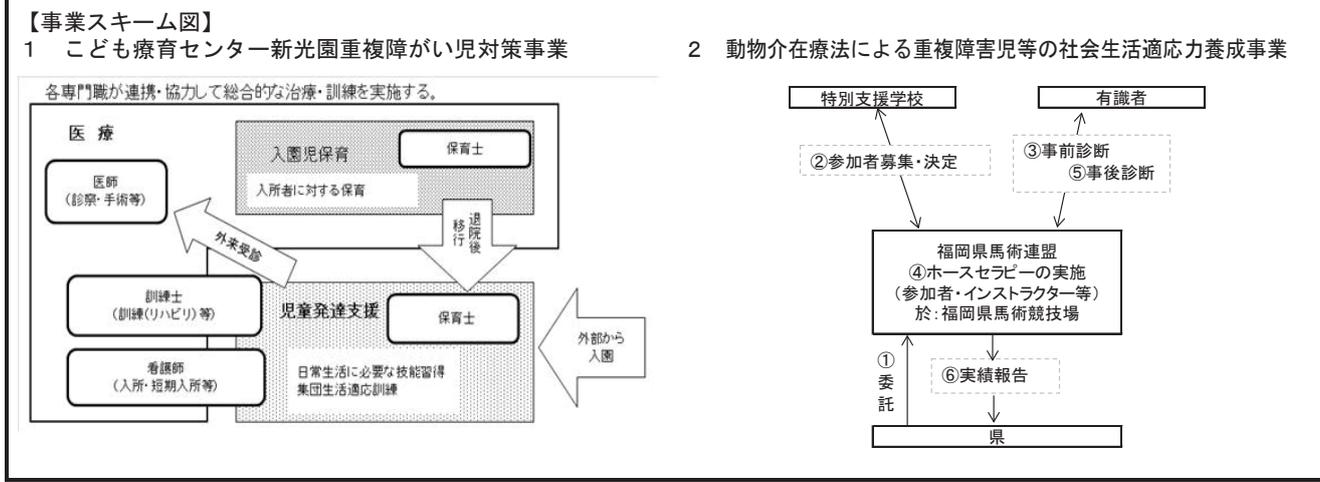
1 事業のねらい・目的

1 心身の重複障がい児者に対し、小児科精神医療と連携した複合的な処置をこども療育センター新光園で実施し、重複障がいへの的確なケアの実現を目指す。
 2 ホースセラピーの効果を医療的に検証しつつ、重複障がい児、発達障がい児等の社会生活適応力の向上を目指す。

2 事業概要

1 こども療育センター新光園機能強化事業<メディカル面>
 医師(整形外科、小児科、児童精神科)、及び各療法士(OT、PT、ST)、保育士といった複数の専門職種が連携・協力して、心身の重複障がい児に対して総合的な支援を行う。
 ① 児童精神科医による心身の重複障がい児の機能改善向上事業
 知的・精神面から患児の診断や治療を行うため、児童精神科をこども療育センター新光園に設置する。
 ② 心身の重複障がい児を対象とした児童発達支援事業所設置事業
 0歳～6歳の心身の重複障がい児を対象にした児童発達支援事業所をこども療育センター新光園に設置する(5日/週)。

2 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業
 重複障がい児や発達障がい児等を対象に、医療・教育・スポーツの面から療法効果が期待できるホースセラピーを活用し、障がい児等の社会生活適応力を高める養成事業を実施(福岡県馬術競技場(古賀市)の資源を活用し、県馬術連盟と連携の上実施)
 ・1回当たり2時間 6回を1コースとし、2コース実施する。
 ・有識者の意見等に基づき、開始前と修了後の計2回、参加児童の変化を評価検証し、事業成果報告書を作成。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童精神科受診者数	目標	168人	168人	168人	72人	72人	
	実績	49	66	77	実施中	—	
ホースセラピー参加者数	目標	20人	20人	20人	20人		
	実績	16人	30人	57人	実施中		

【指標の考え方】

- 児童精神科の受診者は1日平均3人程度の受診を見込む(1人1時間程度 予約制) 3人×月2回(午後)診察×12月=72人
- ホースセラピー参加者数は1コース10人程度×2コース=20人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 児童精神科医は月2回午後のみ診察をしていることから、達成不可能な目標であったため、今年度から目標値を修正する。
- ホースセラピー参加者は、平成30年度は目標を達成している。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科の受診者数は年々増加している。 ・ホースセラピーについては、事業開始時と比較すると、修了時の参加児童には動物（馬）への関心、成功体験の会得、積極性、他者との関係性の認識など、主に情緒面での変化を表す結果が得られた。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホースセラピーについては、令和元年度から、参加校を4校から2校に変更することで、有識者（心理士）がそれぞれの参加児童の変化をより密に評価検証することができるようにした。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,597	5,906	6,162	時間	4,548	4,548	4,548
（うち一般財源）	209	3,072	3,072	人件費（千円）	18,684	18,684	18,684

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する事業として、ホースセラピーに参加した児童の改善効果を明確にする必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者（心理士）の意見に基づき、専門的な視点からの評価検証を継続する。 ・関係機関との調整を含めた事業運営の見直しを図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	在宅心身障がい児対策事業 (障がい児等療育支援事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・入所による支援を受けたくても受けられない在宅の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等の本人及びその家族が安心して地域で暮らせるよう、本人及びその家族や教育機関関係者に対して、訪問、外来により療育指導等を行うもの。
- ・発達障がい児者の受入れが十分できていない地域における発達障がい児者について療育等支援を行う。

2 事業概要

○障がい児等療育支援事業

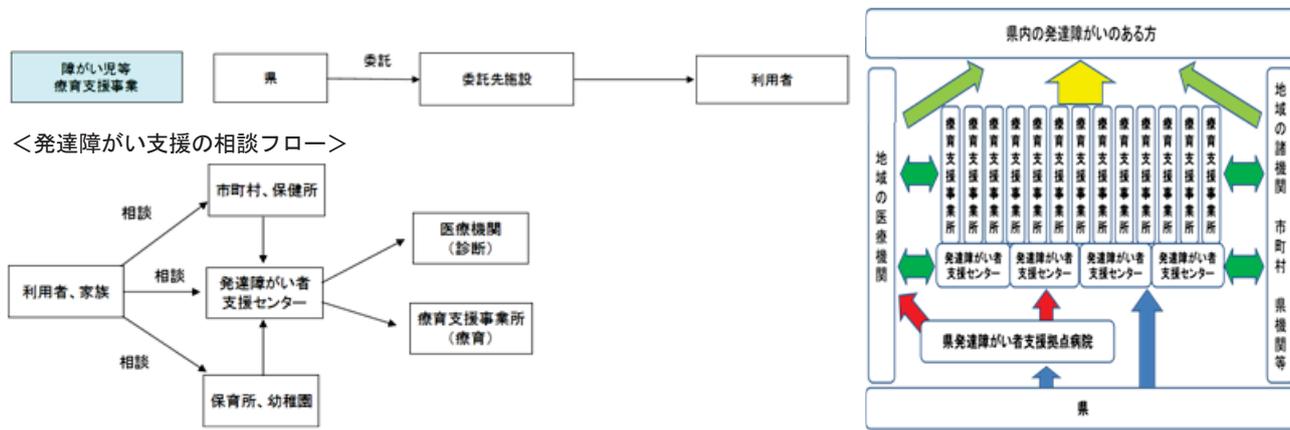
- ・在宅支援訪問療育等指導事業
専門職員が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- ・施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- ・在宅支援外来療育等指導事業
専門職員が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

平成29年度障がい児等療育支援事業の事業内容及び報酬単価

事業内容	単価(円)
(1) 在宅支援訪問療育等指導事業 ア 巡回相談 相談・指導を希望する在宅障がい児者の家庭に定期的若しくは随時訪問し、又は相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅障がい児者及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うもの。 イ 訪問による健康診査 障がい及び介護の状況等から医療機関における健康診査を受けることが困難な在宅障がい児者の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じるもの。	7,180
(2) 在宅支援外来療育等指導事業 在宅障がい児者及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うもの。	2,790
(3) 施設支援一般指導事業 障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児者の療育に関する技術の指導を行うもの。	18,140 <small>(※医師を雇い上げる場合)</small>
	22,090

- 発達障がい児者に対し医学的見地から療育支援を行う事業所を新たに指定
- ・発達障がい児者への専門的療育支援を強化するため、医師の指導のもと、医学的見地に基づく支援を実施する療育支援事業所を新たに指定する。(県内2か所)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
発達障がい児者への療育等支援延べ件数	目標	—	2,458	2,570	2,682
	実績	—	32	実施中	

【指標の考え方】

平成28年度実績(※)と伸び率により算出。
※平成28年度に県内の療育支援事業所に発達障がいに関する相談があった件数、2,458件。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

事業所の選定に時間を要し、平成30年12月より1か所を指定し事業を開始したため実績件数が低い。
平成31年4月より2か所目を指定し、現在事業実施中。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 医学的知見に基づく指導、助言を行う、必要な方には、病院への受診の調整も行っており、受診待機解消の効果もある。 また令和元年度の第1四半期から第2四半期の実績が69件から99件へと増加していることから、発達障がい児者への支援充実、強化の効果があったと考える。</p>
	<p>【事業の効率性】 県内全域を2か所でカバーしているが、医療機関の規模や場所の問題で、支援件数の制限や支援が手薄となっている地域があるため、指定事業所を増やす等して支援強化を図ることとしている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	46,514	65,516	65,422	時間	576	576	576
（うち一般財源）	46,514	65,516	65,422	人件費（千円）	2,367	2,367	2,367

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	事業を開始してから支援件数が伸びていることから、発達障がい児者、その家族及び支援者からのニーズはあると考える。
【見直し内容】	現在指定している2か所の施設の能力、場所や支援件数の伸びを踏まえて、支援が手薄なエリアの支援強化を図っていく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	3	障がいのある人の収入の向上

1 事業のねらい・目的

○障がい者施設等で働く障がいのある人の平均収入月額が令和3年度までに全国平均を上回る。(総合計画の数値目標)

- ・販促イベントを、パン・菓子・工芸品など製品主体から、内容・規模をサービス全般にも拡大し、出展対象事業所を広げたメガフェアとして、「まごころ製品」※の知名度、売上げ全体の底上げを図る。
- ・「まごころ製品」の個々の魅力を発掘し、広く県民に周知することで商品力を向上。
- ・施設間連携による共同受注を促進、作業量・納期など小規模施設単独では難しい大口契約への対応力を強化。

○農業分野での障がいのある人の就労を支援することにより、収入の向上・拡大を図る。

※「まごころ製品」・・・障がいのある人がつくる製品や提供するサービス

2 事業概要

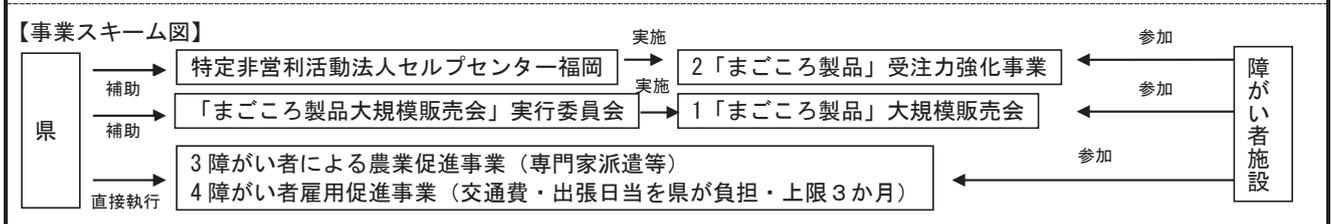
(1) 「まごころ製品」大規模販売会～まごころ体験メガフェア」の開催
パン・菓子・工芸品など現行の手作り製品主体の販売促進のほか、出展内容・規模をサービス・役務全般に拡大し、マスコミ注目度の高い有名デパートで実施
・ステージイベント、展示、体験、交流、販売を組み合わせる総合的イベントとして企画・実施。障がいのある方の多彩な活動への理解を深める。

(2) 「まごころ製品」受注力強化事業
小規模な障がい者施設が共同して発注者のニーズに対応する体制が必要なため、「共同受注窓口」を機能拡充し、施設間の取引連携を促進
・NPO法人「セルフセンター福岡」を中心に施設間の取引連携を促進

(3) 障がいのある人による農業促進事業
収入向上の手法として障がい者施設が農業に取り組むことを促すため、以下に取り組む。
・障がい者施設に農業技術や農産物・加工品の販売促進支援の専門家を派遣
実施主体 県(先進的な農業に取り組む障がい者施設に委託)
①派遣タイプ(障がい者施設から農業者に障がいのある人を派遣)の場合
障がいのある人が農作業を行えるよう技術研修を実施。
②実践タイプ(障がい者施設自らが、生産から加工、販売まで行う)の場合
加工品開発、販売促進を図れるよう専門家が施設経営者に対し助言・指導を行う。
・農福連携マルシェの開催
障がい者施設で作られた農産物や加工品を販売するマルシェを開催

(4) 障がい者雇用促進事業
農業者による障がい者雇用を促進するため、以下に取り組む。
・施設による送迎、農家等による送迎、自家用車運転等に係る交通費(ガソリン代程度)と出張日当相当分を県が負担(上限3か月)

(5) 芋焼酎「自立」の商標権存続期間の更新
障がいのある人の収入向上を目的として作られた芋焼酎「自立」について、県が保有する商標権の存続期間が令和元年9月末で満了するため、特許庁に対し期間更新申請(10年)を行う。



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	...	R3
障がい者施設等で働く障がいのある人の平均収入月額(単位:円)(総合計画)	目標	14,838	15,033	15,295	15,603	集計中		→	全国平均以上
	実績	13,392	13,485	13,539	13,841	集計中			

【指標の考え方】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労が困難である障がい者には就労継続支援B型事業所での工賃の水準が向上するように総合的な支援を推進している。
- ・福祉的就労の底上げのため、県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- ・障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が令和3年度までに全国平均を上回ることを成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ H29年度の平均収入月額、前年度の平均収入月額（13,539円）を302円上回った。
- ・ しかし、全国平均（15,603円）が県の平均収入月額（13,841円）を上回ったため、目標達成できなかったもの。
- ・ H30年度については集計中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	【事業の効率性】

・ 障がい者施設単独では、集客力の高い大規模会場の確保や県民への周知など、「まごころ製品」の販路拡大に取り組むことは限界があるため、県において支援を行うことにより、広範囲にわたる販路拡大を図ることができ、障がいのある人の収入向上に寄与できた。

・ より多くの障がい者施設を一堂に集め販売会をすることによって、販売会に要する施設の金銭的・人的負担を軽減することができ、省いた経費を障がいのある人の工賃に振り向けたことで、障がいのある人の収入向上に寄与した。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	18,301	20,802	14,577	時間	2,600	2,600	2,600
（うち一般財源）	5,370	5,421	2,279	人件費（千円）	10,681	10,681	10,681

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	・ 事業目標未達成に伴い、事業の見直しを行い、費用対効果を向上させる。		
【見直し内容】	各種販売会の再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年は福岡三越での大規模販売会、農業分野で障がい者が就労する農福連携の推進のため、天神中央公園・小倉駅で「まごころ製品」の内、農産物や農産加工品を販売し、農福連携についての情報発信を行う農福連携マルシェを実施している。 ・ 大規模販売会では、障がい者施設で商品販売を行う職員が実行委員会事務局スタッフとなり、出店者に商品やレイアウトのアドバイスを実施している。 ・ 農福連携マルシェでは、外部の講師による商品開発講座や販売POPの書き方等の講座を行い、障がい者施設のスキルアップに努めている。 ・ 令和2年度も、更なる「まごころ製品」の認知度向上及び取引先拡大の支援を行うため、受注力強化及び農福連携に取り組みたい障がい者施設等への支援を継続する。 ・ 販売会の企画にあたっては、商品をただ売るだけではなく、その後の展開につながるよう、民間の需要を喚起し、求められる商品・サービスの提供につながるよう見直す。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	2	貧困の状況にある子どもへの支援	施策	1	教育の支援

1 事業のねらい・目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。

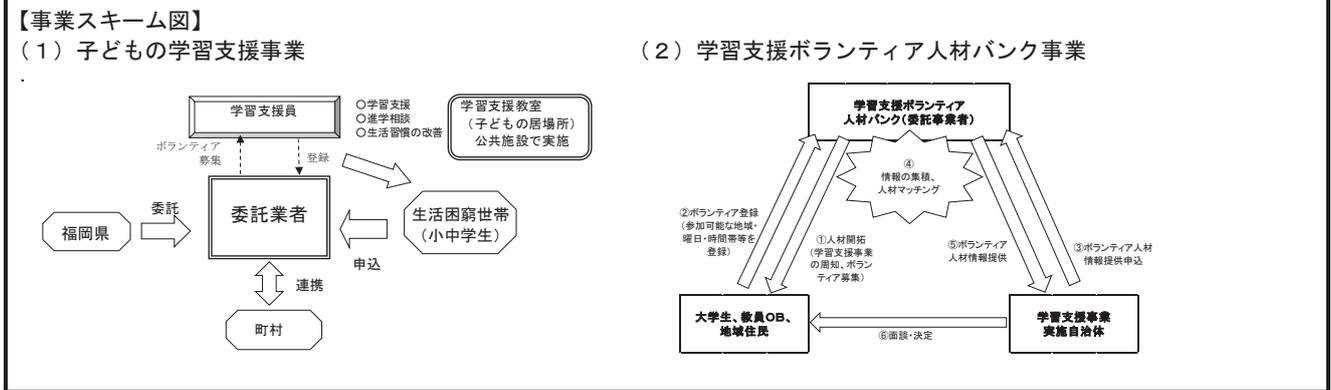
2 事業概要

(1) 子どもの学習支援事業

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども(小中学生)を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアの協力を得て、町村の公共施設において、学習支援(週1回、2時間程度)を行うとともに、進学相談等に応じる。

(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業

- 学習支援ボランティアを県が一括して募集し、希望者を人材バンクに登録するとともにボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体に対し、人材バンクに登録された情報の提供やマッチングを実施する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
(1) 子どもの学習支援事業 (成果指標) 学習支援会場を有する町村数	目標	-	-	28	30	31
	実績	22	26	27	28	
(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業 (成果指標) ボランティア登録数	目標	-	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績	-	292	432	484	

※R1年度は11月末現在

【指標の考え方】

(1) 令和2年度までに、各町村において最低1箇所、何らかの学習支援を実施することを目標とする。

(2) 平成28年度のボランティア数を基に、学習支援事業実施町村数の伸び率を乗算した1,400人を目標と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(1) 未実施町に対する事業実施の働きかけを行っているが、日程や会場の確保等、町との調整に時間を要しているため、目標には達していない。

(2) 平成31年3月末時点の登録者数は、432人で目標に達していない。登録が低調となった理由は、市においてボランティアとして活動している者のほとんどは現在活動している場のみでの活動を希望しているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 学習習慣の定着や基礎学力の向上といった効果のほか、放課後の居場所づくりにも寄与している。また、大学生など、子どもにとっての「お兄さん、お姉さん」という学校・家庭における人間関係以外の関係を作ることにより、子どもの自己肯定感の向上や自らのロールモデルを発見し将来に夢や希望を持つといった効果が見込まれる。</p> <p>(2) 効果的なボランティアの確保が図られ、県内の学習支援事業の安定した運営が可能となる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>(1) 町村による会場の無償提供や町村の広報誌等を活用した利用者の募集など、町村の教育局や福祉部に協力を要請し、事業経費の節減に努めている。</p> <p>(2) 町村の教育局や福祉部にリーフレットやポスターの掲示などの協力を要請し、事業経費の削減に努めている。</p>

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	37,707	22,660	22,968	時間	2,013	1,070	1,070
(うち一般財源)	18,700	11,331	11,485	人件費(千円)	8,270	4,396	4,396

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>福岡県子どもの貧困対策推進計画において、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善を数値目標として掲げており、本事業の実施は計画における目標達成に寄与する事業であることから、継続は必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>(1) 未実施町(3町)に対する事業実施の働きかけを行っていく。</p> <p>(2) 令和2年度より、登録者の少ない地域を中心に学習支援ボランティア未経験者向けの研修を新たに実施し、学習支援に関わるきっかけを作ることで、登録者数の増加を図る。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども支援オフィス運営事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える	
	小項目	2 貧困の状況にある子どもへの支援	施策	2	生活の支援	

1 事業のねらい・目的

福岡県子どもの貧困対策推進計画（平成28年3月策定）に基づき、子どもの健全な育成と貧困の連鎖の防止を図る。

2 事業概要

1 子ども支援オフィスの運営
貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供する。

2 子どもの貧困対策の推進に関する有識者会議の運営
福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に「子どもの貧困対策の推進に関する部会」を設置し、有識者により子ども支援オフィスの活動に対する助言と「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に盛り込まれた各施策を評価、分析の上、必要な提言を受けることにより、福岡県子どもの貧困対策推進計画の実効性向上を図る。

【事業スキーム図】

```
graph TD; A[子ども支援オフィス  
(自立相談支援事務所に併設)] -- "・コーディネーター  
・支援員" --> B[子ども貧困対策の推進に関する部会]; B -- 提言 --> A; A -- 相談 --> C[これ貧困の状況にある子ども及び又は保護者おそれ]; A -- "アウトリーチ型支援" --> C; D[保育所、幼稚園、小学校、中学校  
高等学校、福祉事務所、児童相談所、  
町村役場、ハローワーク、民生委員、  
自治会、ボランティア等] -- 連携 --> A;
```

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	目標	400	485	490	490	490	490
	実績	335	538	676	369		

※R1は11月末現在

【指標の考え方】

- ・平成28年度の目標値は、生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数のうち、子育て世帯からの相談件数の割合から算出。
- ・平成29年度の目標値は、平成28年度見込値から田川オフィス新設（平成29年度）に伴う増加数の見込みを加えて設定。
- ・平成30年度の目標値は、平成29年度からの相談件数の伸びをほぼ横ばいと見込み設定し、以降は据え置き。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度は目標達成。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する相談のみではなく、保護者からのお金や住まい、仕事に関する相談をきっかけに、親自身が認識していなかった子どもに係る課題を顕在化した上で支援を開始するなど、子ども及びその保護者が抱える様々な課題にワンストップで対応する相談機関として有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業と一体的に実施することにより、事務所借り上げ料や通信運搬費などランニングコストを削減し、委託費の削減につなげた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	40,265	43,566	44,155	時間	1,006	1,006	1,006
（うち一般財源）	10,125	11,016	11,616	人件費（千円）	4,133	4,133	4,133

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貧困の状況にある子育て世帯は、子どもの進学や生活習慣、保護者の就労や家計の管理など様々な問題を抱えており、これらの問題を解決するためには、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を受けられる仕組みが必要であり、事業の継続は必要である。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県保健福祉（環境）事務所や要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカー等学校関係者といった関係機関との連携を図り、相談件数の増加につなげる。 相談件数の増加に伴い、相談内容が多様化しているため、これまでの支援過程で蓄積されたノウハウ（連携先や活用できる制度等）をとりまとめた「活動の手引き」を作成することにより、支援の充実を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども支援オフィス運営事業 (生活に困窮する子育て世帯に対する 一時的住居の提供事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	2	貧困の状況にある子どもへの支援	施策	2	生活の支援

1 事業のねらい・目的

住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯に対し、一時的に住居を提供することにより、安定した生活を営めるよう支援する。

2 事業概要

生活に困窮する子育て世帯に対して相談支援を行う「子ども支援オフィス」が、住居のない又は失うおそれのある相談者に対し、賃貸住宅など新たな住居（転居先）を見つけるまでの間、県があらかじめ協定を締結した旅館・ホテル等を活用して一時的に住居を提供する。

<事業対象者の要件>
住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯であって、①及び②のいずれにも該当する者

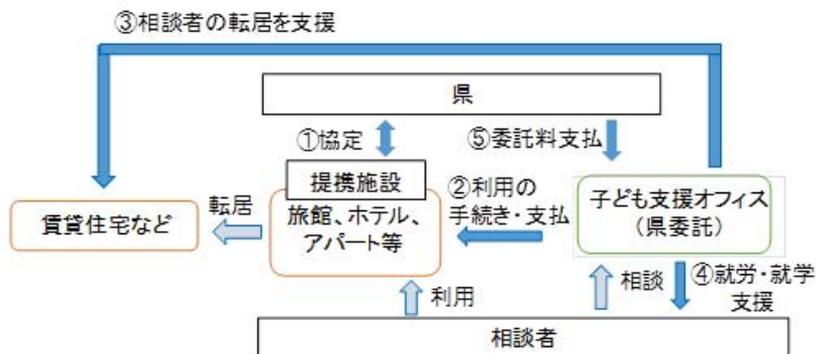
① 申請日の属する月における世帯全体の収入額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

② 申請日における世帯全体の金融資産の額が、上記基準額の6倍の額以下であること（ただし100万円を超えないこと）。

※事業対象者の要件（目安） (単位：万円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①月収上限額	16.8	20.5	24.2	28.3	32.3
②資産上限額	73.8	94.2	100.0	100.0	100.0

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
利用者数（人）	目標	—	—	—	—
	実績		5	4	
利用延べ人数（人・日）	目標	—	—	—	—
	実績		19	92	

※R1年度は12月末現在

【指標の考え方】

利用者数及び利用延べ人数を指標とするが、住居のない又は失うおそれのある者への支援という事業の性質上、目標の設定は困難。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標の設定は困難であるが、住居のない又は失うおそれのある者に一時的な生活の場を提供している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 子ども支援オフィスに相談があった住居のない又は失うおそれのある者に対して、新たな住まいを見つけるまでの期間、ホテル等を都度借り上げることで一時的な生活の場を提供し、安定した生活の維持に寄与している。</p> <p>※支援実施者数 平成30年度 5人（19泊を提供）</p>
	<p>【事業の効率性】 子ども支援オフィスの支援員が本事業の相談者の支援を併せて行うことにより、人件費を削減 シェルターを常設するのではなく、ホテル等と提携を結び必要時だけ利用することで、ランニングコストを削減</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	242	4,150	3,625	時間	240	240	240
（うち一般財源）	199	1,462	1,273	人件費（千円）	986	986	986

6 見直しの内容	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
【上記の理由】	<p>子ども支援オフィスでの相談においては、家庭での不和等により、住居のない又は失うおそれがあると考えられる相談が一定数あり、相談者の生活支援の取組みとして、本事業を活用する必要がある。</p>
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援オフィスでの相談から、住居のない又は失うおそれがある者を適切に把握することで、新たな住まいを見つけるまでの期間の一時的な生活の場を提供する。 相談者の生活環境に応じた一時的な生活の場を提供できるよう、県内のホテル等との提携を進める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用者等)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H11
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	4	高齢者の尊厳が尊重される社会づくりの推進	施策	1	高齢者の権利擁護

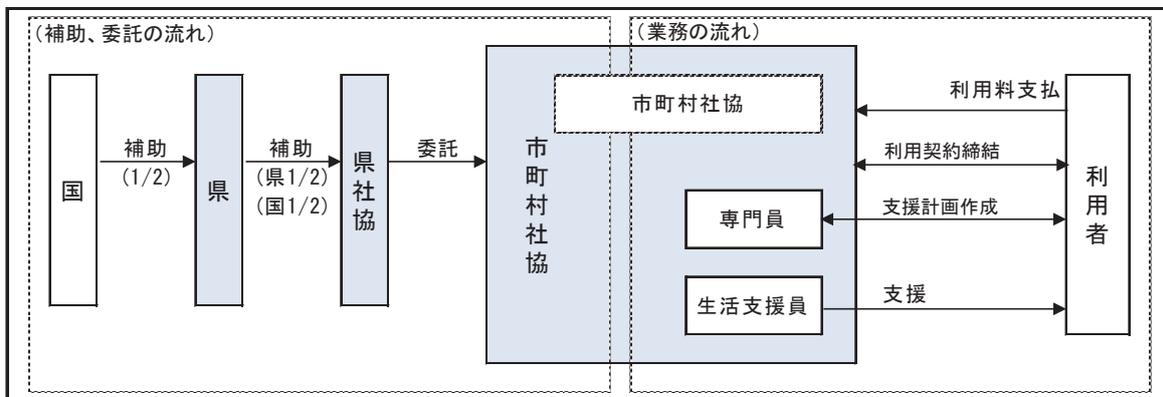
1 事業のねらい・目的

認知症高齢者や知的障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う日常生活自立センター(福岡県社会福祉協議会)に対し助成を行うことにより、高齢者等が自立した地域生活を送れるよう支援するもの。

2 事業概要

事業名	実施主体	事業概要
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援センター (福岡県社会福祉協議会(県社協))	福祉サービスの利用援助事業を、県社協が県内の市町村社会福祉協議会(市町村社協)に業務委託して実施する。 【福岡県社会福祉協議会】 ・契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営 ・広報啓発・調査研究 ・生活支援員等の研修等 【市町村社会福祉協議会】 ・相談業務 ・利用申請の受付と判断能力の確認 ・支援計画の策定・契約の締結 ・専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業利用者数	目標	510人	632人	781人	835人	960人	1,001人	1,081人
	実績	632人	710人	759人	846人	864人		

※R1は10月末現在

【指標の考え方】

- ・本事業の年度末時点の利用者数を指標とした。
- ・過年度の実績伸び率を参考に各年度の利用者数を見込み、目標を設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

高齢化の進展により利用者は年々増加しており、平成30年度は見込んだ目標以上の利用者数となった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 本事業は、社会福祉協議会と本人との契約により利用できるものであり、成年後見人制度を利用する場合に比べ、家庭裁判所への申し立てが不要である点や日常的な金銭管理等の支援を行う点（成年後見人制度は財産管理や身上監護に関する法律行為を行う）で利用しやすく、利用者数も増加している。
	【事業の効率性】 業務支援システムを導入し、業務情報の一元管理や、書類の自動作成など業務の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	66,492	91,559	114,242	時間	566	566	566
（うち一般財源）	33,246	45,780	57,121	人件費（千円）	2,326	2,326	2,326

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	

【上記の理由】

- ・本事業の利用者数は年々増加している。（下表参照）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	235人	310人	376人	441人	510人	490人	632人	710人	759人	846人	864人

※R1は10月末現在

- ・高齢化の進展等により、今後も本事業の利用者・相談件数の増加が見込まれる。
判断能力が不十分な者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。

【見直し内容】

（事業の実施体制の見直しによる事業費の増（+22,683千円））

- ・平成30年度まで県社協が市町村社協の中から実施区域ごとに「基幹的社協」を選定し、広域的な支援体制により事業を実施してきた。
- ・しかし、利用者数の増加に伴い、基幹的社協の業務負担が年々増大してきたため、令和元年10月から個々の市町村社協が実施する方式に見直し、体制の強化及びサービスの向上を図っている。
- ・令和2年度については、市町村社協実施方式での本事業の実施に伴う通年分の予算を措置する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (長期入院患者 (高齢者・精神障がい者等) 社会復帰促進事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	---	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	1	生活保護受給者の自立支援

1 事業のねらい・目的

長期入院患者の退院促進の取組みに加え、退院後の支援により再入院を防ぎ、医療扶助費の縮減を図るとともに、地域生活への移行を促進する。

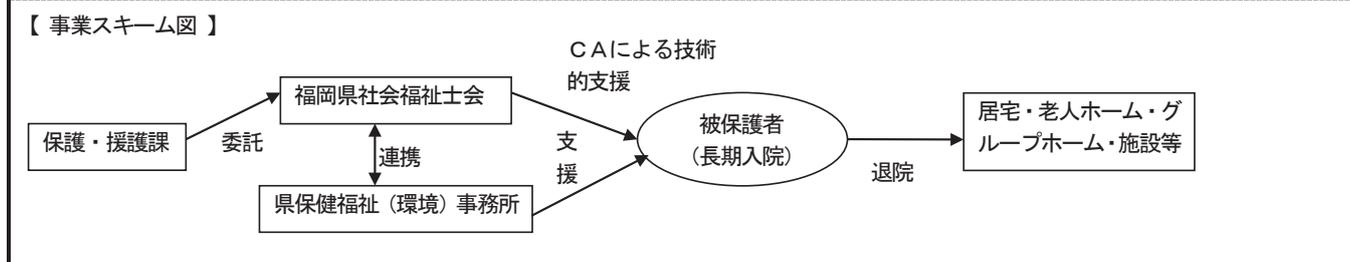
2 事業概要

〈退院支援〉
福岡県社会福祉士会に業務委託し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者をコーディネーター・アドバイザー（CA）として保健福祉（環境）事務所に派遣し、退院可能な長期入院患者に対し退院までの支援を行う。

〈退院後支援〉
・退院後できるだけ再入院しないように、退院後6か月間継続して生活相談等支援を行う。
・退院後、介護施設等へ入所した者で、さらに居宅生活への移行が可能な者に対し、引き続き本人・家族や地域との調整など地域移行のための生活準備支援を行う。

【参考】生活保護自立促進事業の概要

- 1 被保護者就労支援事業
- 2 長期入院患者（高齢者・精神障がい者等）社会復帰促進事業



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
長期入院患者退院者数	目標	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	62人	77人	86人	77人	45人	
再入院者数	目標	—	—	0人	0人	0人	0人
	実績	12人	8人	3人	0人	0人	0人

※R1実績 R1.9月末現在

【指標の考え方】

- ・長期入院患者の退院者数を指標とし、平成27年度以降の目標値を平成26年度の退院者数を参考に70人とする。
- ・再入院については、再入院を出さないことを目標としているため、0人とする。ただし、他疾患及び全身状況の悪化による再入院については、これに含めないこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・退院者数について、平成29年度は目標70人に対し86人、平成30年度についても77人であり目標を達成している。
- ・再入院者数について、平成29年度は目標0人に対し3人であり目標未達成であったが、平成30年度は0人であり目標を達成している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・保護費への影響効果推計額の総計（退院による医療費の減額）は、平成29年度は234,823千円、平成30年度は192,281千円であり有効である。

【事業の効率性】

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者が退院支援を行うことで、退院先の確保、社会資源の活用など効率的な運営が可能となる。
- ・入院者について入院期間が3ヶ月を超えた時点で適宜リストアップし退院可能な状況であればできるだけ早い段階から退院へ向けた検討を行うことにより、退院に結びつく可能性が高い、入院期間が比較的短い患者に対して重点的に支援を行う。
- ・支援により退院した者について、退院後のCAによるフォローアップ体制を充実させ、再入院を防ぐとともに、地域生活への移行を促進する。これにより、対象者が退院後の生活に安心感を持てるようになり、さらなる退院促進につながる。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	28,647	29,349	29,357	時間	4,816	4,816	4,816
(うち一般財源)	7,069	7,339	7,341	人件費(千円)	19,785	19,785	19,785

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	(拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了	(完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、特に、本来は入院、治療の必要がないにもかかわらず、退院後の受け入れ先がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院をしている被保護者については、ケースワーカーのみでは退院先の確保、被保護者の退院後の生活の確立等が非常に困難であり、専門家による積極的な働きかけ、支援が必要である。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会ではCAの定例会議を実施し、進捗管理や事例検討を行って好事例や懸案・課題について情報共有を図っている。特に、平成29年度から事業の拡充として実施している退院後のフォローアップについては、今後、目標のあり方や運用方法の見直し等を検討する。 ・社会福祉士会での定例会議に保護・援護課からも出席して情報を共有し、CAと保護・援護課、保健福祉(環境)事務所間の一層の連携を図る。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (被保護者就労支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	----------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	1	生活保護受給者の自立支援

1 事業のねらい・目的

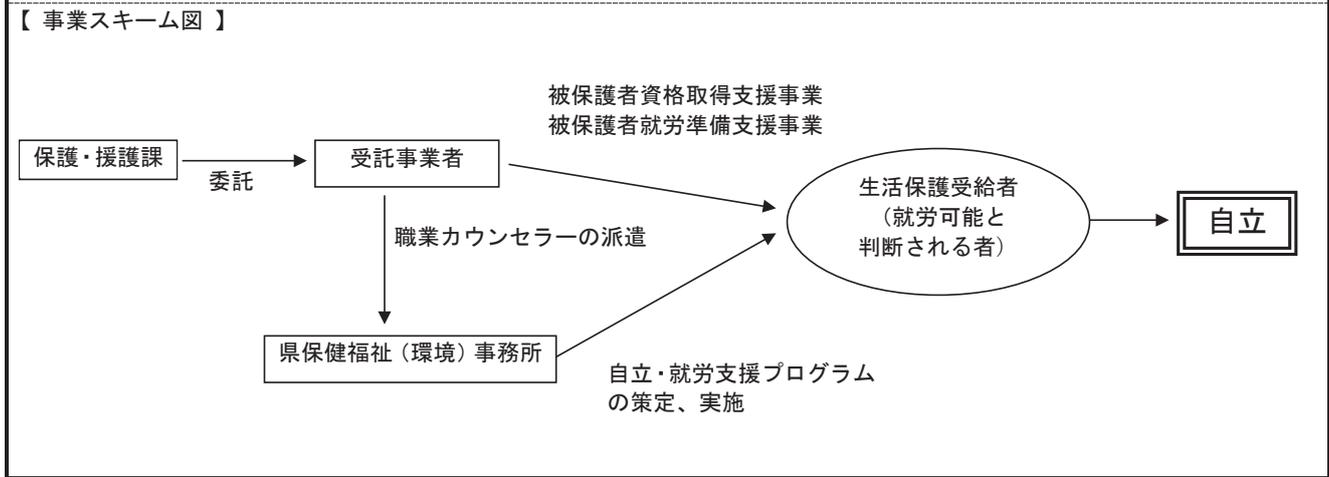
生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより、生活保護受給者の自立促進を図る。

2 事業概要

○職業カウンセラーの配置
民間キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを福祉事務所に配置し(15人(年150日)配置)、求人情報の収集、就職方法(履歴書作成、面接)についての助言、職業安定所への同行を通じて、生活保護受給者の自立、就労支援を行う。

○被保護者資格取得支援事業
対象者の状況に応じ、各地域の求人に応じた就職に有利となる資格取得を目的とした講座を実施する。

○被保護者就労準備支援事業
被保護者のうち、生活のリズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労の準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施する。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業参加率(※)	目標	59.8%	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%
	実績	62.1%	64.8%	63.5%	67.3%	64.3%		

※R1年度は9月末現在

【指標の考え方】

国が策定した「経済・財政再生計画改革工程表」において掲げられた本事業に係る指標に倣い、本県も同様の指標とした。国は平成30年度までに「60%」を達成することを目標としているが、本県では早期に達成する見込みがあったことから、R3年度までに70%を達成することを目標とし、H28年度以降、毎年2%増加するよう目標を設定した。

(※)事業参加率…保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断した生活保護受給者(現に就労している生活保護受給者も含む。)のうち、本事業に参加した者の割合

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標は達成

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 就労可能と判断される生活保護受給者の職業適性の把握・就労意欲の喚起・就職スキル（履歴書作成・採用面接）の指導などキャリアコンサルタント等の専門性を活かした就労支援を実施することにより、毎年支援実施者の約3割が就職に結びついている。</p> <p>※支援実施者数（カッコ内は新規就労者数） 平成28年度890人（263人）、平成29年度818人（283人）、平成30年度813人（323人）、</p>
	<p>【事業の効率性】 生活保護ケースワーカーによる就労支援に加え、キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを活用することにより、専門的・効果的な就労支援が可能。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	99,151	126,557	124,978	時間	297	297	297
（うち一般財源）	3,505	37,053	36,509	人件費（千円）	1,221	1,221	1,221

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 本県は、生活保護率が全国平均より高く、また世帯類型別に見ると、就労可能な世帯が多く含まれている「その他の世帯」の比率が高い状況にあるため、引き続き被保護者に対する就労支援を実施する必要がある。 一方で、就労可能と判断される生活保護受給者の中には、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者も存在しており、就労の前段階の支援を実施して、就労につなげる取組みが必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健福祉（環境）事務所のうち、就労支援事業参加率が他に比べ低い事務所については事業の活用を促し、当該参加率の引き上げを図る。 ・ 就労支援事業の実施にあたっては、対象者の状況を踏まえ、就労準備支援事業や資格取得支援事業を促し、事業参加率の向上に取り組む。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (適正受診指導事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	6 誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3 社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える		
	小項目	1 生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	2 医療扶助の適正化		

1 事業のねらい・目的

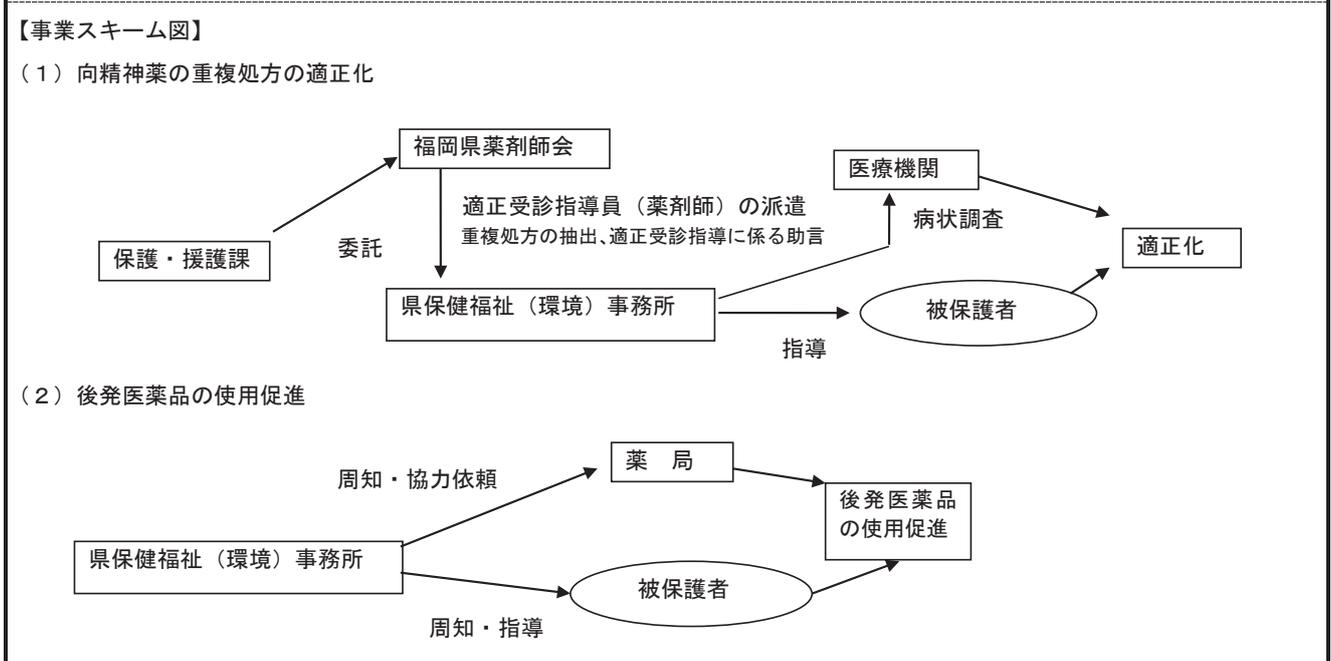
- ・全国的に向精神薬の重複処方問題が発覚したことから、向精神薬の適正受診指導を行うことで医療扶助の適正化を図る。
- ・生活保護法の改正に伴い、後発医薬品の使用が原則化されたため周知・指導を実施する。

2 事業概要

(1) 向精神薬の重複処方の適正化
平成24年度から、向精神薬の重複処方の適正化を図る目的で、適正受診指導員(薬剤師)を保健福祉(環境)事務所に派遣し、専門的知見による向精神薬の重複処方の抽出とケースワーカーが適正受診指導する上での助言を実施する。

(2) 後発医薬品の使用促進
保護・援護課及び保健福祉(環境)事務所において、生活保護受給者の後発医薬品使用原則化に伴う周知・協力依頼を下記により実施する。

- ・生活保護受給者に対して後発医薬品の使用原則化の周知・指導
- ・薬局に対して後発医薬品の使用原則化にかかる周知・協力依頼



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
(1) 向精神薬適正受診指導 【旧指標】指導実施者数	目標	80	70	70	70	-	-
	実績	77	116	92	72	-	-
(1) 向精神薬適正受診指導 【新指標】指導による改善割合	目標	-	-	-	-	50%	50%
	実績	-	30.2%	34.8%	37.5%	40.3%	-
(2) 薬局訪問件数	目標	50	160	160	160	-	-
	実績	161	194	212	173	-	-

※R1は9月末時点

【指標の考え方】

- ・ 向精神薬の重複処方については、重複処方されている生活保護受給者に対し指導を行った人数としていたが、R1年度以降は事業効果を把握するため指導による改善割合を成果指標とする。改善割合の目標については、H28年度およびH29年度の事業実績をもとに設定した。
- ・ 後発医薬品の使用促進については、薬局の協力が最も重要であるため、薬局訪問件数とする。
- ・ なお、生活保護法の改正に伴う後発医薬品使用原則化によりH30年度下半期における使用割合が向上したため、R1年度は未執行としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 向精神薬の重複処方については平成30年度において目標を上回っている。
- ・ 後発医薬品の使用促進については毎年度目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	【事業の効率性】

- ・ 向精神薬の重複処方については、適正受診指導員（薬剤師）の専門的な知見により、適正かどうかの見極めや医療機関との調整、ケースワーカーに対する助言により事業の円滑な運用に寄与した。
- ・ 後発医薬品の使用促進については、直接薬局を訪問しての制度説明、協力依頼を行うことにより薬局への周知、協力を深めることに寄与した。

- ・ 向精神薬の適正受診指導では、適正受診指導員（薬剤師）という専門職の派遣により効率化が図られた。後発医薬品の使用促進については、同業者として薬局に対する協力依頼を行うことにより円滑に実施できた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,911	9,446	6,431	時間	744	876	828
（うち一般財源）	1,955	2,362	1,608	人件費（千円）	3,057	3,599	3,402

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向精神薬の重複処方については、全体としては一定の是正がみられるが、長期間改善されない者や一定期間改善がみられても、再度重複を繰り返す者など指導が困難な場合が多く、また、新たに重複になる者も懸念されるため、引き続き適正受診指導が必要であるため。 ・ これまでは事業による改善効果が見えにくい目標設定となっていたため、R1年度より事業効果等を検証できるよう、改善割合を成果指標とするよう見直している。 ・ 生活保護法の改正に伴い生活保護受給者の後発医薬品の使用が原則化された。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重複処方の改善を更に図っていくため、指導後、一定期間が経過しても改善が図られていない場合は病状調査等により、治療の必要性の有無を確認していく等指導を強化。 ・ 重複処方の適正化については、重複している旨を医療機関や薬局と情報共有を行うことが重要であるため、お薬手帳に特定のステッカーを貼ることで、お薬手帳の一冊化を図る。また、ケースワーカーがステッカー付のお薬手帳を必ず持参するよう指導し、医療機関や薬局において処方に留意いただくことで重複処方の適正化が期待できる。 ・ 後発医薬品使用原則化により、適正受診指導員の薬局への訪問を終了するが、今後もリーフレット等の活用により薬局や生活保護受給者に対して周知・協力依頼を実施する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (頻回受診適正指導強化事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
-----	---------------------------------	-------	-----------------	------------	-----

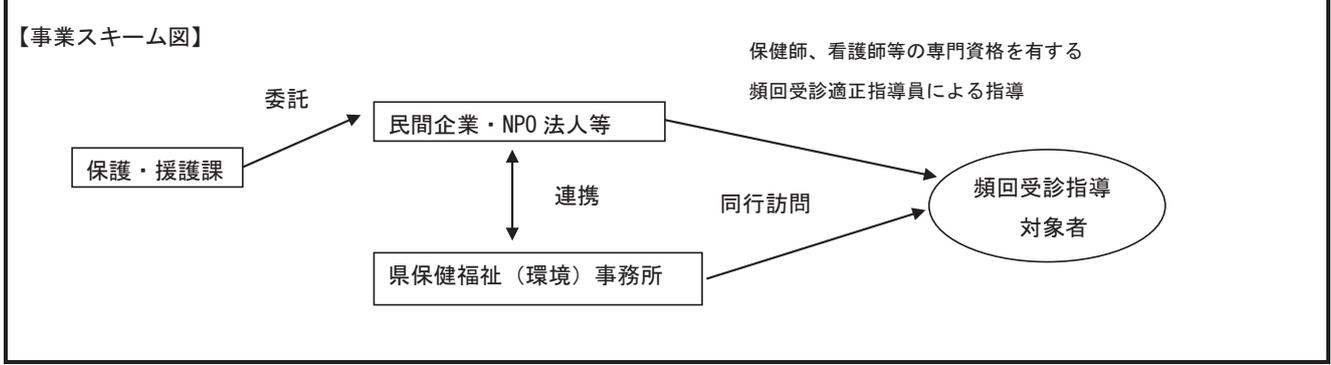
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	2	医療扶助の適正化

1 事業のねらい・目的

頻回受診者に対し適正受診の指導を行うことにより医療扶助費の適正化を図る。

2 事業概要

- 保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を頻回受診適正指導員として派遣し、医療レセプトデータを分析の上、頻回受診指導対象者を抽出し適正受診指導を行う。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
頻回受診指導対象者の改善割合(%) (総合計画)	目標	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績	59.9	81.5	50.0		

※9月末現在

【指標の考え方】

- 頻回受診指導対象者の改善割合を指標とし、毎年度の改善割合を80%とすることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- H30年度における改善割合は81.5%で、目標達成した。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 頻回受診者に対する適正受診指導については、頻回受診適正受診指導員(保健師、看護師等)の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な指導ができた。

【事業の効率性】

- 頻回受診者に対する適正受診指導は、H29年度以前までケースワーカーが行っていたが、頻回受診適正受診指導員(保健師、看護師等)という専門職の派遣により効率的な指導が図られた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,615	4,794	-	時間	396	240	-
（うち一般財源）	1,340	1,199	-	人件費（千円）	1,627	986	-

6 見直しの内容	<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 終了（ 完了 <input checked="" type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設されたことに伴い、頻回受診の適正指導が生活保護受給者健康管理支援事業のメニューに位置付けられ、令和3年1月より実施されることから、県事業においても再構築を図る。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理支援事業の一環として頻回受診の適正指導を行うことで、従前の通院指導にとどまらず疾病に罹患する前段階である生活習慣の改善指導もあわせて実施する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (生活保護受給者健康管理支援事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
-----	------------------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	2	医療扶助の適正化

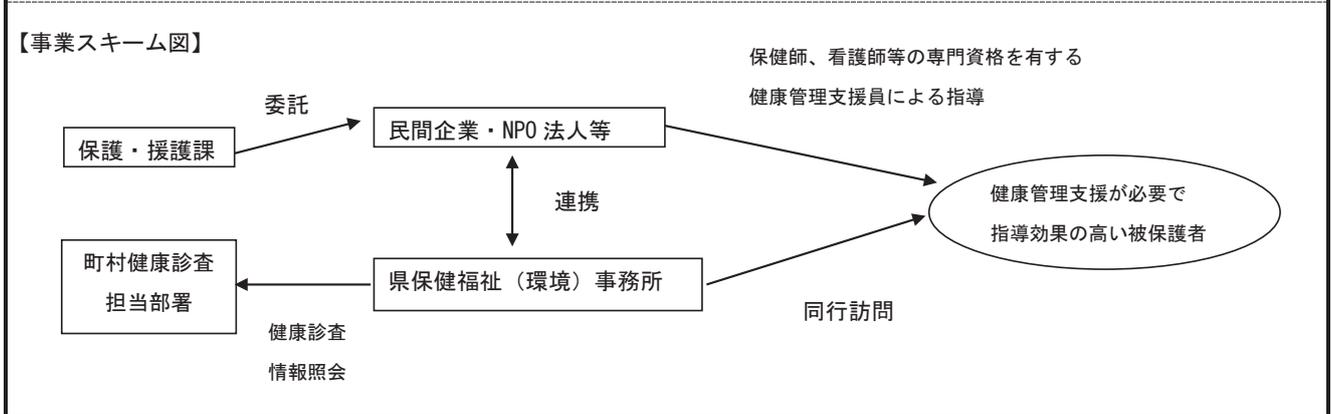
1 事業のねらい・目的

生活保護受給者に対する健康管理支援により生活習慣病の重症化を予防し、生活保護受給者の自立を促進させる。

2 事業概要

保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を健康管理支援員として派遣し、以下の支援・指導を行う。

- 生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析
- 健診未受診者に対する受診指導
- 生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧など)を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や、疾病に応じた日常生活(食事、栄養、運動予防など)の健康管理支援を行う。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
健康管理支援者数(人)	目標	300	300	300	300	300
	実績	257	144	227		

※9月末現在

【指標の考え方】

- レセプトや健診データ等により生活習慣病の改善が必要とされる者を中心に、年300人に対して支援を行う。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 生活習慣病の罹患者に対する保健指導を重点的に実施したため、多数の関係疾患レセプトから対象者を選定する過程に時間を要したこと、支援員とケースワーカーによる訪問日程等の調整が難航したことにより目標未達となった。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・生活保護受給者の健康管理支援については、健康管理支援員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な支援ができた。
	【事業の効率性】 ・生活保護受給者に対して健康管理支援にかかる助言を行うにあたり、健康管理支援員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的な支援が図られた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,025	15,505	25,036	時間	1,157	1,157	1,157
（うち一般財源）	3,644	3,878	6,261	人件費（千円）	4,753	4,753	4,753

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・平成30年法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月から法に基づく事業として、すべての福祉事務所で実施することとされた。 ・また、事業の実施にあたってはデータに基づき生活習慣病の予防等を推進することとされ、県事業においても新たに被保護者の医療・健康情報のデータ分析を行う必要がある。 ・あわせて、被保護者健康管理支援事業のメニュー構成に合わせて事業内容を見直す必要がある。
【見直し内容】 ・事業実施にあたり、データに基づいた生活習慣病の予防等を推進することとされたため、県事業においても被保護者の医療・健康情報のデータ分析を新たに実施する。（+4,653千円） ・被保護者健康管理支援事業のメニュー構成にあわせ、頻回受診適正指導強化事業を生活保護受給者健康管理支援事業に統合する。（+4,878千円）

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	---------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	3	生活困窮者等の自立支援

1 事業のねらい・目的

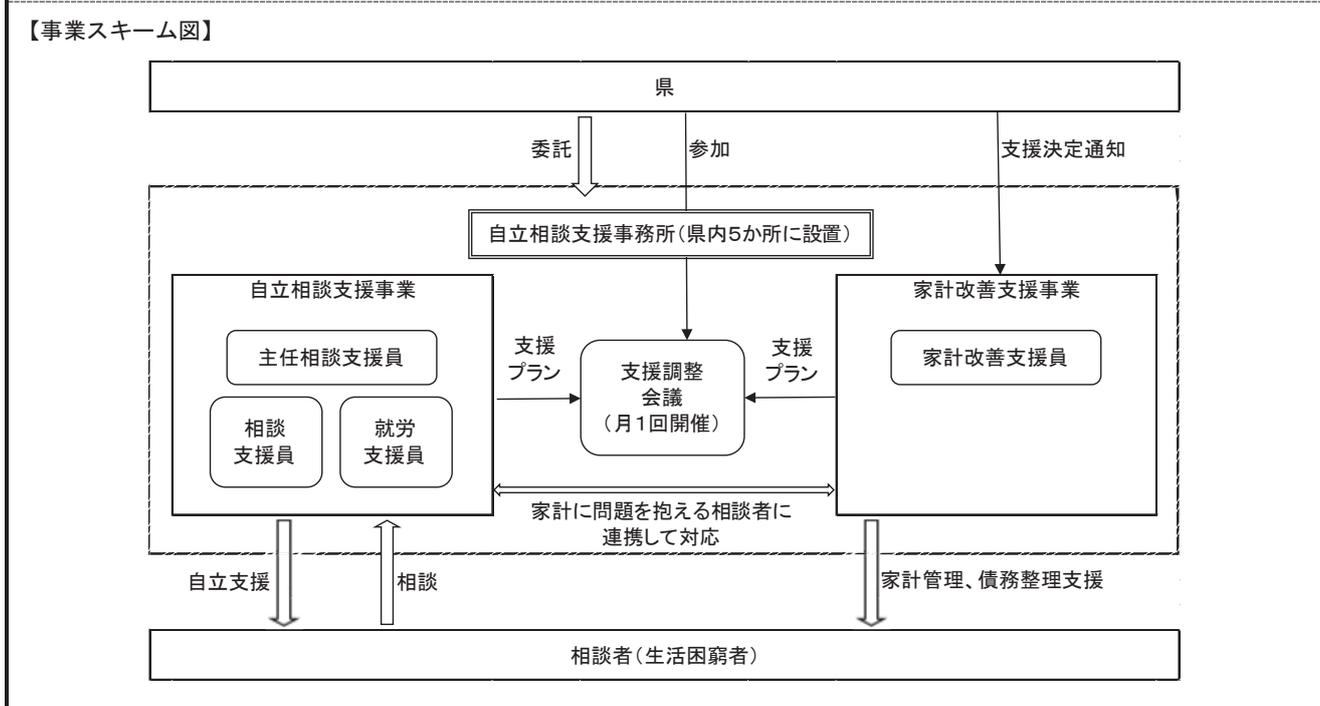
家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の視点から必要な情報の提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき県内5か所に設置した福岡県自立相談支援事務所(郡部を所管)に家計改善支援員を配置し、相談者(生活困窮者)のうち家計に課題を抱えているものに対し、自立相談支援事業の相談支援員等と連携して、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

【主な支援内容】

- ・家計管理に関する支援(家計表の作成支援、出納管理の支援等)
- ・滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ・貸付のあっせん



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
新規相談件数	目標		270	550	554	554	554
	実績	243	450	539	578	357	

※R1は11月末現在

【指標の考え方】

- ・新規相談件数を指標とした。
- ・平成28年度の実績が目標値を大幅に上回ったことから、平成29年度以降の目標値を上方修正した。
- ・平成28年度の自立相談支援事業の新規相談件数のうち32.6%が家計相談支援事業を利用していることから、自立相談支援事業の目標値に32.6%を乗じたものを目標値とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度は目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ファイナンシャルプランナーなど専門的な知識を有した家計改善支援員が、家計に課題を抱える相談者に応じた個別の支援プランを作成し、家計管理に関する支援や税・公共料金などの滞納の解消に向けた支援、債務整理に関する支援をきめ細かく行うことにより、相談者の家計再生に寄与している。
	【事業の効率性】 ・家計改善支援事業と関連性の高い自立相談支援事業を同一の事業者へ委託し、両事業を一体的に実施することで、早期に税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化を図った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	21,248	21,720	21,800	時間	390	390	390
（うち一般財源）	8,828	7,240	7,267	人件費（千円）	1,603	1,603	1,603

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	・生活に困窮している相談者は、自らの家計の収支バランスを把握していない場合が多いが、家計改善支援事業によって家計が見える化し、課題に応じたきめ細かい支援を行うことで、早期自立につながっている為、事業の継続は必要である。		
【見直し内容】	・町村役場関係部局との連携を図り、家計に問題を抱え、町村民税や国保保険料、公営住宅家賃等を滞納している者等、支援を必要とする者に対して十分な支援を実施するための体制を構築する。		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	---------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	3	生活困窮者等の自立支援

1 事業のねらい・目的

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対する就労に向けた準備として、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。

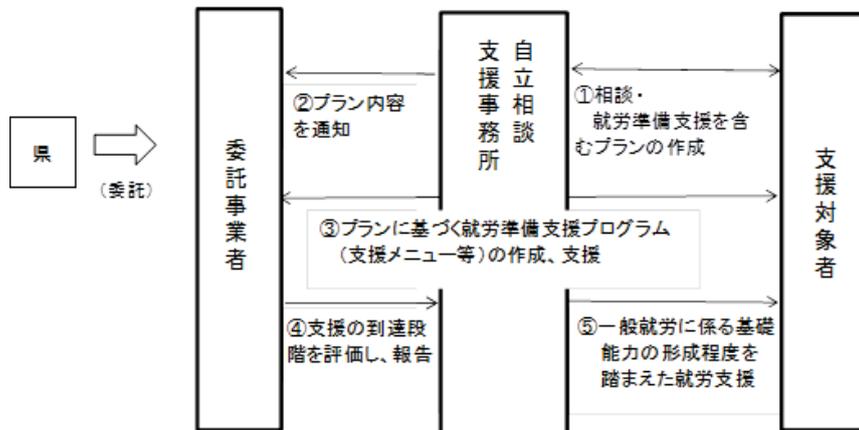
2 事業概要

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に応じた支援を実施する。

支援対象者及び支援内容

区分	対象者	支援内容
日常生活自立	生活習慣が身につけていない者 ・生活のリズムが崩れている。	適正な生活習慣形成のための指導・訓練といった支援 ・起床・就寝、適正な身だしなみに関する支援員の助言や指導 ・適正な運動やバランスのとれた食事の摂取などに関する訓練(ウォーキングや調理実習) ・対象者が不安やストレスを感じる場面の状況把握や対処法への指導(個別診断、自己分析)
社会生活自立	社会的能力が欠けた者 ・コミュニケーション能力不足 ・社会生活に慣れていない	人や社会との接点を作るとともに、社会的能力(コミュニケーション能力等)の習得への支援 ・挨拶の励行等、座談会(人と話す場)やコミュニケーション講座への参加 ・地域の事業所での職場見学 ・清掃、イベントの手伝い(受付、会場設営)といった地域ボランティア活動への参加
就労自立	一般就労に向けた実践的支援が必要な者 ・面接やビジネスマナーの知識不足 ・仕事の経験が乏しい	事業所等での就労体験の実施、一般雇用への就職活動に向けた技法等取得の支援 ・模擬面接の実施や履歴書等の作成訓練、求人票の見方やストレス解消法などの講座 ・事業所、店舗等における就労体験(清掃、配達、農作業、資料作成事務等の補助) ・知識や技法の取得(ビジネスマナーやパソコン講座等)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
就労支援・就労に結びついた割合	目標	—	100%	100%	100%	100%
	実績		88.6%	75.0%		

※R1年度は12月末現在

【指標の考え方】

事業利用者の全てが事業利用終了後、就労支援又は就労に結びつくことを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

事業利用者のうち、支援開始後に支援継続を辞退した者が生じたが、支援終了した者の多くは、ハローワークでの就労支援や、就労に結びついている。

(1) 平成30年度

H30年度事業利用者51名 (H30年度支援35名…①(支援終了: 31名…②、支援途中で辞退: 4名)、翌年度まで支援継続16名) 実績 (②/①): 31人/35人=88.6%

(2) 令和元年度

・前年度からの支援継続16名 (R1年度支援13名…①(支援終了: 7名…②、支援途中で辞退: 6名)、支援継続中3名)
・R1年度事業利用者36名 (R1年度支援15名…③(支援終了: 14名…④、支援途中で辞退: 1名)、支援継続中21名) 実績 ((②+④) / (①+③)): 21人/28人=75.0% (R1年度は12月末現在)

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 直ちに就労に結びつくことが困難な者に対して、適正な生活習慣の形成をはじめとする支援プログラムを実施し、求職活動ができる状態になるよう支援することで、求職活動に入る者に加えて、就職に結びつく者も出ており、生活困窮者の自立支援に寄与している。</p> <p>※事業利用者 平成30年度利用者 51名、うち支援終了者 31名 (うち生活保護受給者等就労自立促進事業(HW事業):9名、就職:12名、就労支援(自立相談支援事務所)、職業訓練(国)、自ら求職活動等:10名)</p> <p>令和元年度 ・前年度からの継続利用者 16名 うち支援終了者 7名 (うち生活保護受給者等就労自立促進事業(HW事業):4名、就職:2名、就労支援(自立相談支援事務所):1名) ・今年度利用者 36名 うち支援終了者 14名 (うち生活保護受給者等就労自立促進事業(HW事業):2名、就職:5名、就労支援(自立相談支援事務所)、認定就労訓練等:7名)</p>
	<p>【事業の効率性】 本事業を実施している他県において、事業終了後に就労支援や就職支援(求職活動等)といった次のステップに進んでいる者は約5割という状況である。本県では、委託事業者の主体的な努力の促しや事業の実効性の向上を図るため、委託料のうち、基礎経費分では成功報酬型として取り入れている。</p>

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	20,321	20,174	30,135	時間	377	377	377
(うち一般財源)	6,602	6,745	10,063	人件費(千円)	1,549	1,549	1,549

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/>継続 (<input checked="" type="checkbox"/>拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/>終了 (<input type="checkbox"/>完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>直ちに就労に結びつくことが困難な者に対して支援プログラムを実施することで、求職活動ができる状態になり、求職活動や就職に結びついている。 自立相談支援においては、ひきこもりや長期無業者に関する相談があり、就労を通じた支援を進める必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・県の自立相談支援事務所に訪問支援(アウトリーチ)を行う支援員を設置、ひきこもり状態にある者や長期無業者への訪問支援を実施(+9,993千円)</p>

R1年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者しごとサポートセンター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H16
-----	-----------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	1 2	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 安心して子育てができること	中項目	5 1	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	1 1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 1	若者の就職支援 若者の就職支援（再掲）

1 事業のねらい・目的

- フリーター等不安定な雇用状態にある若者の能力を効果的に向上させ、新たな分野への興味を喚起させる。
- 企業との接点を設定し求人数を拡大することにより、出会いの場を多く設け、就職の促進を図る。

2 事業概要

適性の見極め

- 求職者の個別就職相談
 - ・相談窓口を県内4か所に設置（福岡、北九州、筑後、筑豊）
 - ・専門の就職相談員による個別就職相談で職業意識や就職スキルの向上、進路決定の支援を行う

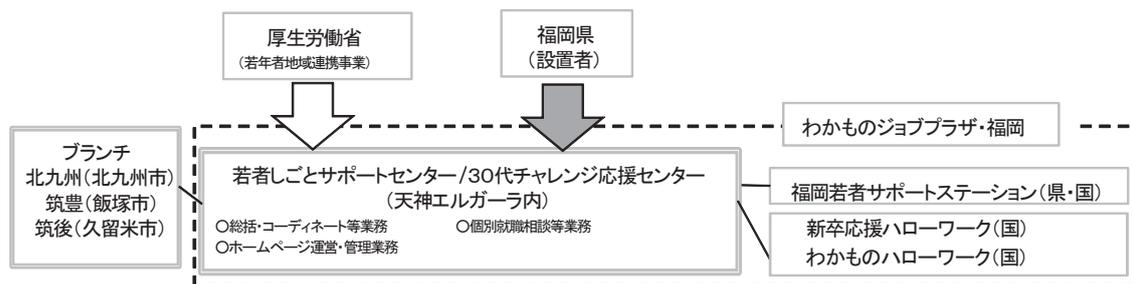
就職活動への支援

- 就職支援セミナー
 - ・社会人スキルを習得させるため、自己分析、グループワーク、業界研究セミナー等を実施
- 就職ガイダンス
 - ・大学3年生等向けに、就職活動の基礎知識を習得し、また地元企業の採用担当者から就職活動の現状を知る機会を提供
- 訪問型大学生等就活支援事業
 - ・大学生等を対象に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施
- U I J ターン就職支援
 - ・東京圏等のU I J ターン就職支援協定締結大学等と連携し、大学等が主催するU I J ターン相談会へのアドバイザー派遣、業界研究会及び座談会を実施

マッチングの促進

- 合同会社説明会
 - ・大学生等の求職者に対し、企業の採用担当者が企業情報・求人情報を直接説明する場を提供
- 地元企業紹介事業
 - ・学生の段階からの職業観形成のため、地元企業の経営者による授業や企業見学会・座談会を実施
- 学校と地元企業の交流会
 - ・学校と企業の出会いの場として、高校教員と地元企業の交流会及び大学等と地元企業の就職情報交換会を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等		単位：人						
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1 (12月末時点)	R2	総合計画 最終目標値
新規登録者数	目標	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	H29～R3 就職者数計
	実績	8,747	9,845	9,203	6,720	4,914		
就職者数 (総合計画)	目標	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	32,000
	実績	6,015	6,293	7,390	5,471	2,540		14,343

【指標の考え方】

- ・事業目的は、各種支援による若者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、センターの「新規登録者数」とセンターの登録者のうち「就職した者の数」を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・本県の雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。
- ・R1年度の新規登録者数は前年度同期比100.8%、就職者数は前年同期比98.2%であり、総合計画の目標達成に向けた進捗状況はおおむね順調である。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	・個別就職相談、就職支援セミナー、合同会社説明会等の様々な取組みを実施することで、この2年間（総合計画の事業期間（H29、H30））で就職者数12,861人という実績を上げており、目標達成に向けた進捗はおおむね順調である。
	【事業の効率性】	・県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費 時間	H30	R1	R2
歳出	138,397	156,702	166,798		3,921	3,921	3,921
（うち一般財源）	96,265	113,541	118,714	人件費（千円）	16,108	16,108	16,108

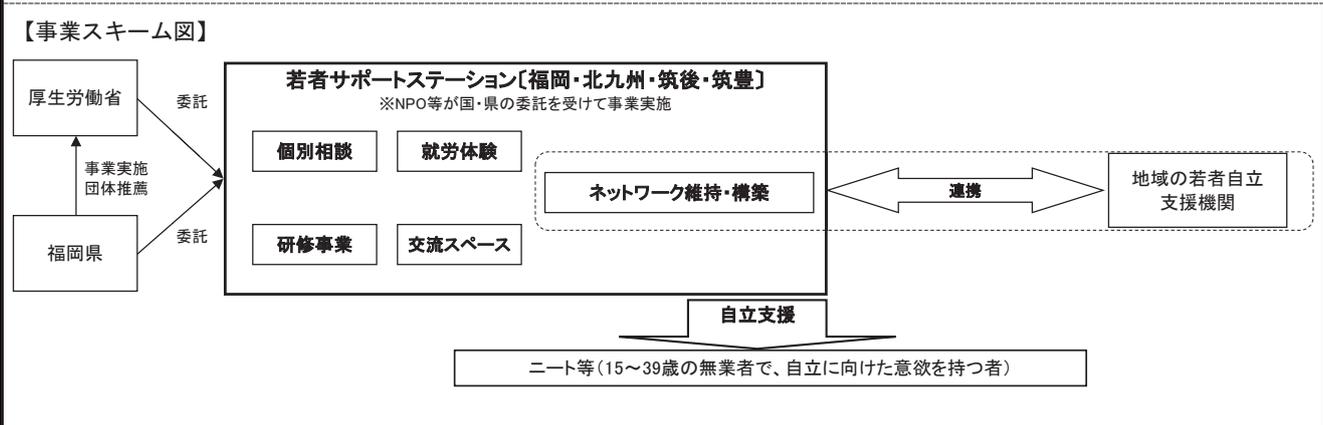
6 見直しの内容			
<input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 終了	<input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え）	<input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 縮小
【上記の理由】			
<ul style="list-style-type: none"> ・本県の雇用情勢は改善し、就職者の数も増加しているが、全国と比較して、非正規雇用労働者のうち不本意非正規雇用労働者の割合が高い、若者の離職率が高いといった構造的な課題があり、雇用の安定、早期離職防止の観点から事業を継続（拡充）する必要がある。 			
【見直し内容】			
<p>○学生から社会人まで、おおむね39歳までの若者の就職やキャリアアップ等をサポートするための機関として、30代チャレンジ応援センター事業と統合し、機能強化を図る。令和2年度は、以下の新たな取組みを実施する。</p> <p>(1) 不本意非正規雇用労働者等の正社員就職実現に向けた支援強化（職場実習（社会人インターンシップ））</p> <p>(2) 就職後の若者のフォローアップ（就職後における仕事やキャリア形成などの個別相談、中小企業の若手社員やその上司等を対象とする研修）</p>			

事業名	若者自立支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H18
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援 (再掲)		

1 事業のねらい・目的
 若者雇用促進法に基づき、15～39歳の学校を卒業・中退後あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若年無業者等の若者の職業的自立を支援する施設である「若者サポートステーション」において、利用者の状態に応じた支援プログラムを実施し、就職や進学等、早期の進路決定を図る。

2 事業概要

- 1 個別相談**
- ① **キャリア相談(国事業)**
 キャリアコンサルタント等による個別相談
 【内容】
 ・ 個人の状況の把握(現状、職歴の把握)
 ・ 自立できない要因の整理
 ・ 目標の設定と課題の克服
- ② **心理相談**
 臨床心理士等の心理専門職による個別相談、グループカウンセリング
 【内容】
 ・ 知的障がい・発達障がいなどの疑いがある人等を対象に障がい特性の見立て
 ・ 心の問題を抱えた利用者の問題改善に向けた継続的支援
- ③ **ボランティア体験**
 企業での就労体験に自信を持ってない利用者について、ボランティアへの参加を促し、自信を付与
- 4 交流スペースでの支援 ※福岡、北九州のみ**
 定期的(週3日程度)に交流スペースでの支援を実施し、各支援事業の補完的機能を持たせ、利用者の活動停滞を防止
 ≪交流スペースでの支援メニュー≫
 ○予約不要の簡単な個別相談
 急いで相談したいが予約がとれない場合に短時間の相談対応を実施
 ○利用者同士の「雑談」練習
 同じ悩みを持つ人と率直に話すことで、前向きな活動に繋げる
 ○個別就職活動支援
 パソコンを使って会社情報の収集、履歴書、自己PR書作成を行う場を提供し、個別指導を行う。
 ○軽作業
 サポステ事務局や受託団体全体の広報物発送業務や、サポステ広報資料作成業務等をグループで行い、集団での作業を学ぶ。
- 5 定着・ステップアップ事業(国事業)**
 支援により就職した利用者に対し、職場定着のためのフォローや、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援
 【内容】
 ・定着・ステップアップ相談、セミナー
- 6 地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築**
 県内4サポステ体制が整ったことを踏まえ、地域の関係機関(ひきこもり支援機関、発達障がい支援機関、ハローワーク等)との連携強化、ノウハウ共有のため、情報交換会等を実施
 【内容】
 ・ 地域の関係機関との情報交換会の開催(県内4地域×年2回)
 ・ 県内関係機関連携会議、県内サポステ合同会議の開催(年各1回)
- 2 研修事業**
- ① **グループワーク**
 対人関係の不安解消、生活習慣の改善等を目的とした訓練
 【内容】
 ・ ゲーム、レクリエーション等を通じたコミュニケーション訓練 等
- ② **基礎能力習得講座**
 就労に向けたより具体的な訓練
 【内容】
 ・ 発声練習、グループディスカッション
 ・ ビジネスマナー
 ・ 履歴書の書き方、面接訓練 等
- ③ **家族セミナー(サポステPR+講演+保護者交流会)**
 若年無業者等の問題で悩みを抱える保護者等に対する支援
 【内容】
 ・ 若年無業者・ひきこもり等に関する専門家による講演
 ・ サポステ事業のPR
 ・ 家族同士の交流会
- 3 就労体験**
- ① **職場体験・就労支援事業(国事業)**
 働く自信を付与するため、企業等において長期の就労体験を実施
- ② **就労体験(県事業)**
 働く自信を付与するため、企業等において短期の就労体験を実施
 【内容】
 ・ 利用者に合わせた就労体験受入企業の開拓
 ・ 体験先企業と利用者間のコーディネート、事前、事後の研修



成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
就職者数 (進路決定者数含む)	目標	150	200	450	450	450	450	450	450	450
	実績	195	432	563	569	566	300	300	262	

※R1は12月時点

【指標の考え方】

- ・本事業は、若年無業者等の若者の職業的自立を目的としているため、本事業の支援を受けた結果、就職、職業訓練、進学等、若年無業者状態から脱した実人数である進路決定者数を成果目標とする。
- ・県内4か所にサポステを設置した平成25年度の実績を踏まえて目標値を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度の進路決定者数の目標達成率は66.7%となった。県全体の雇用状況が改善している中で利用者数が前年度より25%減少し、最終的な進路決定者数が減少した。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路決定者数は、平成18年8月以降累計で3,769名、新規登録者数は6,425名にのぼる。(R1.12末現在) ・県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に設置したサポステにおいて地域に密着した支援を行った結果、平成30年度の進路決定者数は300名となっており、若者の職業的自立の支援の一助となっている。 <p>〈事業のコスト面での有効性〉</p> <p>若年無業者等の若者1人を進路決定に結びつけるコスト 32,515千円(H30決算額)÷300人(H30進路決定者数)＝約10.8千円 本事業の支援対象者は若年無業者であり、生活保護費削減の観点からも妥当である。</p>
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当者、各サポステスタッフ、委託事業者が出席する会議を月1回開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について協議し、事業効率化を図っている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	32,515	38,087	38,665	時間	5,281	5,281	5,281
(うち一般財源)	32,515	38,087	34,690	人件費(千円)	21,695	21,695	21,695

6 見直しの内容
<p><u>継続</u> (<u>拡充</u> 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・若年者を取り巻く就職環境は、改善の動きが見られるものの、本県の若年無業者が15～34歳人口に占める割合は3.2% (33,400人)と、全国平均2.3%に比べて0.9ポイント高く、依然として厳しい状況にある(平成29年総務省統計局「就業構造基本調査」より ※調査頻度:5年に一度)。 ・一般的に、若年無業者期間が長期化し年齢が高くなるほど就職に不利となるため、将来的に生活保護受給者となる可能性が高まる。若年無業者等の若者の早期自立を後押しするため、国が措置する基盤的な事業と一体的に、地域の実情に合わせて県事業を実施し、効果的な支援を行う必要がある。 ・就職氷河期世代の支援のため、国が対象年齢を40歳代まで引き上げることに伴い、県事業の支援メニューも対象年齢を引き上げて実施する。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・心理相談、研修事業、就労体験、交流スペースでの支援について、対象年齢を引き上げて実施する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	30代チャレンジ応援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
-----	------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1 活にふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

学校卒業時が就職氷河期であったことなどを背景に、パート・アルバイトでの就業期間が長期化した30代求職者に対して、正社員としての就職を支援

2 事業概要

1 個別相談

求職者の経歴や経験、個性を踏まえたアドバイザーによる就職相談等を実施

2 研修

自己分析、面接対策、業界・職種研究セミナー、企業人講話、企業交流会を就職活動の流れに沿って実施。

3 合同会社説明会・面談会

・30代求職者と企業のマッチングを促進するために合同会社説明会・面談会を実施

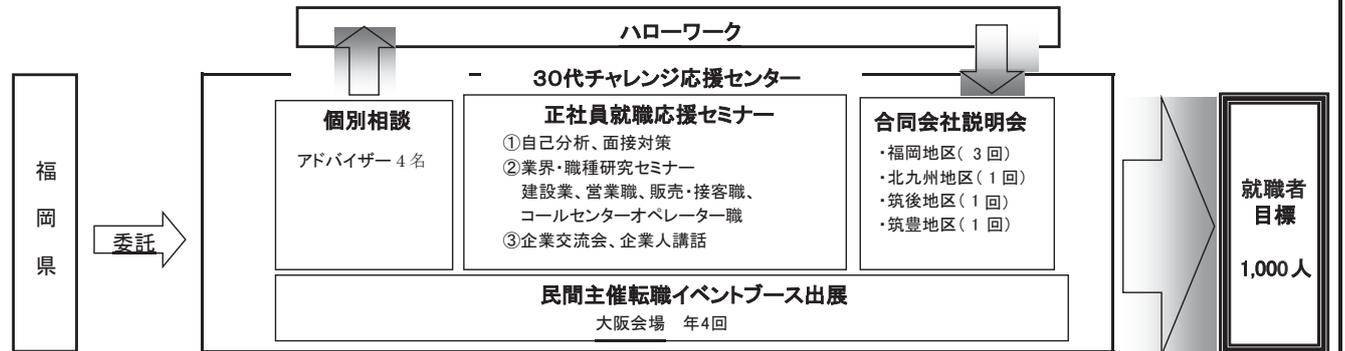
参加企業 約100社(予定)

開催地等 福岡地区3回、北九州地区1回、筑後地区1回、筑豊地区1回

4 民間主催転職イベントへブース出展

・転職専門の民間事業者が実施するイベント(大阪会場)に福岡県ブースを出展し、UIJターン就職を促進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

R1は12月末時点

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
30代チャレンジ応援センター 新規登録者数	目標	2,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	1,548	1,126	921	853	1,000	652	
30代チャレンジ応援センター 就職者数(総合計画)	目標	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	1,340	913	780	620	560	388	

【指標の考え方】

- ・事業目標は、各種支援による30代求職者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、事業の成果指標はセンターの「新規登録者数」とセンターの登録者のうち「就職した者の数」とする。
- ・指標修正理由：従来「利用者数(延べ)」を指標としていたが、これにはセンター事業に参加した企業数やセンターを複数回利用した求職者の利用回数も含まれており、センターを利用した実人数となっていない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H30年度の新規登録者数及び就職者数は目標未達成。
- ・R1年度12月末現在の新規登録者数は前年同月比86.8%、一方就職者数は113.5%となっている。
- ・有効求人倍率が1.00倍(平成26年度)から1.59倍(平成30年度)へと大きく上昇するなど、本県の雇用情勢が着実に改善する中で、目標設定時に比して登録者数が減少しており、就職者数が減少しているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職が困難な方1人ひとりに寄り添ったきめ細やかな就職支援を行えるようになった。 ・土日祝日にも開館することで、平日は仕事をしている求職者に対しても支援を行えるようになるなど、求職者の利便性が向上した。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者の職歴等を踏まえた個別相談に加え、研修及び合同会社説明会・面談会を実施することにより、早期の正社員就職を支援。 ・県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	43,760	35,363	29,629	時間	2,906	2,906	2,906
（うち一般財源）	41,380	32,776	27,039	人件費（千円）	11,938	11,938	11,938

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境は着実に改善しているものの、職務経験に乏しい30代求職者の正社員就職は依然厳しい状況にあることから、引き続き支援が必要。
<p>【見直し内容】</p> <p>○学生から社会人まで、おおむね39歳までの若者の就職やキャリアアップ等をサポートするための機関として、若者ごとサポートセンター事業と統合し、機能強化を図る。令和2年度は、以下の新たな取組みを実施する。</p> <p>(1) 不本意非正規雇用労働者などの正社員就職実現に向けた支援強化（職場実習（社会人インターンシップ））</p> <p>(2) 就職後の若者のフォローアップ（就職後における仕事やキャリア形成などの個別相談、中小企業の若手社員やその上司等を対象とする研修）</p>

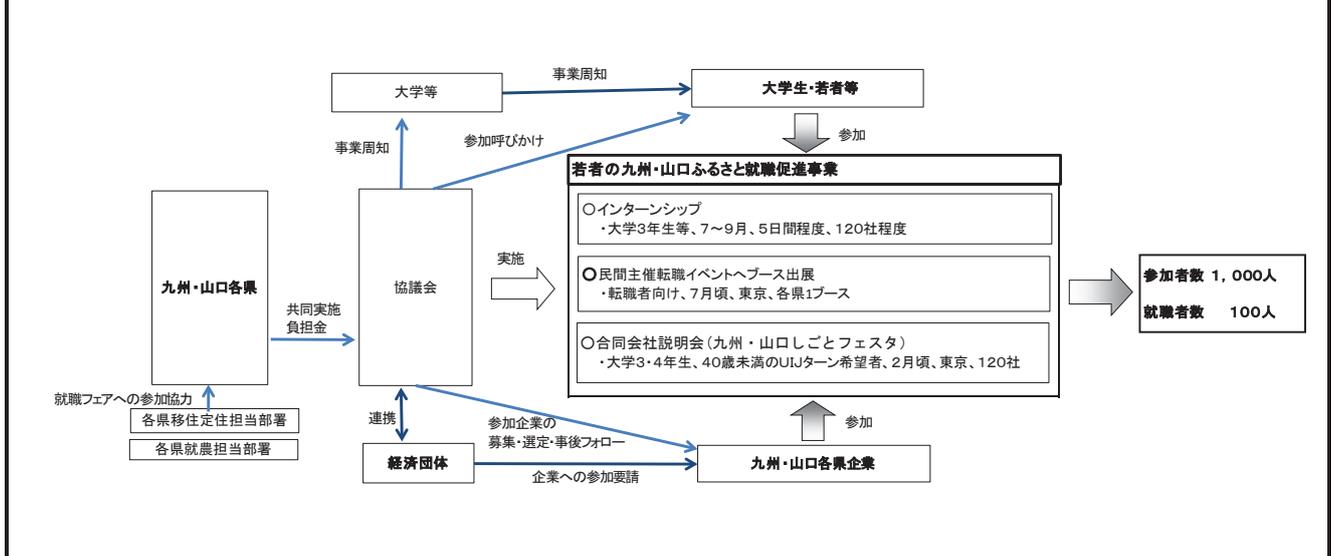
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若者の九州・山口ふるさと就職促進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課		事業 開始年度	H27
総合 計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる			
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援 (再掲)			

1 事業のねらい・目的	東京圏等からの若者人材の九州・山口への還流と地域定着の促進を図る。
2 事業概要	<p>若者の東京圏等からの還流と地域定着の促進を図るため、地元経済界のバックアップのもと九州各県（山口県含む、沖縄県除く）が連携して、東京圏等に進学した大学生やU I J ターン就職希望の若者を中心に、九州・山口の企業へのインターンシップ、民間主催転職イベントへ各県ブース出展及び合同会社説明会を実施。</p> <p>1 インターンシップの実施（7～9月） 東京圏等の大学3年生等を対象に、夏季休暇等を利用した九州・山口企業への短期間（5日間程度）インターンシップを実施。 ・対象：東京圏等の大学3年生等（1～2年生も可）、計120名（本県分20名） 参加企業約130社程度（本県分25社程度） ・参加予定者を対象に、マナー習得などの事前セミナーを実施。 ・参加者に対し旅費等を助成（旅費、滞在費、上限3万円／1名）</p> <p>2 民間主催転職イベントへブース出展（7月頃） ・東京会場、各県1ブース ・就職（各県求人情報の紹介を含む。）、移住相談、各県の魅力などの情報発信。 ・各県ジョブカフェ等による就職までの継続的なフォローの実施。</p> <p>3 合同会社説明会等の実施（九州・山口しごとフェスタ（2～3月頃）） 東京圏の大学生等及び40歳未満のU I J ターン就職希望者を対象に、合同会社説明会等を実施。 ・対象：東京圏の大学3年生及び40歳未満のU I J ターン就職希望者 参加企業120社程度（各県15社程度）＋各県ブース 2～3 ※全体で約150ブース ・各県、就職のほか就農、移住・定住に関する相談を実施。各県の魅力などの情報発信。基調講演、就活ミニ講座等の開催。 ・参加者（学生）向け事前セミナー（九州・山口で働く・住むをテーマ）U I J ターンへの意欲向上を支援。 ・参加企業向け事前セミナー（東京圏と九州・山口の採用活動の違いや効果的なプレゼン方法等）により人材確保を支援。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1
インターンシップ、合同会社説明会等参加者数	目標	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	—
	実績	331人	772人	852人	1,083人	—
うち九州・山口内企業への就職者数	目標	20人	100人	100人	100人	—
	実績	37人	81人	152人	(調査中)	—

【指標の考え方】

○東京圏等の若者を対象にしたインターンシップ、合同会社説明会等の参加者数 1,000人を目指す。
九州・山口各県から東京圏への進学者 7,190人（沖縄除く）×14.1%≒1,000人
※他県実績の最高値14.1%を目標とする。

○インターンシップ、合同会社説明会等参加者の九州・山口各県内企業への就職者数 累計320人を目指す。
上記参加者1,000人×10%=100人
(H27年度は1,000人×43%（既卒者参加率）×6%（既卒者就職率）×70%（1月以内の内定率）≒20人)
※他県実績の最高値11.2%→約10%を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

30年度事業として実施したインターンシップや九州・山口しごとフェスタ～合同会社説明会～(H31.2.20開催)等の参加者は大学3年生が主であり、就職先が決定する令和2年4月以降に就職状況調査を実施予定。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・本県においても、生産年齢人口(15歳～64歳)は年々減少、また、老年人口(65歳～)は増加基調にある。さらに、人口移動を年齢階級別にみると、就職時期にあたる20代前半では、転出超過となっており、本県は東京都への転出割合が高い。
- ・一方、民間企業の調査によると、県外の大学に進学した者の58.6%がUターン就職を希望していることから、UIJTターン就職支援の有効性は高い。

【事業の効率性】

- ・Uターンを目的とした首都圏の学生に対する就職マッチング事業は、これまでも九州・山口各県が単独で実施してきたところであるが、九州・山口各県が連携し広域で発信することにより、移住、就農など地域の特性に応じた多様な受け皿に関する情報を骨太で発信することが可能となる。
- ・学生等にとっては、企業・地域の魅力や情報を一度に収集できることから就職・移住の選択肢が拡大。Uターンだけでなく潜在的なIJターン就職の機会拡大につながる。企業にとっても、九州・山口一体となって発信することにより、幅広い多様な人材(適材)を確保することができる。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	10,456	11,963	8,244	時間	2,835	2,835	2,835
(うち一般財源)	5,910	7,154	4,597	人件費(千円)	11,647	11,647	11,647

6 見直しの内容

継続() 拡充 () 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小()
終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止()

【上記の理由】

本事業は平成27年10月に九州地域戦略会議で策定された「九州創生アクションプラン」(しごとの場づくりプロジェクト)の一環として実施してきたが、当該プロジェクトの期間が令和元年度で終了し、来年度からは新たなプロジェクトの中で事業を実施することとなるため。

【見直し内容】

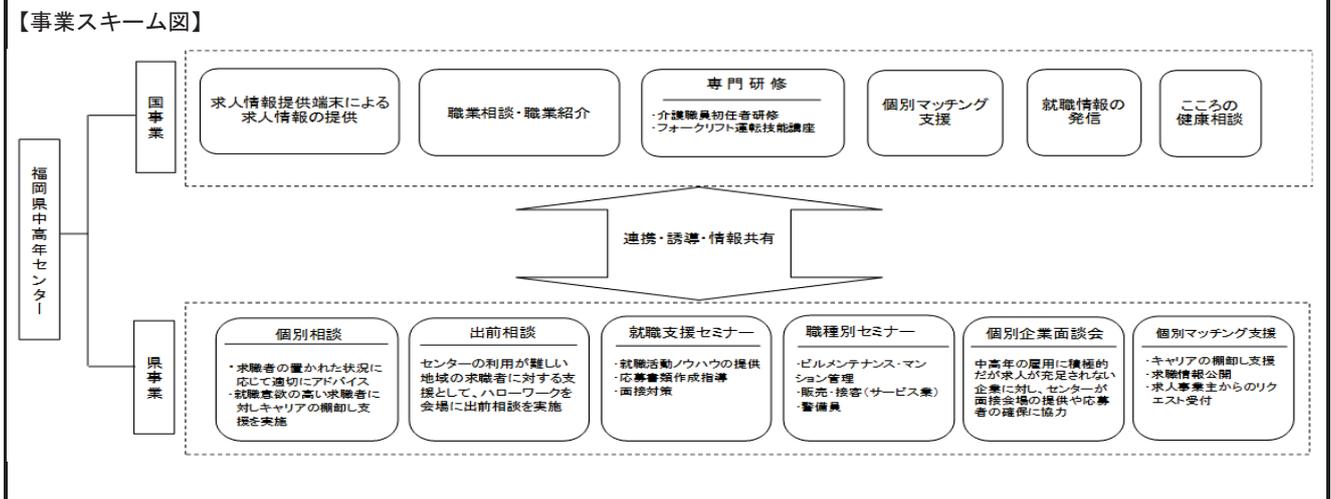
九州・山口8県で協議の上、事業内容を見直す。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中高年就職支援センター事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	2	中高年の就職支援

1 事業のねらい・目的	
<p>県と国が共同で「福岡県中高年就職支援センター」を設置。県は専門のアドバイザーによる個別相談コーナーを、国は職業相談、職業紹介機能を有するコーナーを設置するとともに、その他就職に役立つ各種支援を一体的に実施することにより、中高年求職者の早期再就職を支援する。</p>	
2 事業概要	
<p>(1) 個別就職相談 中高年センターに専門のアドバイザーを配置し、きめ細かな個別就職相談を実施する。また、県内各地域の求職者に対しては、ハローワークや市町村に出向いての出前相談（県内17箇所）を実施する。</p> <p>(2) 就職支援(基本)セミナー 「就職活動のポイント」「応募書類作成の方法」「面接対策(ロールプレイング)」等、座学と演習を組み合わせた2日間の就職支援セミナーを実施する。</p> <p>(3) 職種別セミナー 仕事内容に関する基礎知識を付与し、職種転換の判断材料とするとともに、仕事について理解不足のまま応募を繰り返すことによる求職活動期間の長期化を防止する。(ビルメンテナンス(マンション管理)、販売・接客(サービス業)、警備員の3コース)</p> <p>(4) ハローワークと連携した個別マッチング支援 就職意欲及び緊要度が高い求職者に対して、アドバイザーが対象者の希望条件、経験及びスキル等の情報を整理し、本人の同意を得てセンターHPへ当該情報を公開。なお、求人事業所からリクエストがあった場合は、ハローワークと連携して、求人者と対象者の面接の場の設定等により、マッチングを実施する。</p> <p>(5) 個別企業面接会の実施 中高年求職者の雇用が見込まれる1社単独の面接会をセンター内で実施する。</p> <p>(6) 事業主向け個別相談の実施 人材確保に苦慮している事業主を対象に、中高年者の雇用状況、活用メリットの提供等中高年者の人材活用に関する個別相談を予約制で実施する。</p>	



3 事業目標等		R1は12月末現在							
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	総合計画 最終目標値	
中高年センター利用者の就職者数 (総合計画)	目標	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000(H29~R3)	
	実績	3,070	3,014	3,131	3,138	2,416		8,685	
出前相談利用者の就職者数(内数)	目標	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
	実績	1,107	1,109	1,166	1,209	944			
【指標の考え方】		<ul style="list-style-type: none"> 目標値はH27年度の実績、出前相談は実施箇所数を踏まえて設定したもの。 							

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ H30年度のセンター利用者の就職者数は3,138人、出前相談利用者の就職者数は1,209人でともに目標を達成。
- ・ R1年度9月末現在のセンター利用者の就職者数は1,587人、出前相談利用者の就職者数は614人で順調に推移。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 中高年センターは県・ハローワークが一体的支援を実施する施設であり、県の個別就職相談により就職可能性を高めた上で、ハローワークのあっ旋サービスにつなげるという連携体制を構築している。それぞれの窓口で求職者の状況に応じて適切な窓口へ誘導が行われており、併せて各窓口で共通の認識の下、求職者にとって有効な支援内容（就職支援セミナー、専門講座、個別企業面接会等）の提案、案内が行われており、就職者数の実績向上につながっている。
- ・ 出前相談についてもハローワークの協力を得て庁舎内でのチラシの配架や職業相談窓口からの誘導により利用者数を確保するとともに、ワンストップによりハローワークのあっ旋サービスにつなげることで就職者数の実績向上につながっている。また、各地域で実施している就職支援セミナーについても、出前相談とセットで受講することで就職可能性の向上が見られる。

【事業の効率性】

- ・ 出前相談はハローワークの相談窓口や会議室を活用する等、ハローワークとの連携により経費を抑えている。
- ・ 就職支援セミナーは市の共催を得ることで、会場費の減免措置を受けている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	53,639	54,983	55,074	時間	1,600	1,600	1,600
（うち一般財源）	33,108	34,008	34,048	人件費（千円）	6,573	6,573	6,573

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 中高年求職者の就職支援に有効な事業であることから、事業実施方法の見直し等により改善を図り事業を継続する。

【見直し内容】

- ・ 人材不足の企業へのアプローチにノウハウを有する「正規雇用促進企業支援センター」との連携により正社員就職支援を強化する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	3	安心して働くことができる環境の整備	施策	1	ワーク・ライフ・バランスの推進

1 事業のねらい・目的

あらゆる社員が適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することで、仕事に対する社員のモチベーションを高めるとともに、企業においては、業務効率、生産性の向上と収益の拡大、成長・発展、魅力ある職場環境づくりによる人材確保につなげるもの。

2 事業概要

<働き方改革の気運醸成及び企業の取組みを促進>

(1) 気運醸成

年次有給休暇の取得促進、長時間労働の抑制、多様な働き方の推進など、「働き方改革」の一層の普及啓発→企業トップ自らの意識向上と主体的な取組みを加速させる。

- ① 「ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーン」の実施(企業が働き方改革の取組みを宣言・実行するもの)(H30~)
- ② 「雇用管理改善企業・職場表彰」の対象企業等の選定(H29~)

(2) 地域働き方改革推進事業

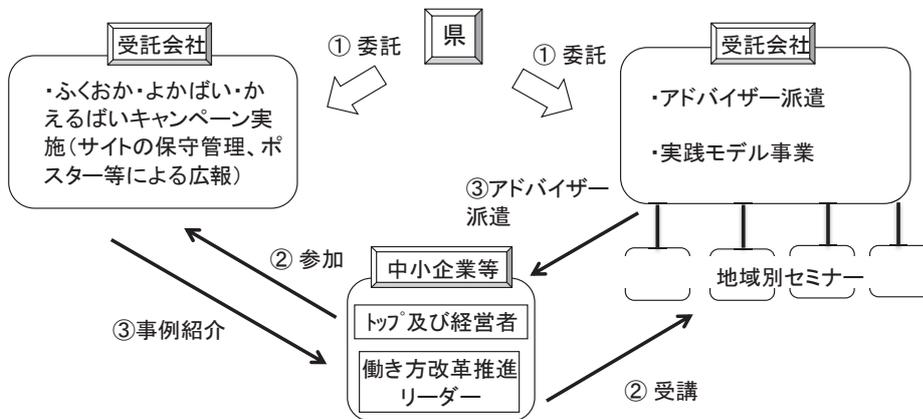
県内各地域の企業の取組みを進めるため、取組方法が分からないという企業に対し、アドバイザーを派遣するとともに、各地域で取り組む企業を選定し、モデル取組みの横展開を図る。

- ① 取組方法が分からない企業に対してアドバイザーを派遣(H29~)
- ② 実践モデル事業を実施し、好事例を創出、横展開を図る(R1~)

【事業スキーム図】

(1) 気運醸成

(2) 地域働き方推進事業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
「働き方改革」の取組みを実施した企業数	目標	300社	300社	300社	300社	300社
	実績	157社	169社			

【指標の考え方】

「子育て応援宣言企業」登録制度において、開始(平成15年9月)からおよそ4年経過(平成20年3月)した登録企業数が1,424社であったことから年間当たりの企業数を算出
1,424社÷4年7か月≒300社

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・30年度については、ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーンの実施、アドバイザー派遣などの取組みの実施を経て、働き方改革に取り組む企業は169社となり、目標達成には至らなかった。
・働き方改革の必要性は理解できるものの、具体的な取組みが分からないなど未だ躊躇している企業が多いと考えられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴い、今後、労働力人口はますます減少していく。若者を中心にワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を求める傾向にあり、企業が必要な人材を確保するためには、柔軟な働き方を可能とするなど、働く人にとって魅力ある職場環境整備が必要である。また、働き方改革は企業の生産性向上や、人材の確保にも資するものであり、企業活動を維持していくためにも必要不可欠である。 ・働き方改革関連法が2019年4月に施行され、国をあげて取組みが進められているところであり、本県においても企業の具体的な取組みを一層支援する必要がある。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進大会に、H29年度は500名超、H30年度は400名超の来場があるなど、企業の関心は高い。 ・「雇用管理改善企業・職場表彰」、動画による事例の紹介、アドバイザー派遣やモデル事例創出など、企業の具体的な取組みを支援・情報発信することにより、効率的に働き方改革の普及・啓発を図る。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	18,206	22,539	16,514	時間	1,676	1,676	1,676
（うち一般財源）	9,103	11,270	8,257	人件費（千円）	6,885	6,885	6,885

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の取組みは、推進大会の開催などの「気運醸成」から「実践」へと段階を移し、今後は、一つでも多くの企業に具体的な取組みを開始してもらうことが重要である。また、そうした事例を見える化し、県内企業のさらなる取組みにつなげていく必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで蓄積してきた県内での取組事例を活用し、地域の企業の具体的な行動を促進するための支援を強化していく。

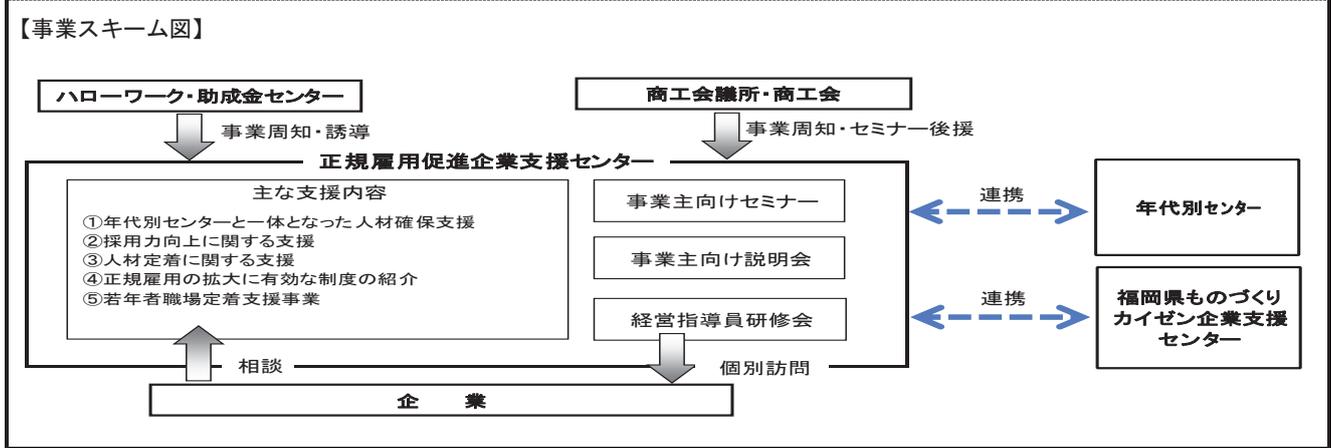
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	正規雇用促進特別対策事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H27
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 安心して働くことができる環境の整備 1 働く場における女性の活躍促進	施策	3 安定的な雇用の促進 6 安定的な雇用の促進 (再掲)

1 事業のねらい・目的	県内企業における正規雇用の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、企業へのきめ細かな支援により、労働者の職業的安定を促進するとともに、企業における人材の確保に資する。
2 事業概要	<p>○ 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業に対する人材確保支援</p> <p>1 支援対象企業に対する個別(訪問)相談の実施 企業の労務管理経験者、社会保険労務士等を雇用促進アドバイザー及び企業コーディネーターとして配置し、人材確保等に課題を抱える企業に対して正規雇用化への支援策案内を含めた働きかけを行う。</p> <p>① 年代別センターと一体となった人材確保支援 年代別センターホームページへの企業情報掲載案内や合同会社説明会への参加案内</p> <p>② 採用力向上に関する支援 企業のPR方法等に関する助言、採用に関する知識・ノウハウの付与</p> <p>③ 人材定着に関する支援 限定正社員制度の説明、就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言 ※限定正社員制度：正社員のうち、勤務地、勤務時間、職務等を限定した雇用制度</p> <p>④ 正規雇用の拡大に有効な制度の紹介 雇用関係助成金(キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金)の紹介など</p> <p>2 セミナー、説明会及び研修会の実施</p> <p>① 事業主向けセミナー及び会社説明会 ・ ハローワークや助成金センターとの連携・協力による正規雇用の拡大促進 ・ 事業主のニーズに応じた人材確保や定着、採用ノウハウの付与 ・ 支援対象企業を対象とした説明会の実施</p> <p>② 経営指導員に対する研修会 ・ 商工会議所や商工会に配置された経営指導員を通じたセンターの支援内容の周知、利用促進</p>



3 事業目標等	※R1は12月末現在						
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
正規雇用就職者数 (総合計画)	目標	300	700	700	700	700	700
	実績	262	880	894	908	550	

※就職者数は10月・3月に把握することとしている。

【指標の考え方】

- ・ H27年度実績を踏まえて、年代別センター(合同会社説明会参加企業、HP登録企業等)及び福岡助成金センターとの連携による正規センターへの誘導企業数の見込み 700社
- ・ うち正規センターにおける個別相談を通じて正規雇用(正規雇用への転換を含む)につながった人数 各企業1名以上

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ H29年度の正規雇用者数は894人(うち正規雇用への転換数175人)で目標を達成した。
- ・ H30年度の正規雇用者数は908人(うち正規雇用への転換数208人)で目標を達成した。
- ・ 中小企業においては人手不足の状況が進んでおり、人材確保支援に係るニーズが高く、魅力ある求人票の書き方、企業のPR方法等、正社員の採用選考に係る企業への人材確保支援が事業実績の向上に効果をあげている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保及び人材定着に関するノウハウが乏しい企業が多く、特に中小零細企業においては人材確保に苦慮していることから、企業PR方法や求人票の作成方法、人材定着に資する雇用管理制度の導入方法などを習得できる人材確保支援セミナー及び人材定着支援セミナーの実施が効果的であり企業ニーズにも対応したものである。 ・ セミナー受講企業を雇用促進アドバイザーによる個別（訪問）相談に誘導の上、企業の個々の課題に応じた個別アドバイスを実施することにより、セミナー受講のみで終わらせるのではなく、継続的支援及び企業ニーズに応じた適時・適確な支援が実施できている。 ・ 人材確保や人材定着に資する雇用関係助成制度等を十分に了知できていない企業が多く、正規センターにおいて、これら制度の紹介を通じた活用アドバイスを行うことによって、当該制度の活用を通じた正規雇用の拡大が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,440	16,621	16,456	時間	4,188	4,188	4,188
（うち一般財源）	15,440	16,621	4,114	人件費（千円）	17,205	17,205	17,205

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の人材確保・人材定着支援に有効な事業であることから、事業実施内容の見直し等により改善を図り事業を継続する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材不足の企業へのアプローチにノウハウを有する本センターの強みを生かし、正社員就職の割合が低い「中高年就職支援センター」のニーズを踏まえて支援企業を選定・支援し、中高年就職支援センター利用者の希望する正規雇用での就職と企業の人材確保につなげる。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	企業における働き方改善推進事業 (若年者職場定着支援事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 安心して働くことができる環境の整備 1 働く場における女性の活躍促進	施策	3 安定的な雇用の促進 6 安定的な雇用の促進 (再掲)		

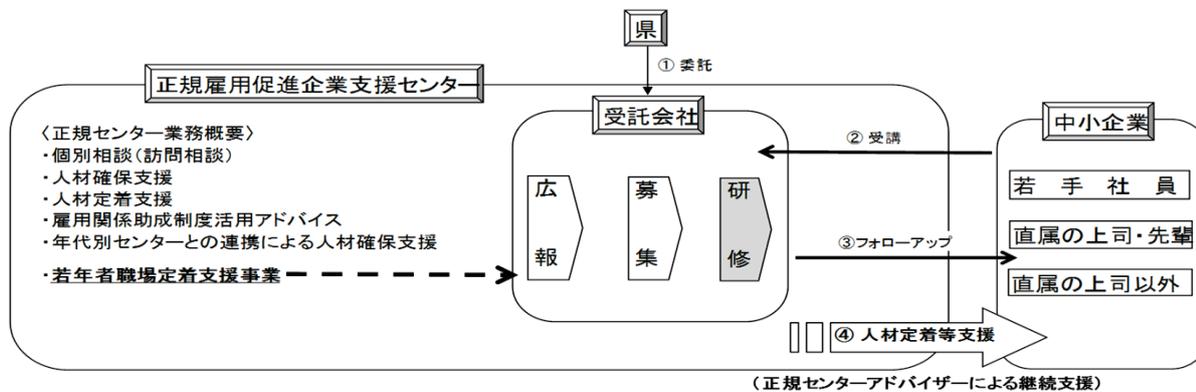
1 事業のねらい・目的

若手社員と企業管理者等双方がスキルアップし、相互理解を深め、職場における円滑なコミュニケーションを図ることで若手社員の職場定着を図る。

2 事業概要

- コミュニケーション推進研修の実施
各階層の役割や抱える課題、求められる能力に応じた階層別研修(第1部)と、各階層共通の課題であるコミュニケーション能力向上に向けた集合研修(第2部)を併せて実施し、第1部で学んだことを第2部で実践することにより、研修効果を高めるもの。
- 1 階層別研修(第1部)
 - ① 若手社員研修
概ね入社3年以内の若手社員(40歳未満)を対象とした、コミュニケーショントレーニング、若手社員同士の情報交換会の実施
 - ② 上司・先輩研修
部下管理、育成スキルを身に付けるために、指導者としての役割理解、部下の力を引き出すOJT、指導・育成方法の習得、雇用管理事例の共有の場を提供
 - ③ メンター研修
相談役・助言役としての役割を理解するとともに、若手社員との相談対応スキル及びコミュニケーション能力向上を図り、将来的に管理職となるために必要なスキルを身に付ける
- 2 集合研修(第2部)
良好なコミュニケーションを築くための聴き方、話し方について全ての階層の社員が参加するグループワークを実施、体験することで理解を深める。また、「働きやすい職場」を自分達で作っていくことを掲げ、傾聴と承認のグループワーク、ディスカッションを実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1
若手社員研修受講者の定着率	目標	70%	70%	70%
	実績	95%	92%	-

【指標の考え方】

新卒者の卒業後3年以内の離職率に係る調査(厚生労働省)における新規学卒者(高等学校・短大等・大学)の定着率は「全国:64.5% 県:60.8%(平成27年3月卒業者)」となっている。研修受講企業における従業員の定着率を全国水準に引上げるため、全国の数値を超える70%に目標値を設定したもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・29年度の定着率は95%(受講者数242名のうち在職者数231名)となり、目標値を大きくクリアした。
- ・30年度の定着率は92%(受講者数252名のうち在職者数234名)となり、目標値をクリアした。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の人材不足感の高まりがみられる中、本県の新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、高卒、短大等卒、大卒いずれも全国平均を上回る状況に鑑み、若年労働者の職場定着に向けた支援が必要である。 各企業では、コミュニケーション能力向上に係る研修の必要性は感じているものの、実際の取組みが進んでいない状況が見られ、H29年度及びH30年度では階層別研修で定員を超える受講者数となることもあり、企業ニーズは高い。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用促進企業支援センターの一機能と位置づけ、正規センターが支援している人材定着に係る雇用管理制度導入支援と本事業のコミュニケーション活性化支援の両面により、人材定着に関して効果効率的に企業を支援している。（本事業について正規センターHPへの掲載、正規センターが開催する事業主向けセミナーでのチラシ配布等による連携） 働き方改革推進事業（アドバイザー派遣）との連携により、事業周知として企業に対し双方のチラシを送付する等、受講者の確保に向け効果効率的な事業運営を実施している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,700	5,817	-	時間	212	212	-
（うち一般財源）	2,850	2,908	-	人件費（千円）	871	871	-

6 見直しの内容			
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>			
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の人材定着支援に有効な事業であり、一定の成果を上げたことから、事業実施方法の見直し等により事業を廃止する。 			
<p>【見直し内容】</p>			

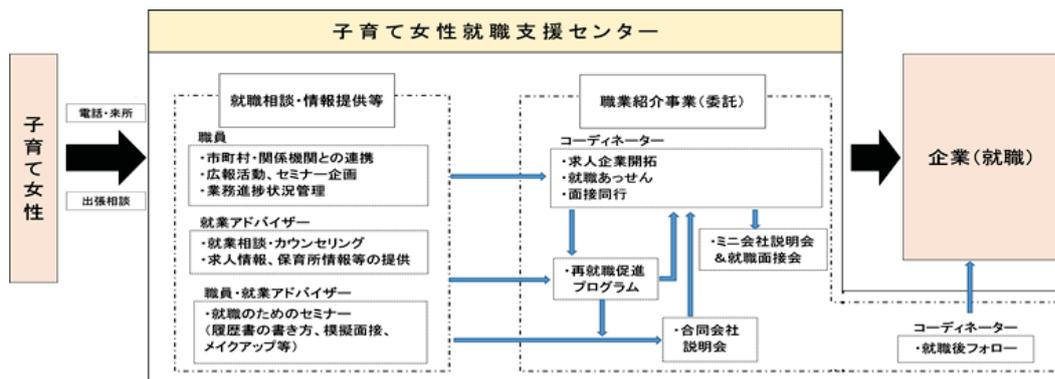
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て女性就職支援センター事業			部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	1 4	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	5 1	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 女性が活躍する社会をつくる	
	小項目	1 1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 働く場における女性の活躍促進	施策	3 7	女性の就職支援 女性の就業支援	

1 事業のねらい・目的	<p>就業相談・情報提供から求人開拓・就職あっせんまでを一貫して実施することで、時間や場所の制約等により就業が難しい子育て中の女性の就業を促進する。</p>
2 事業概要	<p>(1) 就業のための環境整備、センター運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内4か所(福岡、北九州、筑後、筑豊)の労働者支援事務所内に、子育て女性就職支援センターを設置 就業相談や情報提供を行う就業アドバイザーを、各センターに配置(福岡・北九州は2名、他2か所は各1名) <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉部門や市町村と連携し、保育関連情報を提供 市町村や他団体を合わせた各種セミナーを案内 インターネットサイト(「働きたいママ応援サイト」等)による情報提供 ハローワークの求人情報活用等による求人情報の提供 <p>②就業相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談、市町村出張相談等による相談機会の提供 相談者に対し必要な支援を検討し、調整・手配 就業プラン作成、アドバイス等の実施 <p>③就職サポートセミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の現状の理解を深め、基礎的スキルの習得、離職期間のブランク克服を目的とする就職サポートセミナーを開催 マナー講座、応募書類の書き方、面接対策等の内容を託児付きで実施 <p>(2) 求人開拓・就職あっせん</p> <p>民間職業紹介事業者にて就業コーディネーターを雇用し、求人開拓、就職あっせん等を実施</p> <p>①求人開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て女性のニーズに合った求人を積極的に開拓 <p>②就職あっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職者に対する求人紹介 面接指導及び当日の面接同行 <p>③就職後のフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業開始後1か月間のフォローアップを実施 就業者及び企業への就業状況や書面交付状況等の確認を実施 <p>(3) 県内4地区における合同会社説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間や場所の制約が多い子育て女性が身近な地域で就職できるように、地区ごとでの合同会社説明会を開催 福岡、北九州、筑後、筑豊各地区1回、計4回開催 ミニ会社説明会・就職面接会を各地区2回、計8回開催 <p>(4) ウーマンワークカフェ北九州</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に開所した「ウーマンワークカフェ北九州」において、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応 <p>(5) 子育て女性の再就職促進プログラム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な就職活動の一步を踏み出せないセンター登録者に対し、職場体験を柱としたプログラムを実施し、就職活動の活性化を支援。

【事業スキーム図】



3 事業目標等															
成果指標	目標	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
	実績	600人	650人	700人	700人	700人	700人	700人	750人	5年間累計で3,600人					
子育て女性就職支援センターによる就職者数(総合計画)	実績	335人	512人	545人	468人	605人	619人	624人	721人	882人	802人	595人			
※R1年度実績は10月末現在															
再就職促進プログラム事業受講者の就職率	目標	R1	R2	R3											
	実績	30%	30%	30%											

【指標の考え方】

- ・子育て女性就職支援センターによる就職者数を目標とし、総合計画における目標値：平成29～R3年度の5年間累計で3,600人（平成27年度の就職者数実績の約15%増を5年間維持）を目指す。
- ・再就職促進プログラムの受講生については、就職率30%以上を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 就職者数は年々増加し、順調に推移している。5年間累計の目標達成のためには、次の課題が考えられる。
- 様々な問題を抱える就職困難ケースの相談が増えており、丁寧なカウンセリングや条件にあった求人開拓など、来所から就職までに時間を要する場合が多い。例：短時間の勤務、自宅近くの勤務など条件の制約が多い。職種、賃金など就職先に対して希望する条件が高い。
 - 子育て中の女性にとって、子育てや家事等をしてながらセンターまで足を運ぶことへのハードルが依然として高い。
 - 子育て女性就職支援センターの認知度が十分とはいえないため、対象や手段など広報の工夫により、より一層の周知を図る必要がある。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・女性の就業支援において、特に子育て女性は時間や勤務場所など制約が多いことから、個別相談から求人情報や保育情報などの情報提供、就職あっせん、就職後のフォローアップまでを一貫して支援することが、子育て中の女性の就職に対する疑問や問題の解決に寄与し、就職につながっており有効である。
- ・就職支援にあたっては、民間の有料職業紹介業者のノウハウを活用し求人開拓、就職あっせんを実施。利用者からも高い評価を得ている。

【事業の効率性】

- ・利便性向上のために、市町村での出張相談やセミナーの開催など、市町村等関係機関と連携した運営がなされている。
- ・個別相談から就職あっせん、就職後のフォローアップまで一貫して実施することで、各段階での業務の重複が避けられ、効率的な運用がなされている。
- ・ウーマンワークカフェ北九州において、国・北九州市と連携して女性の幅広いニーズにワンストップで対応。特に、家事や育児で時間的制約の多い子育て中の女性にとっては、一か所で多様な情報やサービスを手で、これまで以上に支援が充実している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	56,097	63,925	73,334	時間	2,815	4,551	4,551
（うち一般財源）	28,838	31,946	36,667	人件費（千円）	11,565	18,696	18,696

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・女性が活躍できる社会の実現のためには、子育て中の女性を中心とした女性の就業率向上が不可欠。
- ・子育て中の女性は、家事や育児で時間や場所の制約があり、再就職が難しいことから、個別相談から就職あっせん、フォローアップまできめ細かな支援を引き続き実施することが必要。
- ・県と職業紹介事業者で連携して行っている支援を、相談受付から就職あっせんまで一体的に実施することで効率的に支援し、速やかに就職へつなげることが必要。

【見直し内容】

（その他）

- ・ハローワーク求人情報端末の活用により、求人情報の収集能力を高め、子育て中の女性に適した求人・求職マッチングの強化を図る。
- ・出張相談や県内各地で開催する合同会社説明会など、利用者の居住地に近いところでの就職支援の充実に努め、利便性の一層の向上を図る。
- ・他団体が実施する子育て女性向けセミナーや職業訓練講座等に職員が積極的に出向き、センターの周知に努める。
- ・就業支援のノウハウを持つ職業紹介事業者にセンター業務を全面委託し、相談受付から就職あっせんまで一体的な支援を図る。
- ・全面委託に伴いシステム（ホームページ）を構築し、マッチング機能の強化や支援の効率化を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業障がい者雇用拡大事業 (精神障がい者雇用中小企業サポート事業)	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H29
-----	--	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 5 高齢者や障がいのある人が安心してはたらくと生活できること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 3 障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 障がいのある人の雇用の拡大	施策	4 障がいのある人の就職支援 1 障がいのある人の就職支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

障がいのある人の雇用促進と企業及び一般県民に対する障がい者雇用の啓発を図る。障がい者法定雇用率の達成。

2 事業概要

精神障がいのある人の雇用を検討している中小企業等に専門のアドバイザーを派遣し、障がい者雇用に必要な知識・情報の提供や精神障がいのある人の雇用に向けた職務の創出等の準備、職場環境づくり等の就職後のサポートまでの一貫した支援を行う。

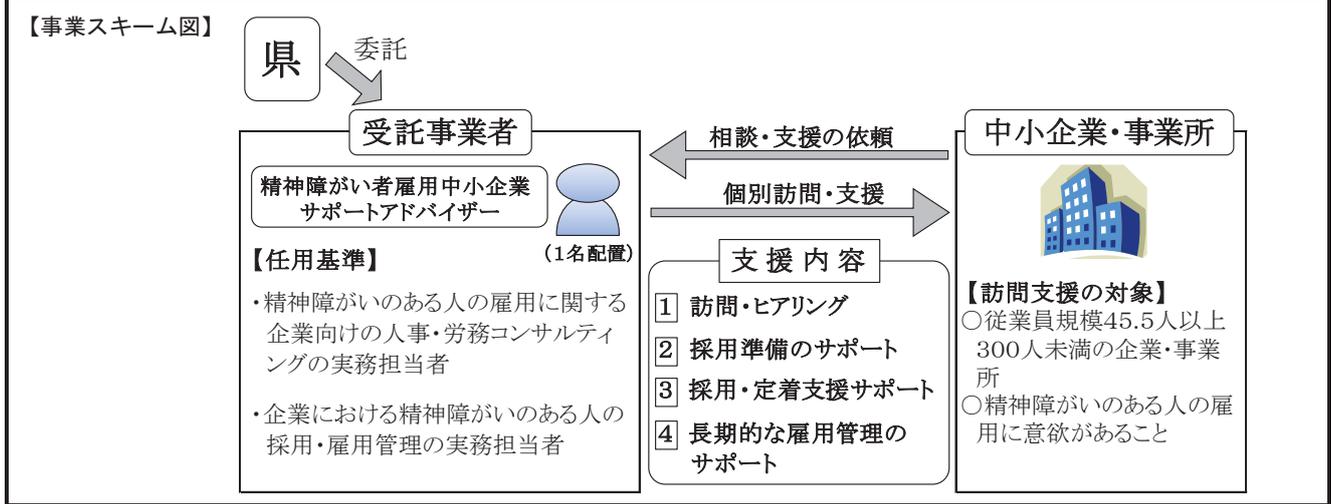
(1) 精神障がい者雇用中小企業サポートアドバイザーの配置 (1名) ※受託先事業者に配置
企業等における精神障がいのある人の採用・雇用管理の実務経験者や精神障がいのある人の就労支援の実務経験者などをアドバイザーとして配置し派遣

(2) 支援対象となる企業・事業所
○ 県内の従業員規模45.5人以上300人未満の中小企業・事業所
○ 精神障がいのある人の雇用に意欲があること

(3) 支援内容
① 訪問・ヒアリング (各種助成金や制度等の情報提供・精神障がいのある人が従事可能な仕事の創出をアドバイス)
② 採用準備のサポート (短時間勤務等の働きやすい制度の提案・職場の理解促進など職場環境整備に関する助言・精神障がいのある人の職場受入体験)
③ 採用・定着支援サポート (障がい特性に応じた仕事の教え方を助言・地域の支援機関、主治医等との連絡体制の構築)
④ 長期的な雇用管理のサポート (長期・安定雇用に向けてアドバイザーが職場を定期的に訪問し、必要なフォローを実施)

(4) 既存事業や国との効果的な連携
○ 福岡労働局から法定雇用率が未達成となっている企業のリストの提供
○ 求人意向のある中小企業等があれば、県の障がい者雇用拡大事業 (職業紹介事業) やハローワーク等につなぐ

(5) 精神障がい者雇用に取り組む中小企業 (訪問先) の開拓
○ 法定雇用率未達成の中小企業を中心に個別訪問 ○ 精神障がい者雇用セミナーを開催し、訪問先を掘り起こし



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1
支援企業のうち障がい者雇用を実現した企業数	目標	—	8社	8社	8社
	実績	—	10社	12社	—

【指標の考え方】
支援企業のうち障がい者雇用を実現した企業数を指標とする。支援件数を年間10社程度と見込み、うち8社 (80%) での雇用実現を目標とする。

【目標達成状況】
H30年度事業において障がい者雇用を実現した企業は12社であり、目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・企業に対する障がい者雇用支援の実績のある民間事業者から、精神障がいのある人の雇用管理の経験のある者を、アドバイザーとして、中小企業等に派遣することにより、企業の人事担当者から信頼を獲得し、円滑なコミュニケーションの下、適切な支援ができています。 ・法定雇用率が引き上げられ、今後の障がい者雇用の促進に向け、課題となっている雇用ノウハウの少ない中小企業と精神障がいのある求職者の間での雇用が本事業により実現している。
	【事業の効率性】 ・県の障がい者雇用拡大事業（職業紹介事業）と効果的に連携することにより、障がい者雇用に関心のある県内企業の掘り起しや、支援により準備が整った企業がスムーズに求人が出せるなど、効率性を高めている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,476	3,160	-	時間	757	757	-
（うち一般財源）	2,738	1,580	-	人件費（千円）	3,110	3,110	-

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ <input checked="" type="checkbox"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】	<p>平成29年度～令和元年度において、精神障がい者雇用の検討の呼び掛けや、実際に雇用に取り組む企業の掘り起しとして、リーフレット等による広報の他、企業との面会、企業セミナーの開催などを行い、延べ約11,400社の企業（令和元年11月現在）への周知を行ったところであり、現時点で当事業の対象となる企業（従業員規模45.5人以上500人未満）への周知は、概ね完了した。</p> <p>これまでに、登録企業は75社、求人を行った企業は47社、採用に至った企業は26社（令和元年11月現在）となるなど、事業目標を達成しており、さらにH30年度に本事業による支援を行った企業の雇用に向けた取組みを紹介する事例集「精神障がいのある人の雇用ガイドブック」も作成した。</p> <p>令和元年度には、法定雇用率未達成企業を対象としたセミナーの中で、精神障がいのある人の雇用事例について、ガイドブック掲載企業の人事担当者や支援者、当事者に実際に話をさせていただき、セミナーに参加した企業からは、分かりやすいと好評であった。</p> <p>以上のことから、精神障がいのある人の雇用義務化とそれに伴う法定雇用率の改正時期を捉えて実施した当事業は、目的に沿った成果を上げている。</p>
【見直し内容】	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て応援宣言企業推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H15
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること	中項目	1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進	施策	4 仕事と子育ての両立支援		

1 事業のねらい・目的

企業・事業所のトップが自主的に従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進し、育児休業の取得等がしやすい職場環境づくりを推進することにより、従業員が出産・子育てをしながら引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指す。

2 事業概要

(1) 子育て応援宣言企業の登録拡大

- ・ホームページによる宣言企業の取組紹介、経済団体等と連携した会員企業等への働きかけ、未宣言企業を直接訪問しての事業説明などを通じ、両立支援の取組みへの理解を求め、登録を拡大。

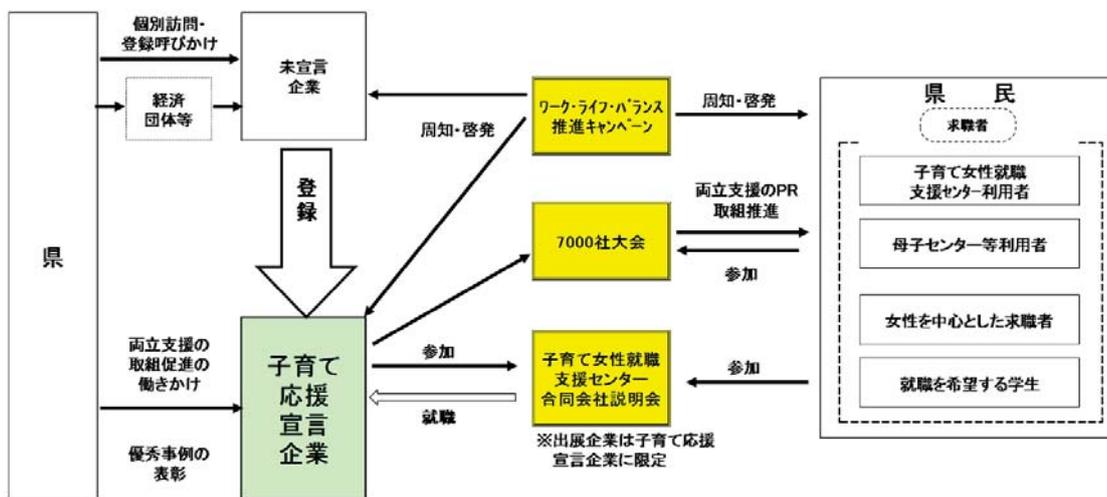
(2) 子育て応援宣言企業7000社大会の開催

- ・登録目標7000社達成の機会を逃さず、取組成果を積極的にPRし、社会全体で子育てを応援する気運の更なる醸成のため大会を開催
- ・仕事と子育ての両立に関する基調講演、優良企業の表彰と取組紹介、宣言企業の代表らによるパネルディスカッションを実施
- ・令和元年11月15日(金)、福岡市内で開催(参加者約400名)

(3) 九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進につながるような広報ツールを共同で作成し、推進月間(10月)を中心に、九州・山口一体となった広報活動を実施。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 子育て応援宣言企業数 (総合計画)	目標	5,500	6,000	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
	実績	5,455	6,055	6,306	6,806			
(2) 子育て応援宣言企業の女性従業員の育児休業取得率 (総合計画)	目標	—	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上
	実績	96.2%	96.5%	95.6%	98.3%	96.6%		
(3) 子育て応援宣言企業の男性従業員の育児休業取得率 (総合計画)	目標	—	→	→	→	→	→	13%以上
	実績	5.4%	2.7%	4.8%	5.2%	9.8%		

【指標の考え方】

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに取り組む「子育て応援宣言企業」の登録数を指標とし、R3年度8,000社（従業員5人以上の県内企業の約30%）を目標値とする
- (2) H23～H27の5年間で最も高かった数値（H25, H27：96.2%≒97%）の維持を目指す
- (3) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「少子化社会対策大綱」のKPI（13%）と同水準を目指す

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- (1) 宣言企業数は毎年着実に増加しており、R3年度中に目標を達成する見込み
- (2) (3) いずれも目標には達していない。福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査によると、従業員が育児休業を利用しない理由として、「職場に迷惑がかかるから」や「育児休業を取れるような雰囲気ではないから」という理由が上位に挙がっており、育児休業取得率の向上のためには、職場環境の改善が必要。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりについては、企業における取組みの重要性について、関係団体訪問や戸別訪問による事業説明、ホームページ等を活用した広報を通じてより多くの企業に啓発を行うことで、企業経営者をはじめ社員の意識向上、取組事例の普及促進、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に寄与。 ・九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施により、ワーク・ライフ・バランスの認知度向上を図り、従業員の誰もが働きやすい職場環境づくりを推進。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請様式の見直しを適時行うとともに、登録の手続き（新規・更新）を電子申請対応とし、登録事務の軽減と利便性の向上を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,813	7,846	3,051	時間	10,023	10,023	10,023
（うち一般財源）	1,921	3,126	1,526	人件費（千円）	41,175	41,175	41,175

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）		
	<input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、少子高齢化が進み、人材確保がより困難になっていくことが予想されるため、企業においては、従業員の多様な働き方に理解を示し、働き続けやすい職場環境を整えることがさらに重要となる。 ・宣言企業は大きな広がりを見せており、宣言企業における女性の育児休業取得率は96.6%となるなど効果を上げているが、男性の育児休業取得率は9.8%と低い水準。 ・男性の育児休業取得を進めるためには、男性の家事・育児参画を後押しする制度の創設や上司等の理解が必要。子育て応援宣言企業へのアンケートでも、「上司等から取得を促す」取組みが、男性の育児休業取得に最も効果的と考えられている。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援宣言企業のさらなる拡大に努めるとともに、宣言企業の新規開拓や更新企業等への働きかけの際に先進的な宣言の実例を紹介するほか、ホームページや企業向けのメールマガジンへの掲載など、様々な機会を通じて周知を行い、宣言内容のさらなる充実を図る。 ・働き方や家事・育児に対する男性の意識改革を促し、男性の育児休業取得促進、育児参加拡大を図るため、企業に対し、男性従業員の育児参加等に係る取組みの必要性や有効な取組事例等につき、周知・啓発を行う。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	70歳現役社会推進事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H23
-----	-------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいがある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	1	高齢者が元気で活躍する社会をつくる
	小項目	1	70歳現役社会づくりの推進	施策	1	いきいきと働くことが出来る仕組みづくり

1 事業のねらい・目的

○ 福岡県70歳現役応援センターを中心に、高齢者が年齢にかかわらず、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「70歳現役社会」の実現を目指す。

2 事業概要

福岡県70歳現役応援センター事業

- 高齢者の活躍の場の拡大
 - ・ 70歳以上まで働ける制度導入企業の開拓
- 就業・社会参加支援
 - ・ 応援センターにおける総合相談、マッチング支援
 - ・ 70歳現役職域発掘・創造事業
 - ・ 進路未決定者フォロー事業
 - ・ シニア世代活用企業拡大事業
- セミナーの実施
 - ・ 企業向け、従業員向けセミナー

70歳現役社会づくりの推進

- 福岡県70歳現役社会推進協議会の運営
 - ・ 官民一体となって70歳現役社会づくりに取り組む協議会（県、経済団体、高齢者関係団体、NPO団体など18団体で構成）の運営
- 九州・山口70歳現役社会推進協議会の運営
- 九州・山口70歳現役社会推進大会の開催



【事業スキーム図】 事業概要参照

3 事業目標等

成果指標		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
70歳現役応援センターによる進路決定者数(人) (総合計画) 【基準】H27: 1,342人/年	目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	累計 13,000
	実績	306	717	1,042	1,342	1,492	1,497	1,611			
	累計	306	1,023	2,065	3,047	4,899	6,396	8,007			

【指標の考え方】

- ・ 70歳現役応援センターによる進路決定者数 2021年度までの累計13,000人を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成に向け、着実に取り組んでいる。今後も、進路決定者の増加に向け、センターの周知方法の改善を図るとともに、ハローワークに設置が進んできた「生涯現役支援窓口」との連携体制を整えていく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった推進体制 70歳現役社会づくりを進める上では、企業をはじめ各層の幅広い理解と協力が必要であり、県だけでなく、関係機関・団体が一体となった取組みが求められる。このため、70歳現役社会づくりの推進母体として、行政、経済団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等で構成される「福岡県70歳現役社会推進協議会」を設立し、70歳現役社会の実現に向け官民一体となって取り組んでいる。 ・九州一体となった70歳現役社会づくり 九州・山口各県、経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口70歳現役社会推進協議会」で、九州・山口が一体となって「70歳現役社会」づくりに取り組み、「70歳現役社会」の必要性と取組みを、九州・山口各県や全国に発信する。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局である本県と「九州・山口70歳現役社会推進大会」開催県との役割分担を的確に行い、新聞その他広告媒体で全国に向けて発信し、九州・山口における70歳現役社会づくりを推進する気運の高揚と、意識改革・理解促進を図っている。 九州・山口70歳現役社会推進大会を各県で開催（H29年11月：福岡県、H30年10月：佐賀県、R1年11月：長崎県）

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	128,031	165,092	169,975	時間	3,600	3,600	3,600
（うち一般財源）	65,879	82,546	84,988	人件費（千円）	14,789	14,789	14,789

6 見直しの内容	<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
----------	---	--	--

<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口は、今後さらに減少していく。 労働力が減少する時代を迎える中、社会の活力を維持していくためには、高齢者が活躍し続けることが益々重要となるため、本事業の継続が必要。 ・70歳現役支援センターの相談件数は、増加傾向で推移。 進路決定者数も着実に増加の一方、新規登録者数は伸び悩んでおり、新規登録者の掘り起こし強化が必要。 ・進路決定者のさらなる拡大を図るため、高齢者への働きかけ強化に加えその受け皿となる求人企業への働きかけ強化が必要 ・九州・山口が一体となった「70歳現役社会づくり」の必要性とその取組みを九州・山口各県や全国に発信するため、九州・山口70歳現役社会推進協議会アクションプランに基づく取組みの継続実施が必要。 	<p>相談件数、登録者・進路決定者数の推移（単位：人）</p> <table border="1"> <caption>相談件数、登録者・進路決定者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録者数</th> <th>進路決定者数</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>1,380</td> <td>306</td> <td>5,028</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1,834</td> <td>717</td> <td>9,601</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>2,542</td> <td>1,042</td> <td>14,059</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>2,574</td> <td>1,342</td> <td>16,597</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>2,597</td> <td>1,492</td> <td>18,143</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2,820</td> <td>1,497</td> <td>18,936</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2,554</td> <td>1,611</td> <td>19,983</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	進路決定者数	相談件数	H24	1,380	306	5,028	H25	1,834	717	9,601	H26	2,542	1,042	14,059	H27	2,574	1,342	16,597	H28	2,597	1,492	18,143	H29	2,820	1,497	18,936	H30	2,554	1,611	19,983
年度	登録者数	進路決定者数	相談件数																														
H24	1,380	306	5,028																														
H25	1,834	717	9,601																														
H26	2,542	1,042	14,059																														
H27	2,574	1,342	16,597																														
H28	2,597	1,492	18,143																														
H29	2,820	1,497	18,936																														
H30	2,554	1,611	19,983																														
<p>【見直し内容】</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○70歳現役支援センター新規登録者の掘り起こし強化及びその受け皿となる求人企業のさらなる拡大を図る取組みを実施することにより、進路決定者のさらなる拡大につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康測定会と合わせた「いきいきシニア就業相談会」の開催 ・中小企業における高齢者雇用意向調査の実施及び同調査結果を踏まえた企業への働きかけの実施 ○「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局として、九州各県で毎年度開催している「九州・山口70歳現役社会推進大会」の開催支援及び県内における70歳現役社会づくりの理解促進・認知度向上を図る取組みを実施。特にR2年度は、九州・山口高齢者雇用優良企業等表彰制度を創設することとなっている。 																																	

事業名	障がい者就業・生活支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H17
-----	---------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5 1	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	3 5	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1 1	障がいのある人の雇用の拡大 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	1 4	障がいのある人の就職支援 (再掲) 障がいのある人の就職支援

1 事業のねらい・目的

求職障がい者の就労支援及び在職障がい者の職場定着を図ることによる障がい者雇用の促進・安定。
総合計画に掲げる障がい者雇用率の達成。

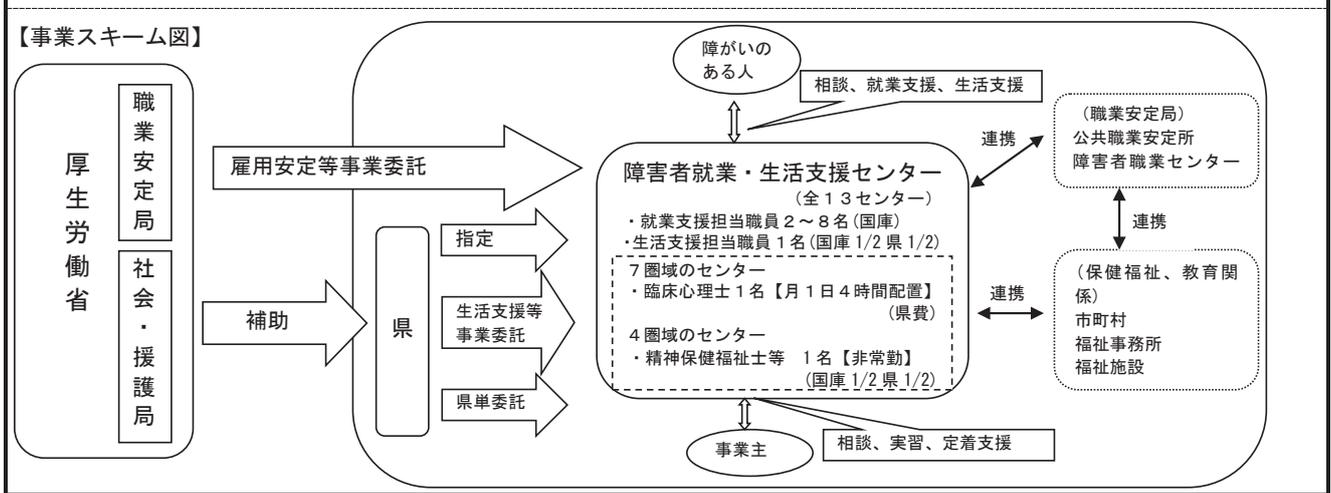
2 事業概要

1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業
 (1) 「障害者就業・生活支援センター」を県内13障がい保健福祉圏域全てに設置。センターでは、障がいのある人への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。
 (2) 県内4生活圈域(北九州、福岡、筑豊、筑後)のセンターに、心理検査やカウンセリングを行う心理専門職を配置し、精神障がい又は発達障がいなど見えにくい障がいのある人の職業適性や障がい特性を的確に把握し、就労支援に活用する。
 (3) 精神障がいのある人の職場定着を支援するため、県内4生活圈域のセンターに「精神保健福祉士」などの非常勤職員を配置し、求職者・家族に対する相談支援や医療機関と連携した病状把握と服薬指導等の生活指導、就職後の職場訪問による定着支援等を実施。

2 一般就労を希望する障がいのある人の就労に向けた支援
 特別支援学校高等部2、3年生の生徒及び就労支援施設や在宅の知的障がい又は精神障がいのある人のうち一般就労希望者を対象に、公共職業安定所及び就業中の障がいのある人等を講師として、就労に向けた総合的な講座を実施する「障がい者就職準備講座」を開催。

3 特別支援学校卒業生の就職拡大
 特別支援学校の生徒たちが、日頃学んでいる清掃などの職業技能を、企業の人事担当者の前で披露する技能見学会を開催。併せて企業と教職員との交流会も開催。

4 知的障がい者県職場体験実習の実施
 県立特別支援学校(知的障がい者教育)の推薦を受けた高等部2年生を対象に、県内の職場で、生徒たちを職場体験実習生として受け入れることにより、生徒への体験実習の場を提供するとともに、県職員の障がい者雇用に関する理解を促進する。



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数	目標	598	653	598	598	598	676	676
	実績	565	535	573	634	710		

【指標の考え方】

- 平成30年度までの目標は、全13センターにおいて、平成23年度既存センター(8センター)における就職者数の平均値(就職者数46人)を達成することとしている。
- 令和元年度及び令和2年度の目標は、1年間での増加数を「平成25年度から平成29年度までの就職実績の平均増加数21人」と見込み、平成29年度実績634人に2年分の増加数42人(=21人×2年)を加算した値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成30年度における就職者数は710人と前年度目標値を112人(+18.7%)上回っており、事業の効果がみられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、障がいのある人の身近な地域で、就業とそれに伴う生活面での指導、助言等の支援、事業主に対する障がいのある人の採用や雇用管理に関する相談支援が県内全域で可能となった。 ・障害者就業・生活支援センターの指定要件を満たした社会福祉法人等に委託することで、障がいのある人の就業支援に精通した支援担当者を配置することが可能となり、30年度は年間710人の就職を達成している。 ・中核的なセンターに心理専門職又は精神保健福祉士等を配置し、カウンセリング等による障がい特性の把握や求職者に対する生活指導等を行うことで、精神障がい又は発達障がいのある人に対する効果的な就労支援が可能となった。 ・就職準備講座の開催により、受講者は、一般就労の現実を知るとともに、就職に向けた自身の課題を知ることができるようになった。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県民は県内どこでも等しく障がいのある人の就職や雇用の相談支援を受けることが可能となった。また、センター相互の連携と機能強化のため、全13センターによる連絡会を発足し、学習会やセミナー等の啓発活動を行うことにより、県全体でのさらなる就労支援の強化が図られている。 ・就職準備講座では、各特別支援学校の生徒など約80人の県内の一般就労希望者が模擬面接や事業主・先輩からの話といった講座を受け、就職活動に役立つ体験をすることができた。 ・特別支援学校生徒による技能見学会及び企業と教職員との交流会を開催することで、県内の特別支援学校の生徒が、日頃学んだ職業技能の成果を多くの参加企業に披露する機会を設けた。また、技能見学会後に交流会を開催し、各校の校長や進路指導の教職員と企業の人事担当者が情報交換により相互理解を深めることで、実習受入企業や採用企業の拡大につながった。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	81,628	87,819	87,461	時間	820	820	820
(うち一般財源)	44,221	49,581	49,223	人件費(千円)	3,369	3,369	3,369

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある求職者は増加しており、民間企業における雇用障がい者数も増加傾向にあり、センターにおいても就職者数の増加が見込まれる。 ・平成30年度の法定雇用率の引上げにより、障がいのある求職者のさらなる増加が見込まれることから、求職者のきめ細かな支援を行うセンターの必要性はさらに高まっている。 ・県内特別支援学校卒業生の就職率は年々増加しているものの、さらなる就職率の向上を目指し、特別支援学校と連携し、生徒の就職希望者の拡大と障がい者雇用に対する企業の理解促進を図る必要がある。 ・障がいのある求職者のうち、特に精神障がいのある求職者が増加しており、事業主の精神障がい者雇用に関する理解促進と就職・定着支援につながる取組みが必要。
<p>【見直し内容】</p> <p>(部局間の調整・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し就労支援を行う。就職拡大に向けて、センターと特別支援学校や就労移行支援事業所、医療機関等との連携をさらに強化する。 ・精神障がい又は発達障がいなど就労困難な障がいのある求職者が急増していることを踏まえ、精神障がい又は発達障がいのある人の雇用に関する理解促進のための啓発や、その就職・定着支援の一層の強化を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者雇用の促進を図るためのテレワーク活用事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------------	-------	--------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	5 1	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	3 5	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1 1	障がいのある人の雇用の拡大 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	1 4	障がいのある人の就職支援 (再掲) 障がいのある人の就職支援

1 事業のねらい・目的

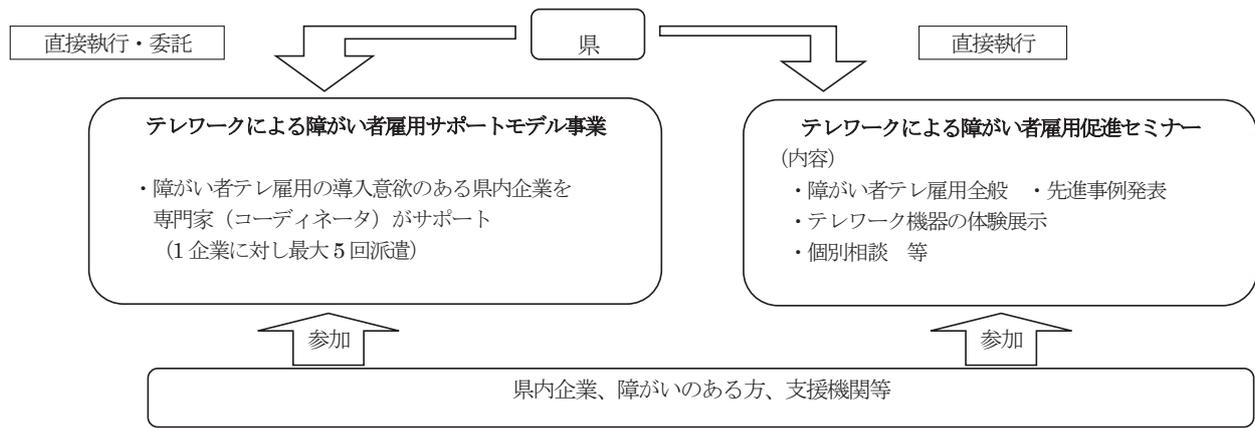
テレワークを活用した障がい者雇用 (以下「障がい者テレ雇用」という。) を県内企業等に周知するとともに、モデル的に県内企業での導入事例を実現することで、障がい者テレ雇用の促進につなげる。

2 事業概要

(1) テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業の実施
障がい者テレ雇用の導入に意欲ある県内企業に対し、専門家 (コーディネータ) が、導入から採用、定着支援までサポート支援し、導入事例を実現し導入促進を図る。

(2) テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催
障がい者テレ雇用を県内企業等に周知し、活用促進を図るためセミナーを開催
内容: 障がい者テレ雇用について、国の助成制度、先進事例、テレワーク機器の体験展示

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
セミナー参加者のうち、障がい者雇用のためのテレワーク制度構築開始企業数 (累計)	目標	—	6社	16社	24社
	実績	—	8社	21社	
障がい者雇用率	目標	—	2.2%	2.2%	2.2%
	実績	1.97%	2.07%	2.12%	

※テレワーク制度構築開始企業数: テレワークの導入に向けて、専門家への相談や機器の導入等具体的な準備に着手した企業 (参考)

【指標の考え方】

本事業では、テレワークによる障がい者雇用にあたり、留意すべき点等を洗い出し、報告書にまとめ周知を図ることで、企業がテレワークによる障がい者雇用に向けた取組みを行う契機とするもの。このことから、制度構築開始企業数を目標値に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H30年度事業セミナー参加者のうち、障がい者雇用のためのテレワーク制度構築開始企業数は8社であり、目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事業は、公募により選定された4社が障がい者テレ雇用を導入し、事例を実現できた。テレワークの活用を検討している企業にとって、モデル事業による先進事例は、ノウハウを理解でき、導入のきっかけとなる。今後、導入事例の周知を行い、障がい者テレ雇用の導入企業が増えることになれば、通勤困難等の事情を抱える障がいのある人の雇用の増加、ひいては、本県民間企業の障がい者法定雇用率の向上にもつながる。 セミナーは、県内企業や支援機関等に対し、障がい者テレ雇用のメリットや具体的な事例の紹介、障がい者テレ雇用の導入に向けての相談会等を実施することにより、障がい者テレ雇用の導入気運が高まった。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事業は、委託業者やモデル企業等と情報や課題を共有することにより、効率的に事業を実施している。 市町村や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知やセミナー参加者の募集を実施している。 会場の選定を見直すことによりコストを削減。

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,645	10,246	12,158	時間	757	1,338	1,527
(うち一般財源)	1,830	5,123	6,079	人件費 (千円)	3,110	5,497	6,273

6 見直しの内容			
<input checked="" type="radio"/> 継続 (<input checked="" type="radio"/> 拡充)	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)	一部改善	縮小)
<input type="radio"/> 終了 (<input type="radio"/> 完了)	再構築 (他の事業に組み替え)	廃止)
【上記の理由】			
<ul style="list-style-type: none"> 今年度実施しているテレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業の導入実績等を効果的に広報し、県内企業へ障がい者テレ雇用を推進していく必要がある。 県内の中小企業は、障がいのある人に適した業務や施設設備、支援者の配置の困難さから、障がい者雇用が困難と考え、一人も雇用していない企業も多く、その解決に向けた新たな取組みが必要である。 			
【見直し内容】			
<ul style="list-style-type: none"> テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業の終了。 モデル事業で得られた導入に伴うノウハウや具体的な事例等をまとめた報告書を作成。法定雇用率未達成企業等へ配布し、県内のテレワークを活用した障がい者雇用を推進する。 セミナーは、報告書を活用し、モデル事業で得られたノウハウ等を紹介。 共同利用型のコワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業を実施。障がい者雇用が進んでいない県内企業に対して、県委託業者が、適した業務の切り出しを行うとともに、障がい特性に合わせて支援できる人材を配置した共同利用型のコワーキングスペースにおいてお試し (一定) 期間は、勤務場所として、低額で利用できるものとする。 			